

会議録・令和5年6月12日第2回定例会（第1日目）

1. 招集の年月日 令和5年6月5日
2. 招集の場所 明和町議会議場
3. 開 会 6月12日 午前9時00分 議長宣告
4. 応招議員 14名
 - 1番 宇田 雅行
 - 2番 中井 啓悟
 - 3番 田邊 ひとみ
 - 5番 新開 晶子
 - 6番 江 京子
 - 7番 北岡 泰
 - 8番 辻井 成人
 - 9番 山本 章
 - 10番 瀬田 萌
 - 11番 高橋 浩司
 - 12番 綿民 和子
 - 13番 下井 清史
 - 14番 松本 忍
 - 15番 奥山 幸洋
5. 不応招議員
なし
6. 出席議員
14名
7. 欠席議員
なし
8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 松井 友吾
議会書記 肥留間 晴美 小竹 将太 霜 幸佑
9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 世古口 哲哉 副町長 下村 由美子
教育長 下村 良次 総務防災課長 朝倉 正浩
まちづくり戦略課長 森下 純 税務課長 西尾 仁志
生活環境課長 丹合 信隆 住民ほけん課長 日置 加奈子

健康あゆみ課長	青木大輔	会計管理者(兼)会計課長	西村正樹
産業振興課長	坂口昇	建設課長	西尾直伸
上下水道課長	肥留間誠	斎宮跡・文化観光課長	稲浦満
教育課長	菅野亮	こども課長	松本章
小学校区編制 推進室長	中瀬基司		

10. 会議録署名議員

2番 中井啓悟

3番 田邊ひとみ

11. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

(午前 9時 00分)

◎開会の宣告

○議長（奥山 幸洋） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第2回明和町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願ひします。

なお、本日は、念のため議会システム施工業者を傍聴席に待機させていただいておりますので、ご承知おきください。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（奥山 幸洋） 日程第1 「会議録署名議員の指名」については、会議規則第126条の規定により、議長から指名をいたします。

2番 中井啓悟 議員

3番 田邊ひとみ 議員

の両名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（奥山 幸洋） 日程第2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの5日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月16日までの5日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（奥山 幸洋） 日程第3 「諸般の報告」を行います。

監査委員さんから提出いただいております2月、3月、4月分の例月出納検査結果報告書と一部事務組合の報告書の写しをお手元に配付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、日程第3 諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（奥山 幸洋） 日程第4 「行政報告」を行います。

町長。

（町長 世古口哲哉 登壇）

○町長（世古口 哲哉） おはようございます。

令和5年第2回明和町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私何かとご多用のところ、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、ただいまは本定例会の会期を5日間とお決めいただき、諸案件のご審議を賜りますことに対し厚くお礼を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延してから3年以上が経過し、5月8日に5類に移行したものの、完全に収束したとは言えない状況にあることから、引き続き日常から感染症などに対する対策を心がけることが今もなお求められているところであります。

また、昨年2月24日に勃発したロシアによるウクライナへの軍事侵攻は今もなお収まっておらず、大変厳しい情勢が続いています。一日も早く平和的解決が図られるよう、心から願うばかりです。

この様な状況下であります。明和町におきましては、昭和33年9月3日の町制施行から今年の9月で65年を迎えることから、町民の皆さんと共に節目の年を祝うため、記念シンポジウムを9月に開催するなどの企画を現在進めているところであります。

それでは、3月定例会以降、本定例会までの間の主な動きにつきまして、簡略にご報告させていただきます。

3月17日、斎宮の伊勢街道沿いにある乾家住宅門及び塀と澄野家住宅主屋が国の有形文化財に登録されました。国の有形文化財に登録されるのは、町内では初めてです。乾家住宅門及び塀は旧家にふさわしい重厚な造りであり、澄野家住宅主屋は良材を用いた上質な町家で、伊勢街道沿いの歴史的景観を形成する重要な建造物です。これからも歴史の詰まった文化財を大切にしていかなければなりません。

3月22日、さいくう平安の杜西脇殿で、産学官連携伊勢麻振興プロジェクト（天津菅麻プロジェクト）の発表会を行いました。75年ぶりに大麻取締法が改正されることに先行し、三重県が大麻取扱者指導要領を緩和したことを受け、

明和町などが伊勢麻を生産し、麻に関する歴史文化の継承と農業としての麻生産の確立などのため、産学官連携でプロジェクトを開始することとなりました。齋宮跡の公有地では、約60アールで神事用大麻の栽培と大麻草の種を増やす取組をはじめとした産業用大麻の試験栽培などに取り組んでいきます。

3月24日、修正小学校の体育館で「旅立ちの会」が行われ、児童や教職員が修正小学校での最後の時間を過ごしました。修正小学校は小学校区の再編に伴い、3月31日で閉校し、112年の歴史に幕を下ろしました。

4月3日、新規採用となった職員の辞令交付式と入庁式を執り行いました。今年度から新たに職員となったのは、事務職員、技術職員、保育士兼幼稚園教諭、社会福祉士の計17名と、群馬県明和町からの出向1名の18名です。

辞令交付式では、私から今後の活躍に期待を込めて辞令書を手渡した後、入庁式では、今後の職務に向け意気込みを述べていただきました。それぞれの抱負を胸に、住民福祉の増進などに取り組んでいただくよう願うとともに、町職員としてのこれからの活躍に期待しているところです。

また、同じ日、明和町のデジタル化の取組を進めるための高度専門人材として、4月1日付で元三重県最高デジタル責任者の田中淳一さんを明和町デジタル政策参与に任命しました。今後は、明和町の外部アドバイザーとして助言等をいただくことにより、デジタルを活用した町民の皆様の利便性の向上や職員の働き方改革などの一層の推進を目指していきます。

5月9日、上村のシメナワ日待ちが今年2月に明和町無形民俗文化財に指定されたことから、明和町役場で指定書の交付式を行いました。この行事は、疫病が侵入しないよう集落の入口の道にミョウガとモモの枝をつけたしめ縄をかける行事で、年に一度架け替えが行われています。この行事の指定により、明和町指定文化財は32件、そのうち無形民俗文化財は9件となりました。

5月21日、大淀祇園祭で使用される山大淀の山車が修繕作業を終えたことから、試し引きが行われました。これは、町で文化庁の補助事業を受け、昨年度要望のあった町の民俗文化財に対し、用具の新調や山車や太鼓の皮の張り替え

などの修繕を行ったものです。町の夏の風物詩で明和町無形民俗文化財でもあり、今年で270周年を迎える大淀祇園祭は7月29日に開催予定で、山大淀の山車も活躍する予定です。

5月23日、齋王まつり実行委員会の森田均代表をはじめ、今年の齋王役の山中深月さん、女別当役の奥村純菜さんなど14名が三重県知事のもとを訪れ、祭りをPRしました。森田代表は、まつりの見どころや当日行われるイベントなどを紹介したほか、齋王役の山中さんと女別当役の奥村さんがまつりに対する意気込みを述べられました。

6月3日、前日の台風2号の影響が心配される中、第40回齋王まつりが開催され、主催者発表で2万5,000人の方が町内外から訪れました。一部内容を変更して行われた齋王群行のほか、バザーやステージでは多くの人々でにぎわいを見せていました。

実行委員会をはじめ携わられた多くの関係者の皆様には、ご多忙の中、懸命に取り組んでいただきましたことに対しまして深くお礼申し上げたいと思います。

次に、さきの第1回定例会でお認めいただいた各会計予算でございますが、議員の皆様から頂戴したご意見、ご提言を念頭に置き、執行しているところです。そして、国・県の動向に鑑み、繰越明許事業も含め早期執行に向け、各課におきまして鋭意、事業推進を図っているところでございます。

なお、本定例会の上程議案につきましては、繰越明許費計算書の報告が4件、三重県市町公平委員会の規約の変更に関する協議が1件、条例の制定が1件、条例の一部改正が1件、そして令和5年度一般会計補正予算ほか2つの特別会計補正予算をお願いしています。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

今後も、町民の皆様が安全・安心に日々の暮らしを営んでいただけるよう最大限の努力をしてまいりますので、議員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（奥山 幸洋） 続きますして、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） 私からは、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、多気東部土地開発公社の決算報告をさせていただきます。

去る5月25日、令和5年度第1回理事会において令和4年度決算が審議され、原案どおり議決されました。

報告書の2ページの令和4年度損益計算書をご覧ください。

1、事業収益の（1）公有地取得事業収益は697万3,100円、（3）附帯等事業収益は342万2,510円、（4）完成土地事業収益は150万円、事業収益合計が1,189万5,610円でございます。

2、事業原価の（1）公有地取得事業原価は697万3,100円、（2）完成土地事業原価は150万円、事業原価の計が847万3,100円、事業収益から事業原価を差し引きまして、事業総利益は342万2,510円となっております。

3、販売費および一般管理費につきましては、（1）公租公課費として、県民税均等割の2万2,000円、町民税均等割の5万円の7万2,000円を計上しております。

また、（2）役務費として、各種手数料の合計が1,100円となっており、計が7万3,100円となっております。

これらの費用を事業総利益から差し引いた334万9,410円を事業利益として記載しております。

4、事業外収益につきましては、受取利息としまして4,052円を計上しております。

5、事業外費用はゼロ円ですので、これらの事業外収支を事業利益に加えて、経常利益は335万3,462円となっております。

6、特別利益及び7、特別損失はいずれもゼロ円となりましたので、当期純損失及び当期利益は335万3,462円となりました。

以上が令和4年度損益計算書の内容でございます。

次に、3ページ、令和4年度貸借対照表をご説明させていただきます。

資産の部、1、流動資産の（1）現金及び預金は3億2,902万791円で、決算
付属明細書8ページ、1、現金及び預金明細表と10ページの現金及び預金明細
表の預金、普通の欄に記載のとおりとなっております。

（2）事業未収金につきましては、8ページ、5、事業未収金明細表、期末
残高の合計欄のとおりゼロ円を計上しております。

（3）公有用地につきましては2億9,316万196円で、8ページ、2、公有用
地明細表、合計欄のとおりです。こちらの内訳は、11ページに詳細を記載させ
ていただいております。

（4）開発中土地につきましては480万6,711円で、8ページ、3、開発中土
地明細表のとおりです。こちらの内訳は、12ページに詳細を記載させていただ
いております。

（5）完成土地につきましては2億6,977万3,351円で、8ページ、4、完成
土地明細表のとおりです。こちらの内訳につきましては、13ページに詳細を記
載させていただいております。

以上の合計によりまして、流動資産合計は8億9,676万1,049円となっております。

次に、2、固定資産でございますが、無形固定資産及び有形固定資産はとも
に該当資産がございませんので、ゼロ円となります。

3、投資その他の資産の（1）出資金につきましては、明和町、多気町それ
ぞれ200万円ずつ出資をいただいております、合計400万円を計上しております。明
細につきましては、9ページの9、資本金明細表のとおりでございます。

以上より固定資産の合計は400万円となり、資産合計といたしましては9億
76万1,049円となります。

続きまして、負債の部、1、流動負債でございますが、（1）未払金、（2）
短期預り金はともに該当負債がございませんので、ゼロ円となります。

2、固定負債につきましては、長期借入金8億4,718万6,200円を計上してお
りまして、こちらの明細は決算付属明細書8ページ、7、長期借入金明細表及

び14ページの明細表のとおりでございます。

よって、負債合計は8億4,718万6,200円となります。

次に、下段の資本の部、1、資本金といたしまして、(1)基本財産400万円で、出資金と同額を基本財産としています。

2、準備金、(1)前期繰越準備金が4,622万1,387円です。

(2)当期純利益は、先ほど損益計算書でご説明した335万3,462円を計上いたしました。

よって、準備金合計は4,957万4,849円となります。こちらの明細につきましては、9ページ、10、準備金明細表に記載しております。

資本金、準備金を合わせた5,357万4,849円が資本合計となり、その結果、負債資本合計が9億76万1,049円となることから、この金額は資産合計と一致しております。

以上が令和4年度貸借対照表の内容となります。

4ページはキャッシュ・フロー計算書ですので、後ほどご覧ください。

5ページの監査報告書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上をもちまして、令和4年度多気東部土地開発公社の決算報告を終わります。

○議長（奥山 幸洋） 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（奥山 幸洋） 日程第5 「一般質問」を行います。

一般質問は、6名の方より通告されております。

許可したいと思います。

11番 高橋 浩司 議員

○議長（奥山 幸洋） 1番通告者は、高橋浩司議員であります。

質問項目は、「公共工事について」の1点であります。

高橋浩司議員、登壇願います。

（11番 高橋 浩司議員 登壇）

○11番（高橋 浩司） よろしく申し上げます。皆さん、おはようございます。

議長より登壇の許可をいただきましたので、事前通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

5月5日に石川県能登地方で震度6強の地震が発生しました。そして、翌日の大雨により、珠洲市では、土砂災害のおそれがあるとして約740世帯、1,630名に避難指示が出されました。この地震で死傷者48人、崖崩れなど住宅の損壊702戸や多くの世帯で断水が発生し、また国道2路線を含む7路線で通行止めとなり、ゴールデンウィークも重なったこともあり、この地域の観光業、飲食産業などが打撃を受けました。

また、6月2日、線状降水帯による大雨により愛知、和歌山、静岡、神奈川県など広範囲で被害が発生しました。改めて、被災された方々に心よりお悔みとお見舞いを申し上げ、そして一日も早い回復と復興をお祈り申し上げます。

それでは、質問に入ります。

私からは、公共事業の施工時期の平準化についてご質問をさせていただきます。

皆様ご承知のとおり、南海トラフ地震が近い将来発生することが予想され、また全国各地で想定を超えた自然災害が毎年のように各地で発生しており、それらに備え、各自治体で様々な対策が進められています。もし災害が発生すれば、日頃から明和町のインフラを支える様々な工事を行っている地域の土木建設、水道業者の役割は非常に重要であり、町との間で災害協定も結ばれていま

す。

また、先月の能登地方の地震でも通行止めが多発し、通行不能となった道路上の土砂を除去し、緊急車両のルートを確保する応急対応が速やかに行われました。明和町では、その道路の瓦礫を撤去する道路啓開訓練が建設業協会などの協力を得ながら、今年も10月29日に実施される予定となっています。

そして、上水道の漏水事故は年間30から40件ほど発生していますが、休日・夜間を問わず、役場の要請で水道業者が迅速に現場に駆けつけ、緊急修繕に当たっていただいております。昨年起こった水源地の事故においては、960世帯で約7時間の給水制限が発生し、そのときにも応急給水などの町民への対応に尽力をしていただいております。ちなみに国交省三重河川事務所は、先月16日に午前と午後の2回、櫛田川の河川敷で災害対応機械の操作訓練を三重県建設業協会、三重県、関係市町の職員で行いました。

このようにインフラ業者は、日常の事故対応から災害発生時の緊急対応やその後の復旧・復興に大きな力を発揮してくれる地域の守り手として住民の安心・安全の要であり、町にとってはなくてはならない存在です。

しかしながら、全国的にインフラ業者を取り巻く環境は様々な要因により非常に厳しい状況にあると言わざるを得ません。その一つが人手不足の問題です。大きな原因として、年度初めから夏場までは仕事が極端に少なく、その反面、12月頃から年度末にかけて工事施工が過度に集中していることです。暇な時期と極端に忙しい時期の波が大きく仕事量が不安定であることから、インフラ業者は人件費の負担を抑制するため、やむなく正社員の雇用を避ける傾向があるようです。また、年度末の仕事のきつさから技術を持った若年・壮年層の従業員の退職が増え、技術の継承など人材育成も難しく、業界での高齢化が進んでいます。

そして、過度の工事の集中は、長時間労働や現場の安全確保にも支障を来すおそれもあり、3Kと呼ばれた職場環境が現在では5K、きつい、暗い、危険、給料が安い、帰れないとも言われ、ますます人材不足が深刻化しているようで

す。このことは建設機械を操れるオペレーター不足やコスト高を招くことにもなり、町民を支えるインフラの品質低下も懸念されます。

ここで、モニターをご覧ください。

これは明星エリアの公共下水の工事箇所を示したものです。これは令和4年度の状況ですが、青色が舗装工事、赤色が管路工事を示しています。

次のモニターをお願いします。

これは令和3年度の状況です。

次へをお願いします。

これは令和2年度の管路工事の状況で、同じく令和2年度なんですけれども、次へをお願いします。これが舗装工事の工事箇所です。

ご覧いただいたように、明星駅南側周辺で複数の工事が行われています。これらに加え、下水を入れるための水道管の移設工事もこの時期に施工され、特にそれが12月頃から年度末に集中しています。こういった状況から明星の知人から現場に呼ばれ、五、六年前からずっとこんな状態で、毎年年末から3月頃まで、そこかしこで通行止めや片側通行でごちゃごちゃでかなわんわと、うちとこのおかんやおやじも相当戸惑つとると。公共事業に協力するんは当然なんやけれども、どうにかうまく分散して工事が集中せんようにしてほしいわとそういった意見ももらっています。

これは明和町の一例ですが、同様の時期には国や県の工事も行われ、日本各地でそういったことが見られます。住民の生活に支障が出るなど全国的な社会問題ともなっています。

ここで、分かりやすい資料として次のモニターをお願いします。

これは千葉県の市原市の令和元年度の工事稼働率のグラフになります。中央部の横線、青色の点線、この1というのが平準化の基本となり、これより下が工事が少なく、この青のラインより上が工事が多いということを示しています。見にくいのですが、4月0.25から月を追うごとに0.4、0.42、0.82、ようやく8月に1.04になります。

モニターをちょっと右のほうにずらしてもらっていいですか。

ありがとうございます。

そして、10月に1.34、そして1.39、1.47、1.41となっています。

ここでこの4月の0.25と12月の1.47では、約6倍もの施工量の差が生じています。6倍の差があります。

こういった問題を解消していくため、国の方針に沿って公共事業の施工時期の平準化が全国各地で進められております。施工時期の平準化とは、先ほどのグラフで示したような大きな波のある仕事を年間を通じて平均化することが目的です。これにはほぼ新たな予算が必要なく、行政発注者の仕事のやり方、仕組みを変えることで実施できます。

続いて、モニターをお願いします。

これと次へ、ご覧いただいたこの2つなんですけれども、これらは令和元年と令和2年に国交省、総務省連名で、全国の自治体に要請した平準化推進の資料です。そこから抜粋したデータを用いて質問を進めたいと思います。

モニター、次へをお願いします。

少し古いデータになりますが、国、都道府県、市区町村の工事量の平成25年度から30年度の6年間の推移です。随分見にくく申し訳ないんですけれども、グラフの部分をちょっと拡大してもらっていいですか。

国が青色です。都道府県は赤色、市区町村が緑色のラインです。このグラフ、ちょっとゆっくり右へスライドしてもらっていいですか。この青の部分なんですけれども、国は年度を追うごとになだらかとなっていますが、一方、都道府県と市区町村は波が大きく、平準化があまり進んでいないことが分かります。

国はこれまで計14回、全国の自治体にこれらの通知を出し、令和元年には担い手3法、いわゆる品確法、建設業法、入契法を改正し、公共事業の施工時期の平準化を発注者の責務として明確に規定しました。それから5年がたちます。このように国が3つの法律を改正してまで、発注者の責務として平準化を要請する背景には、大きなメリットと期待される効果があるためです。

次のモニターをお願いします。

これもちょっと見にくいんですけども、1つ目は業者、受注者に期待される効果で、年間を通じた安定的な工事による経営の安定、雇用の安定、そして資機材の稼働率の向上によってリースをしている建設機械を自社で保有することへの後押しにもなり、災害時でもこのことは大きな効果が期待されます。

2つ目は、技能者、いわゆるインフラ業者の従業員への効果として、12月頃から年度末の工事の集中を平均化することで多くの業務を抱えていることへの心身への負担の軽減、そして長時間労働の是正、休日の確保、そして日給・月給制社員の給与の安定といった働き方改革の一環にもつながります。

3つ目は発注者、行政に期待される効果で、入札での不調の抑制、安定的な施工管理の確保、担当者の現場管理、変更設計や完成検査などの業務集中の緩和。

次に、4つ目は、行政、これは地域住民に対しての効果として、インフラ業者の経営の安定化により地域インフラの品質向上が強化され、先ほども申し上げましたが、日常の事故対応力や災害時の機動力の向上、そして工事時期の集中の緩和により通行止めなど住民生活の支障軽減にもつながります。

この平準化については、ちょうど4年前の一般質問でお尋ねした際には、現状は不十分であり、今後は年間を通じた事業の平準化を進めるとそういった答弁をいただいております。それらを踏まえお尋ねします。

前回の質問から4年が経過しましたが、この間の町の平準化の取組とその成果をお答えください。

○議長（奥山 幸洋） 高橋浩司議員の質問が終わりました。

これに対して答弁、副町長。

○副町長（下村 由美子） おはようございます。

ただいま高橋議員から公共事業の施工時期の平準化について、これまでの町の平準化の取組とその成果についての御質問をいただきました。

これまで平準化に向けた取組につきましては、補助事業の採択の時期や地元

調整による施工時期などによる発注時期の調整が必要になる場合もありますが、可能な限り6月頃までなど早期に発注ができるよう、年度当初に取組の推進を行ってきております。

先ほど議員からもありましたとおり、公共工事の平準化は全国的にも、そして明和町においても必要な取組であると考えております。近年の働き手の確保が困難になりつつある状況や、資材価格等の高騰の対策として少しでも工事コスト削減に向けた取組を考えますと、年間を通じた平準化は以前よりも重要性が高まっていると考えております。

町においても、各課に対して取組を働きかけるとともに、例年4月下旬に年間計画を策定し、町ホームページで公表するほか、国土交通省中部地方整備局に情報提供を行うなど取組を進めているところであります。また、早期発注を進めるため、適切な明許繰越の運用や積算の前倒しなども含めて検討を指示しているところであります。

成果につきましては、以前と比べると、前年度末から年度当初に工事発注の準備を行うなど早期発注に対する職員の意識の改善が図られてきましたが、引き続き平準化に向けて取組を進めていく中で、先ほどの4つの期待されるメリットが活かされるよう進めていきたいと考えております。

引き続き平準化に向けての取組を進めてまいりたいと思っております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

高橋浩司議員。

○11番（高橋 浩司） 町長に答えてほしかったんやけれども、副町長、地元の都合で何か発注時期の調整が必要、そんなのどんなのがあるん。

国にその情報提供しとるといふのを言われたけれども、それは何の効果、意味があるのかよう分からんすわ。それで、明許繰越や積算の前倒しは以前からやっとなことですよ。4年前に私が質問させてもらった以降に始まったことでなく、ずっとやっとなことじゃないですか。

前回の質問で、この後で質問させてもらうんやけれども、国交省の「さしすせそ」の取組の提案とか、町の関連団体、補助団体からの要望とかそういったこともあるということで、先ほど申し上げたこれを取り組んでいくんやということ答弁、4年前にもうとるんですやんか。取り組んだとおっしゃいますけれども、何が進んだかちょっとよう分かりませんわ。

ここで時間割いてもいかなので、通告の質問に戻ります。

次のモニターをお願いします。

これまた細かいんですけれども、左上ちょっと拡大してもろていいですか。

今年度の初回入札なんですけれども、5月に7件あるようになっています。これ5月なんですけれども、聞くところによると24日で、もう6月に近い入札で、しかも測量設計委託や引っ越しとか工事関係はゼロです。

ちょっと下に行って、6月が映るようにしてもらっていいですか。

これ2回目、6月と書いてあるんやけれども、確認させてもらったら6月27日なんです。ほぼ7月じゃないのというぐらいのことで、ここでようやく5件のインフラ工事が予定されています。これやったら令和5年度の初回の発注はほぼ7月、契約した受注した業者が各種手続や資材の発注、そしてその納品、警察の許可や地元の説明、それとその周知、少なくとも1か月は要します。工事着手は結局8月以降となってしまうと、実質4月から7月の4か月間、1年間の3分の1が仕事のない状況となっています。取り組んできたというふうに町長言われるんですけれども、4か月間工事が無いんは何でなんですか、取り組んできて。

それと、例年4月に計画をしているというふうなことを言われたんですけれども、これ遅いですよね。前年度の早い段階でやらんと、平準化にはつながらないと僕は思います。

それと、各課に働きかけると答弁いただいたんですけれども、誰が誰に働きかけるんですか。私、町長に質問させてもうとるんです、これ。町長が指示すれば進むんじゃないんですか、これ。

最後に、職員の意識の改善があったというふうなことを言われたんですけれども、これがどう平準化につながったか、どういうふうな効果があったのか、教えてください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） ご質問いただきましたとおり、本年度は工事が4月から4か月間ないということは、平準化が進んでいるとは言えない状況でございます。このような状況からも、来年度であります令和6年度事業分は、前年度に計画することにより平準化を念頭に計画を考えていきたいというふう考えております。

これまでは年度当初の4月に、総務防災課から各課長宛てに照会をする中で早期発注の依頼もしておりましたけれども、町といたしましてもより徹底をするために、前年度に計画、設計に努めるようより一層指示をしていきたいと考えております。

職員の意識改革につきましては、さらに進めるためにも今後も早期発注を含めて早期施工の取組を目指しまして、新年度予算を各課で検討していく中でも、財政当局とも連携して再度周知をしていきたいと考えております。

なお、令和4年度の取組については、1点、建設課から答弁をさせていただきます。

○議長（奥山 幸洋） 建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 地域の事業者である地域の守り手には、令和4年度の道路包括管理委託検討時に、明和町建設業協会の11社にヒアリングを行いました。意見としては、発注工事を増やしてほしい、できるだけ4月から7月の工事を増やしてほしい、大型工事が少な過ぎるなど多くの意見をいただいたところでございます。

これらを少しでも解消するため、一つの手法として、道路包括管理委託等により複数年の債務負担での発注が可能となり、長い期間での事業費が見込め、手続の簡素化などが図られ、会社経営の安定化などに少しでも寄与するものと

考えております。このようなことを進めたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

高橋議員。

○11番（高橋 浩司） そもそもなんですけれども、早期発注じゃなくて、早期施工を求めているということを理解してもらって、結果的に課長お答えいただいたようにほとんど進んでいないということでもいいのかな。その上で令和6年度に向けて積極的に取り組んでもらうということを答えてもらったということで、のみ込ませてもらいます。

あと、道路包括に関してはいい取組だと思いますので、よろしく申し上げます。

それ以外の工事を担当されている課長さん方も平準化に向けた取組、いろいろ知恵を絞って考えてもらいたいと思います。

時間もあるので、次に移ります。

重複するような質問、説明になりますが、平準化率は4月から6月の仕事量を基に計算し、そして数値化され、1.0これが平準を示しています。総務省と国交省は毎年、入札契約適正化法に基づく実施調査を行い、全国の地方公共団体のデータをホームページなどで公表しています。

令和3年度の都道府県の平均は0.8、三重県は0.73、市町村の平均は0.62、明和町では0.52。ちなみに伊勢市が0.68、松阪市が0.53、多気町が0.75で、明和町は全国平均や近隣市町よりも低いという結果が出ています。ここでも取組が弱いと言わざるを得ません。

モニター、次、お願いします。右上のほう、拡大お願いします。

先ほども申し上げましたが、令和元年6月に法律で平準化は発注者の責務と国により明確に規定され、その責任を負うことになって、もう4年がたちます。また、国は平準化が進まない分析も行っており、理由として、職員や体制が不十分、組織全体の調整、意思統一が図れていない、情報、知識、ノウハウの不

足など7つの原因が挙げられ、これらに対し、右下のほう拡大してください。こういった原因はできることを知ってもらう、やり方を知ってもらう、ハードルを下げる、この3つで平準化を下げるができるというふうに国はしています。

ここで、ご質問いたします。

町の平準化率と目標数値、そして法律で規定された発注者の責務についてどう理解し、今後どう責任を果たしていくのか。それと、この1月に国交省の中部地整の建政部長がお見えになり、町への説明で施工時期の平準化で実施されていない点についてどのようなやり取りがあったのか、お答えできる範囲で答弁をお願いします。

ちなみにこのとき、町長ではなく副町長が対応されたんですか、併せてお願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） 平準化の目標数値につきましては、実績で見ますと令和元年度発表分では、三重県が0.68で、明和町0.75と県平均を上回ったものの、令和2年度分は三重県が0.76で、明和町が0.52、令和3年度分は県が0.73で、明和町が0.52と県平均を下回る状況となっております。

中部ブロック発注者協議会三重県部会の目標が0.71以上となっております、明和町の平準化の目標数値につきましては、直近の数値を踏まえまして現在は0.6以上という数値を目標としております。

これらを達成するための課題といたしまして、発注者の意識改革が最も重要と考えております。例えば第2四半期までに8割以上の発注を目標とするなど、発注者側全体の意識向上が必要と考えております。現状は十分な数値に至っておりませんが、引き続き早期発注ができるよう適正な明許繰越の運用や積算の前倒し等を含め、年度当初の工事量の確保ができるよう取組を進めておりまして、今後検討していきたいと考えております。このためには先ほど申しました次年度の事業を検討する段階から事業担当課、あるいは財政担当部局も事前に

検討をしていくという必要があると考えております。

なお、中部地方整備局建政部長との意見交換につきましては、1月19日に部長以下6名が当町に来庁され、協議を行いました。この日は昨年度でありましたので、私はちょっと同席しておりませんが、町長のほか関係課長または係長が同席したと伺っております、副町長は出席をしておりません。

内容といたしましては、住宅関係、下水道関係と公共工事の入札契約制度関係が議題となっておりますが、入札契約制度につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づきまして、当町が未導入のゼロ債務行為負担の設定を含む施工時期の標準化、あるいは施工に必要な工期の確保、技能労働者の育成など5点について取り組むよう要請があったところでございます。

町といたしましても、建設産業の担い手確保と育成、また働き方改革や処遇の改善につながるよう、関係課も含めて具体的な取組を検討していきたいと考えております。

また、発注者の責務についてですが、令和元年に改定された先ほどありました新担い手3法においても、公共工事の施工時期の平準化の推進は発注者の責務としてありましており位置づけられておりますので、当町におきましても、より一層取組を進めていく必要があるというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 説明が終わりました。

高橋浩司議員、再質問ございますか。

高橋浩司議員。

○11番（高橋 浩司） 建政部長来られたときに町長出席されて、副町長出席されていないということ。この点に関して町長お答え、初めいただけたらと思ったんですけども、何かよう分からんですけれども、向きおうてもらえへんやろか、つらいですね。

建政部長からも取組の要請があったということで、法の責務を果たすようよろしく申し上げます。

改めて、次のモニターご覧ください。

こちらは国がまとめた先ほども私ちょっと申し上げましたが、平準化に向けた「さしすせそ」の取組です。平準化の進まない自治体への具体的な5つの方法を示し後押しする内容ですが、説明にしばらく時間をいただきたいと思えます。

モニター、次、お願いします。

まず、「さ」、債務負担行為の積極的な活用で年度にまたがる契約を行うことにより、4月から6月の工事施工が可能となります。予算は単一年度が原則ですが、債務負担行為を活用した発注の年度当初から行う2か年債と前年度に行うゼロ債があります。

県内では、四日市市、松阪市、菰野町、御浜町などで実施され、伊勢市では国の交付金事業においても4月から6月の工事量を確保するため、当初予算において債務負担行為を設定しています。

モニター、次、お願いします。

2つ目は「し」、柔軟な工期の設定で、余裕期間制度により発注者が余裕期間と工事期間を指定し、受注者はその間の現場監督の配置が不要で、資機材の調達、警察の許可など余裕期間の中で行え、無理のない工程で工事ができます。

三重県では、90日間の範囲で余裕期間を設定し、受注者が工事の開始時期を指定できる制度を導入しています。

モニターこの下の部分、フレックス方式、このフレックス方式なんですけれども、千葉県のパ安市では、年度末、現場監督がやっぱり重複して不足するため、それを解消してほしいということで市が要望を受け、モニターをそのまま右へスライドしてもらっていいですか。市が全体工期を設定し、それを受注者が望む工期で契約する、このフレックス方式をパ安市はほぼ全ての工事で導入しています。

次のモニターをご覧ください。

3つ目の速やかな繰越手続については、年度末の3月議会を待つことなく、

9月や12月議会など極力早い議会に上程することで、受注者、業者が余裕を持って人材や資機材のやりくりが行えるものです。

モニター、次へお願いします。

4つ目の「せ」は積算の前倒しで、前年度に設計、積算を完了させ、年度当初に積算単価を更新し、4月早々に発注することにより4月から6月に着工できるとしています。

次のモニターをお願いします。

最後ですが、5つ目の「そ」、早期発注のための目標設定で、4月から6月の契約目標を設定し、公表することです。県内では、桑名市や鈴鹿市など5市と大台町、玉城町、度会町など7町で行われています。

これら5つの中で、私個人としては効果は限定的な感じがするものもあるんですけども、いずれにせよ「さしすせそ」の取組は全国で進められ、継続して行動している自治体は確実に成果を出しています。

ちなみに5番目のモニターで紹介した市原市、左上の指標、枠で囲ってある下のところなんですけれども、R1平準化率が0.36になっています。先日、電話して聞かせてもらったんですけども、元年は0.36、令和2年は0.45、令和3年は0.65、2年間の取組で約2倍に上がっています。令和4年はまだ計算していないということで公表されていないんですけども、さらに上がっているんじゃないかなというふうに思います。

結局要はするかしらないかだけやと思います。どうでしょう、明和町でも「さしすせそ」をうまく組み入れて、来年、令和6年4月から工事の確保に向けて取り組んだらいかがですか。答弁をお願いします。

○議長（奥山 幸洋） すみません、ちょっとここで議事整理のため休憩をさせていただきます。

（午前 9時 59分）

(午前 10時 01分)

○議長（奥山 幸洋） 失礼いたしました。議事整理のため休憩をさせていただきましたが、このまま続行させていただきます。

答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） 公共工事の平準化に向けた取組といたしまして、債務負担行為の活用、柔軟な工期の設定、速やかな繰越手続、積算の前倒し、早期執行のための目標設定といわゆる「さしすせそ」の要素が重要なことは町としても認識をしております。今後も進めていきたいというふうに考えております。

一方で、公共事業の事業数の減少などもありまして、令和3年度の実績では「す」の速やかな繰越手続と「そ」の早期執行のための目標設定は導入しておりますが、ほかの3つにつきましては実績がない状況でございます。

また、「し」の柔軟な工期設定につきましては、工事規模が小さいものについては対応しづらいものもありますけれども、「せ」の積算の前倒し工事と併せて事業担当課のほか全庁的にこの制度の趣旨の浸透を図ることにより、積極的に進めていきたいというふうに考えております。

ご提案につきましては、早期発注や積算の前倒し等を含めまして県内市町の事例も見つつ関係課や財政当局とも連携しまして、計画に当たっては担当部署と地元との工期の調整も勘案しながら、議員からありました令和6年4月からの工事施工に向けて、取り組めるものは取り組んでいきたいというふうに考えております。

なお、「さ」の債務負担行為と「す」の繰越手続の取組につきましては、まちづくり戦略課長から答弁いたします。

○議長（奥山 幸洋） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） 「さ」の債務負担行為の活用についてでございますが、債務負担行為の制度は地方自治法で定められておりまして、歳出予算の金額と継続費総額、繰越明許費の金額の範囲を除いて設定いたしまして、予算で債務負担行為として定めるという制度となっております。

これらを活用する中で、平準化に向けた取組を進めることは効果的であると考えております。例年9月頃から実施します予算編成の段階で、財政健全化を図りつつ、活用を検討するよう取組を考えたいと考えています。

また、「す」の速やかな繰越手続につきましては、明和町の財政状況を考慮しながら、引き続き年度途中の補正予算化や繰越手続についても積極的に取り組みたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

高橋浩司議員、再質問ございますか。

高橋浩司議員。

○11番（高橋 浩司） 課長2人に答えていただいたんですけども、債務負担行為と繰越しに関して実際続けていくと、これまでもやってきているという。じゃ、4月から7月、4か月仕事がないというような状況は生まれへんでしょう。先ほど見てもらった5年の入札だけをクローズアップして言うとゼロということで、繰越ししてもろとるものは実際工事が進められとると思うんやけれども、5年度分のことだけで言うと申し上げた形になるもので、そこをよく分かってもらって工事の確保に向けて取り組んでもらいたいと思います。

総務防災課長、取り組むものは取り組むけれどもみたいな感じでおっしゃったんですけども、じゃ逆に取り組めないものは何で、その理由は何なんですか。それお答えください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） ちょっとこれまでの答弁と重複する部分もあると思いますけれども、ご容赦いただきたいと思います。

先ほどの債務負担行為の積算の活用につきましては、拡大の余地はあるというふうに考えております。一定規模の工事であれば、例えば前年度に設計をいたしまして、年度当初から4月から工事に入るといったことも可能でありますので、債務負担行為、あるいは大規模であれば継続費といった制度も含めて、予算編成段階から検討をする必要があると考えております。

「し」の柔軟な工期設定につきましては、工事規模の小さいものについては先ほども言いましたちょっと難しい面もありますが、閑散期の工事实施のため、早期発注に努めていきたいと考えております。このためにはやはり事業担当課職員等の認識徹底も必要だというふうに考えております。

それから、「す」の速やかな繰越手続はもう既に実施はしておりますけれども、これも引き続き取り組んでいきたいと思っております。

そして、積算の前倒しにつきましては、近年、上水道事業については実施しております。前年度に設計発注を行うなど、他の分野、他の事業でも検討が必要だというふうに考えております。

それから、早期発注のための目標設定につきましては、実施しているものの、さきにもあったように令和6年度からはさらに前倒しをしたいというふうに思っています。前年度末に公表時期を、いわゆる1か月以上前倒しをする方向で現在調整をしております。

こういった5つを全てクリアできるかという非常に厳しいものもありますが、それは別といたしまして、この5つの取組の重要性をそれぞれが認識をいたしまして、かつ積極的に取り組むことによって平準化につなげていきたいというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

高橋浩司議員。

○11番（高橋 浩司） ありがとうございます。

課長おっしゃるように、平準化は入札の担当課だけでなくて財政担当であつ

たり、あと建設課長もさっきおっしゃってもらったように、工事担当課の独自の知恵とか提案とかそういったものも必要になってくるんやと思います。

しかしながら、最後は町長の判断やと思います。町長が判断、指示してもらわんとなかなか進まんと思います。前年踏襲でやってきている行政、私もそうやったんですけれども、そこは一步ちょっと踏み込んで何とか平準化を進めていくことをお願いします。

町長は町の活性化のため企業誘致を進めるというのが公約で掲げられておりますが、それ同様に、いやそれ以上に地域の事業者が元気で持続、継続、成長していかなければ町の活性化などありません。繰り返しとなりますが、地域のインフラ業者は日常の整備や維持管理を行うほか地元の雇用を支え、地域に根差した事業を行うことで町民の暮らしを支えています。そして、災害時には行政だけでは人手も機械もない中、緊急対応を担う地域の守り手となる非常に重要な町の基幹産業だと考えます。

質問のまとめとして、施工時期の平準化は新たな予算を伴わずに土木、水道業者の経営の安定、そこで働く従業員の労働環境の改善、担い手の確保・育成、そして行政職員の負担の軽減、住生活の支障となっている道路規制の分散化など幾つもの優れた効果が期待できる重要な施策です。ぜひ今年度から進めてもらい、来春の工事施工の確保に向け、取り組んでもらうよう強く要望し、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（奥山 幸洋） 以上で高橋浩司議員の一般質問を終わります。

3番 田邊 ひとみ 議員

○議長（奥山 幸洋） 2番通告者は、田邊ひとみ議員であります。

質問項目は、「多様性のあるやさしい明和町をめざして」「町営住宅の入居

に関して」の2点であります。

田邊ひとみ議員、登壇願います。

(3番 田邊 ひとみ議員 登壇)

○3番(田邊 ひとみ) 失礼いたします。通告に従い、質問を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

毎年6月は、LGBTQ+の権利を啓発する活動が世界中で行われているプライド月間でございます。日本でも4月頃からいろいろなイベントが開催をされており、多くの方が様々な取組を行っております。一人一人の考えや感性、生き方はそれぞれ違って当たり前、それを踏まえて多様性は可能性だ、このように言われた方がいらっしゃいます。多様性が尊重されるまちづくりによって、明和町の無限の可能性が広がっていくことに私は期待をしております。

あわせて、ありのままに生きようとしていらっしゃるご家族をぜひとも応援をしたい、この思いを持って本日の質問に入りたいと思います。

男女共同参画、ジェンダー平等、性の多様性などこの数年、世界的な大きな動きが出ている中で、ご存知のとおり三重県でも、性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例が令和3年4月1日から施行されております。性別、年齢、障害の有無、国籍、文化的背景、性的指向、性自認などにかかわらず、誰もが希望を持って挑戦をし、参画、活躍できる社会を目指して制定されたこの条例、全国各地でも条例の制定が進んでおります。このような動きの中で、地域で人生を共にしたい人と安心して暮らすことができる環境づくりとして三重県パートナーシップ宣誓制度、こちらもつくられております。

このたび、こちら明和町でも今年4月1日より明和町パートナーシップ・ファミリーシップ制度が制定をされました。私自身この制度ができたこと、とてもうれしく思っております。ぜひともこの制度が大きく広がり、よい方向に育っていくよう応援をしたい、そしてぜひとも多くの皆さんにこの制度を知っていただきたい、このように考えております。

そこでまず、町長にお伺いをします。

今回、明和町でパートナーシップ・ファミリーシップ制度を始めようと思われた経緯をお答えください。特にファミリーシップ制度は三重県で初の取組と伺っております。どのようなお考えの下、制度の実施に至られたのか、答弁をお願いします。

○議長（奥山 幸洋） 田邊ひとみ議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（世古口 哲哉） 田邊議員のほうから、今年4月から実施させていただきましたパートナーシップ・ファミリーシップ制度の実施に至った思いとか経緯についてご質問をいただきました。

近年、性の多様化に対する関心が高まり、人間の性の在り方、それから生まれたときの性だけではなく、どのような人を好きになるかといったような性的指向や自分が認識している性、どのような性別として振る舞うかという性別表現など複数の性の在り方が組み合わせられ、個人の性となっていること、そしてその組合せは人によって様々であることが認識されるようになってきました。

そして、個々の性的指向、性自認という特性について正しい理解や認識を深め、性の多様性が認められ、その人自身が自分らしく安心して暮らせるよう生きていくための権利が尊重される社会の形成が必要だと考えるようになってきておるところです。

そのような中で明和町といたしましても、性的マイノリティーの方々をはじめ、誰もが大切なパートナーやその家族も含めまして多様性を重んじ、その人らしく人生を歩んでいけるような支援をしていきたいという思いを持ちまして、この制度を実施することに至ったところです。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） ただいま町長のお考えを述べていただきました。あり

がとうございます。

社会的な関心も大きく広がっておりまして、国のほうでもいろいろな検討も進んでおりますけれども、やはり先ほど町長もお答えになりましたけれども、性的マイノリティーという言葉、私はこの言葉自身も今後はもうなくなっていくべきものだと考えております。一人一人の個性にマジョリティー、マイノリティーそういう考えではなく、一人一人が大事にされる社会、これをこれからもつくっていかねばならない、そういう思いも強く持っておりますので、明和町がこのような取組、率先してつくられていかれたこと、高く評価をしております。ぜひとも今後とも続けていっていただきたいと思います。また、発展もさせていっていただきたいと思います。

これに関連しまして、続けて質問を行っていきたいと思います。

このパートナーシップ・ファミリーシップ制度について、どのような制度なのか、改めてお伺いをいたします。制度の概要の説明、そしてこの制度を申請したらその方々はどのような権利が得られるのでしょうか、答弁をお願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 制度の概要と、それから届出者がどのような権利が得られるのかというご質問でございます。

まず、制度の概要でございますが、互いを人生のパートナーまたは家族として尊重をし、継続的に協力し合うパートナーシップ関係、ファミリーシップ関係であることを表明をされたお二人が町に届出をしていただきまして、町がその届出を受理したことを公に証明をする制度でございます。届出者の戸籍上の性別などは問いません。

ただし、未成年の方、お二人とも明和町に転入予定もなく、住所も有していない方、配偶者がいらっしゃる方、既に別の方とパートナーシップの届出をされている方、それから両者が近親者等民法に規定します婚姻ができない続柄にある方、こういう方につきましては申し訳ありませんが、届出ができないこと

になっております。

続いて、届出者がどのような権利を得られるのかということでございますが、明和町では、町営住宅への入居、犯罪被害者等遺族支援金などの受け取り、住民票の続柄を「同居人」から「縁故者」に変更すること、保護者として教育・保育給付認定申請や保育所などの入所申込みを行うこと、今のところこの4つのサービスを利用させていただくことができるようになります。

今後は、利用できるサービスの拡大に向け、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） こちら明和町でパートナーとして家族として届出をされた方、性別問わず受理をして公的証明していただく、こういう制度であること、改めて答弁をいただきました。

また、どのような権利が得られるのか、今4つの点、答弁していただきました。これちょっとまた後ほど、確認のため質問させていただきたいと思います。

また、一応日本の法律的にそれに沿わないようなカップルであったり、ご家族の関係というのは公的には証明ができない、こういうことも答弁をいただきました。

続きまして、この制度についてももう少しお伺いをしたいと思います。

既にほかの自治体では早い時期から始まっているこの制度でございますが、特にパートナーシップ制度、これは数年前からやられております。そして、それぞれの自治体でこの制度を申請し、活用されているご家族もたくさんいらっしゃいます。

ですが、この明和町ではこの制度が始まったのが今年の4月1日からでございます。開始からまだ日も浅い時期ではございますが、確認のためお伺いしま

す。制度の開始からの申請状況、これはいかがなものでしょうか、答弁を願います。

○議長（奥山 幸洋） 生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 制度開始からの届出状況ということでございますが、本年4月1日から制度を施行したということもございまして、今のところ届出はまだない状態でございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。

これは無理やりするものではなく、ご本人の意思というものがあります。また、明和町在住の方でどのようなご希望があるか、これは今後のいろいろな状況を見ていただきたいと思いますと思っております。こちらのほうはどうぞよろしく願います。

では、続きまして、4月1日から始まりましたこの制度、町民の皆様からの反応はどういうものがあるのでしょうか。ご意見等寄せられているようでしたら、それをお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 皆様の反応というところでございますけれども、制度の実施に関しましては町ホームページへの記事の記載でありますとか、新聞各紙でも記事に取り上げていただいたこともございます。こういったこともありましてか、これまでのところ、件数も少なく、また匿名ではございますけれども、制度の導入に反対をされるというご意見もございましたし、それからとてもよい制度であると、制度の周知に努められて多様性を認め、人々を温かく受け入れる町としてPRをされたいというような肯定的なご意見、両方頂戴しております。

今後は、制度に対して関心をさらに深めていただけるように、人権啓発の一

環としてこの制度に関するホームページ記事の充実や啓発物品の配布であったり、講座の開催等こういったことに努めてまいりまして、引き続き周知・啓発に努めたいというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 先ほども答弁にもございましたけれども、この制度に対して肯定的なご意見もございますけれども、当然否定的なご意見もある。今の国のほうでも意見が二分をしている、そういう中でやはりそれはまだそれぞれ皆様のお考えがあると私もそれは理解をしております。その中でやっぱり社会の流れ、そして一人一人の人権を考えるとということを町民の皆様もこれから学習して行って、私自身もそうなんですけれども、学習をして行って理解を深める、そういう部分が明和町の人としても情報発信、今後ともしていただいて、皆様にいろいろと学ぶ機会を与えるようなそういう明和町であっていただきたいと考えております。

続きまして、次の質問、ちょっと先ほどの質問、2番目の質問とも重なるんですけれども、制度の利用に関して利用できる場面として今後拡大できるところがあるのかをお尋ねをいたします。

こちらのモニターにもちょっと資料を出させていただいているんですけれども、こちらは国がこういう制度が利用できるのではないかというふうに事例を出したものの一部でございます。

また、愛知県のほうの岡崎市のほうでもいろいろ自死遺族の相談であったりとか、家族経営協定の締結であったり、岡崎市のほうではパートナーシップ・ファミリーシップ、こういうのをやられた方に記念樹の配布等いろいろやられている。ほかの全国自治体でもいろんなことをやられているというのは、私も調査して分かっております。

やはりその自治体でどのような住民サービスがあって、どのようなことがそ

れに該当していくかという部分もあるんですけども、今後どのようなサービス、そういうのを該当させていく、そういうお考えがあるのか、明和町のほうでどういうお考えがあるのか、それをちょっと答弁願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 先ほどお答えをさせていただきましたように、現在、明和町では、町営住宅への入居、それから犯罪被害者等遺族支援金などの受け取り、それから住民票の続柄を「同居人」から「縁故者」に変更する、それから保護者として教育・保育給付認定申請や保育所などへの入所申込みを行うことの4点ということが可能であるというふうにお答えをさせていただきました。

今のところこの4点でございますが、今後ここでご紹介をいただきました事例も踏まえた各担当部署と検討を進めさせていただきまして、さらなる拡充を目指してまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 特に明和町ももう既に実施されておりますけれども、住民票の続柄を縁故者に変更する、これは大変当事者の方いいことだというふうに評価をされております。全国でもこれをするということを強く要求して、そういうふうに変更されているという現実もあります。

その他三重県のほうを見ても、学校教職員の結婚祝い金や結婚休暇、こういうものもパートナーシップ制度を申請された方には該当しているとそういうことも載っておりましたので、そういう部分等もいろいろと今後とも検討して活用していただきたいと思います。

続きまして、次の質問に入ります。

近隣市町や三重県との連携についてお伺いをします。

三重県のパートナーシップ制度とリンクする、そのような部分はあるのでしょうか。例えば三重県と明和町両方でこの制度の申請をする必要があるのかどうか、また明和町のパートナーシップ・ファミリーシップ制度についての説明文書があるんですけども、その中に、より効果を高める取組という項目がございまして、その中でも県内ほかの自治体との効果面における連携という部分があって、他の自治体や県との具体的な場면을想定した協議を継続的に実施していきますということが書かれております。今現在これらの取組はどのように進められているのか、いわゆる広域連携という部分についての状況を答弁願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 連携の状況というご質問でございますけれども、現時点では制度を始めたばかりということもございまして、他の自治体等との具体的な場면을想定しました協議、広域連携等の取組というのはまだ申し訳ありません、進んでおりません。

明和町で証明を受けられた届出者の方が県で証明を受けた場合と同様のサービスが受けられる、あるいはパートナーシップ制度を実施していない自治体へ明和町から転出をした場合に、例えば県への手続等が簡素化される等々、適宜協議とか連携を進めてまいりたいというふうに考えております。今はまだちょっと十分進んでいないというところは申し訳ありませんが、ご理解をいただければと思います。

○議長（奥山 幸洋） 再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 答弁にもありましたようにまだ近隣市町でこの制度ができていない、そういう現実はやはりございます。その中で明和町、率先してこういう制度に取り組んだ、そういうこともしっかりと考えていただいて、他市町ともいろんな話合い、今後とも持っていただきたいと思っております。

そしてまた、県であり、国であり、そういうところにも声を挙げていって

ただくということも大事だと思いますので、そちらのほうもよろしくお願いたします。

続きまして、広域連携ということでちょっと気になるところがございまして、特に、緊急に短時間で家族として状況を判断をしなくなるケースというのがあります。こちらは救急搬送についてなんですけれども、こちらについて伺います。

明和町は松阪地区の広域消防ということで、救急車による救急搬送は松阪市の病院となるのが通常でございます。その救急搬送時の情報共有について、パートナーシップ・ファミリーシップで証明された方々は家族として対応されるのかどうか確認をしたいと思います。

全国の事例を聞いておりますと、これまで、家族の連絡先としてパートナーでは駄目という場合もあったようでございます。特に医療関係では、家族という部分、とてもデリケートな部分が多くあるんですけれども、救急搬送などの場合、緊急を要する場合も本当に多いと思います、考えられます。

家族としての対応をしていただけるよう周知をしていただきたいと思いますと考えております。答弁を願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁。

総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） 救急搬送時の対応についてご説明をさせていただきます。

救急活動とは、傷病者の観察及び必要な応急処置を行いつつ、傷病者の症状に適した医療機関に速やかに搬送することを原則としております。

救急隊は、傷病者を搬送する家族が臨場していれば、その場にいれば、家族を同乗者として搬送いたします。同乗者を搬送する理由といたしまして、医療機関が同乗者を求めているといった背景がございます。例えば路上で倒れている場合、同乗者なしで搬送しなくてはいけないこともありまして、家族が救急臨場していない場合は、詳細を知っている方、あるいはバイスタンダーという

現場に居合わせた方、及びパートナーに同乗をお願いすることもございますが、救急隊がパートナーだから搬送を拒むということはございません。

なお、搬送後の連絡先等につきましては、生活環境課長から答弁をいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁。

生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 連絡先等ということでございますが、三重県のパートナーシップ宣誓制度で利用できるサービスということで、ホームページ等にも紹介をされておりますが、県内で47の医療機関で家族として対応してもらえるということになってございます。町内では、済生会明和病院さんが1か所、そのほか近隣市町では、松阪市では3か所、松阪市民病院、松阪中央総合病院、それから松阪厚生病院、伊勢市では3か所、市立伊勢総合病院、伊勢慶友病院、伊勢赤十字病院、それと、お隣の玉城町で1か所、玉城町国民健康保険玉城病院というふうになってございます。

今後サービスを受けられる医療機関の拡大につきましては、町単独での取組ではなくて県域での取組として、三重県がしっかりと取り組まれるように町として求めてまいりたいというように考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 病院のほうの受入れのほうでも家族として認めるという答弁もいただきました。また、救急搬送でもそのパートナーであるからといってその拒否をするということがないということ、安心をいたしました。

私も少し松阪のその病院とか聞きましたら、入院費の保証人等もパートナーでもオーケーだということも確認をしておりますので、安心して皆さん、安心して病院にかかるというとおかしいんですけれども、緊急時にも安心できる、そういう体制、これからももっとしっかりといろんなところで確立されること

を、私も願っております。また、声も上げていきたいと考えております。

続きまして、次の質問にいきます。

4月から始まったこの制度なんですけれども、多くの方が理解をして制度を定着させて、誰もが安心して制度を利用できるようにするために、やっぱりしっかりと周知が必要であるのではないかと考えております。

同性婚に賛成している国会議員の調査というのがネット上にございまして、スマホ等で見ることもできるんですけれども、そこを見てみますと、国会議員全体で同性婚に賛同しているのは、先週見た時点で42%でございました。三重県では国会議員のうち、三重県選出の国会議員ではまだ2名しか賛成していない、こういうことが現状でございます。

私の感覚として、まだまだ少ないなという思いがございますけれども、パートナーシップ・ファミリーシップ制度というのは、同性婚だけに限る制度ではありません。ですけれども、根底にあるのは多様性を認めて共に歩む環境づくり、これが重要だと考えております。多くの人に制度の考え方をしっかりと知っていただいて、社会的オープンにしていくこと、そこが大事なんじゃないかと考えております。多様な生き方が尊重されて、誰でも暮らしやすい環境をつくっていくことを明和町として精力的に進めていっていただきたいと考えております。

この点について、どのような形で今後取り組んでいかれるおつもりなのか、考え方や計画などをお答え願いたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁。

生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） パートナーシップ・ファミリーシップ制度は、多様な生き方が認められ、誰もが大切なパートナーや家族とともにその人らしく人生を歩んでいけるよう支援をさせていただくものでございます。この制度に関する人々の理解が深まり、制度が活用されやすくなるよう、今後とも人権啓発の一環として、この制度に関するホームページ記事やその充実ですかね、

それとか、啓発物品の配布、講座の開催等により、いろんな方へ周知啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、現行の制度で包含できないような事例とか事象が発生した場合は、適宜その対応について検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） ぜひとも周知を広げて、誰もが当たり前に受け入れられる、そういう環境をつくっていただきたいと思います。

その中での近隣市町の取組を1つ紹介させていただきます。

隣の伊勢市の取組でパートナーの日というものがございます。せんだって6月4日、伊勢市のほうで三重県母親大会というものがありまして、そちらでも伊勢市の職員さんが宣伝をされておりました。この伊勢市では毎年8月17日をパートナーの日として定めて、性別にこだわらずお互いを認め合い、支え合い、共に生きるために思いやりの心を持って考えて、行動する、このことを勧めております。伊勢市在住の人に、今年もこのパートナーの日に寄せて川柳の募集などがあるんだよと、そういうチラシも見せていただきました。こういう話を聞いてとてもいいことだなと思ったので、ご紹介をさせていただきます。

そして、質問でございます。

こちら明和町でもパートナーの日というようなものがあるんでしょうか。もしもないようでしたら、そのような日を制定して、これから啓発をしていくというのはいかがでしょうか。答弁を願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁。

生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 明和町では今のところ、独自で何かしらの日というものは制定してございません。伊勢市では、男女共同参画の取組の一環ということで、8月17日をパートナーの日、語呂合わせで制定をしておられるよ

うですけれども、県外の自治体では6月、プライド月間において、庁舎へレインボーフラッグ、そういったものを掲揚されたりとか、性的マイノリティーの問題に関する展示であったり講演といったものを行っておられるところもあるというふうに認識をしております。

明和町におきましては例年、連続人権講座でありましたり、福祉と人権のまちづくり講演会、それから人権作文やポスターの紹介展示なんかをさせていただいております。こうした取組の中に性的マイノリティーやパートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る内容のものも組み入れていく中で、啓発を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） ぜひとも、ぱっと見に分かりやすいものというものをつくっていただきますと、本当にいろんな人の目に入ってくると思いますので、こういうことも一つの事例として挙げさせてもらいますので、検討をよろしくお願いいたします。

続きましての質問です。

三重県では、平成9年制定した人権が尊重される三重をつくる条例に基づいて、令和3年には性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例、こちらがつくられております。また三重県のいなべ市では、いなべ市性の多様性を認め合う社会を実現するための条例が令和2年6月26日、制定をされています。

このいなべ市では、性的少数者の方の自分らしい生き方を後押しするとともに、性の多様性に関する社会的な理解を促進し、市民一人一人がかけがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う社会の実現を目指し条例を制定し、そしてその後いなべ市パートナーシップ宣誓制度、これを開始しております。

そこでお伺いします。

こちら明和町でこのように性の多様性を認め合う社会を実現するための条例等をつくるということに関して、何かお考えを持たれているのでしょうか。条例制定を含め、将来の展望をお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁。

生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 議員もおっしゃった部分もございますけれども、パートナーシップ制度を導入しておりますのは、県内では三重県といなべ市さんということでございます。伊賀市と明和町のほうは条例のほうはございませんが、明和町では平成10年度に明和町人権尊重のまちづくり条例というものを制定させていただきまして、その条例の規定に基づいて人権施策基本方針というものを定めてございます。基本方針では性的マイノリティーの問題についても取り上げておりまして、課題解決に向けた具体的な取組として、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の運用を実施させていただいたところでございます。

この制度の制定に当たりまして、条例について他の市町の状況等を調査研究して検討を行いました結果、要綱で対応可能であるということから、要綱の制定に至りました。

今後も、柔軟な対応が要綱のほうが可能であるというふうに考えておりますので、要綱での運用を図りまして、誰もが大切なパートナーや家族とともにその人らしく人生を歩んでいけるよう支援することで、相互理解が進む社会の実現を目指してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 明和町は、その人権尊重づくり条例のその基本方針の中にこういう性的少数者であったり、そういう部分がしっかり明記されている、

そういう部分で要綱で対応が可能である、そのように判断されていると、そのように伺いました。

やはり今、国のほうもいろいろこの法的なものを整備も進めている、そういう段階の中で、明和町もこれからのそういう情報もしっかりと柔軟に取り入れていただいて、それに対応できるような、そういう制度づくりや、設計もしていただきたいと思います。

日本全国、二十歳から69歳のうち、約10%が性的少数者との報告もございます。こちら、株式会社LGBT総合研究所が令和元年に発表をしたものでございます。ほかのデータを見ても、同様の数字でございます。そして、これはあくまでもカミングアウトをしている人の数字ですので、実際はもっと大きな数字になる、こういうことも考えられます。

2つ目の資料、よろしく願いいたします。

こちら、LGBTQに関するG7各国の法整備の状況、これをちょっと挙げさせていただきました。日本は世界的に見ましてもLGBTQに関する法整備が遅れていて、最下位クラスであると、これが分かります。同性婚も世界中で法的に認められている中で、日本だけが取り残されていると、こういう現状もございます。

本年5月30日、名古屋の地方裁判所で、また先週6月8日には福岡のほうで、同性婚を認めないのは憲法違反という、こういう判決も出ております。同性カップルに対し、その関係を国の制度として公に証明せず、保護するのにふさわしい枠組みすら与えていないなどとして、個人の尊厳と両性の平等に基づいて配偶者の選択などに関する法律を制定するように定めた憲法24条2項に違反する。さらに、性的指向という自分で選択や修正する余地のないことを理由に、婚姻に対する直接的な制約を課しているなどとして、法の下での平等を定めた憲法14条にも違反すると裁判所の判例も出ております。

これまでの常識や価値観、習慣を変えていくこと、これが本当に大事だと考えております。そして、一日も早く日本の法整備、こちらが進むことを願って

やみません。

続きまして、次の質問に入ります。

資料をありがとうございました。

次の質問、町営住宅の入居に関する質問を行います。

2022年12月28日付、去年年末の「新聞赤旗」の日刊紙の記事を読ませていただきます。公営住宅の入居に際し、保証人確保を要件とする自治体の状況が以下のように報じられております。

公営住宅の入居に際し保証人確保を要件とする自治体が4月1日現在で28の府県を含む1,277自治体であったことを、日本共産党の田村智子参議院議員が提出した質問主意書等での答弁で明らかとなりました。

国土交通省は2018年、2020年に2度の通知等で、公営住宅の事業主体、自治体にありますけれども、この事業主体は、保証人の確保を公営住宅への入居時の前提とすべきではないとの立場を自治体に示してきました。ところが、総務省中部管区行政局が去年の10月に公表した愛知、岐阜、三重、静岡の99自治体を対象とした調査では、公営住宅の保証人規定がないのは僅か14自治体と、2割以下でした。同調査では、保証人確保が困難なため入居辞退や申込み断念に至った例を挙げて、保証人がなくても家賃収納率は下がらないとして、国土交通省に改善を求めています。

政府は田村氏への答弁書で、保証人規定の削除で公営住宅入居希望者が保証人確保が困難なため入居を辞退する事態が生じなくなると述べております。公営住宅は、生存権に基づく住宅確保の基盤をなす制度です。身寄りのない高齢者も安心して住み続けられる住宅政策が必要です。

こういう記事でございました。

そこで質問です。

現在、明和町で町営住宅の入居条件として、保証人は必要なんでしょうか。

答弁を願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁。

生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 保証人の有無についてお答えをさせていただきます。

明和町では、明和町営住宅管理条例におきまして、入居に当たり保証人2人を必要としております。ただし、保証人の確保が困難な場合は、緊急連絡先の提出等を条件に保証人の数を減じる、あるいは免除するということとしております。これは平成30年3月30日付の国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知で、各事業主体においては、住宅困窮者の公営住宅への入居に支障が生じることがないように、地域の実情等を総合的に勘案して、適切な対応をお願いします。その際、保証人が家賃債務の保証のみならず、実質的に緊急時の連絡先としての役割も果たしていることに鑑み、入居時において、緊急時に連絡が取れるよう勤務先、親戚や知人の住所と緊急時の連絡先を提出させることが望ましいと考えられますが、緊急時の連絡先が確保できない場合にも、入居の支障とならないよう、地域の実情等を総合的に勘案して適切な対応をお願いしますとされていること。

それからまた、令和2年2月20日付、同じ通知で、当面、引き続き保証人の確保を入居の要件とする事業主体においても、通知の趣旨を十分踏まえ、入居希望者の努力にもかかわらず保証人が見つからない場合には、保証人の免除を行う、緊急連絡先の登録をもって入居を認めるなど、住宅困窮者の居住の安定の観点から特段の配慮をお願いをいたしますとされているこの通知の内容を受けまして、町としても対応させていただいているところでございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） ただいまの答弁ですね、国交省からの通知で、明和町でも保証人をつけられない人にはその減数であったり免除であったりと、そういう対応をしていると、そのように答弁をされておりますけれども、もう国交

省としては、保証人はなしにしていったらいいんじゃないかと、そういうふう
に通知をしていると私は判断をしております。

先ほども述べましたけれども、国交省の二度の通知等で、入居者へ保証人の
確保を公営住宅の入居時の前提とすべきではないという立場から、それを踏ま
えてこちら三重県でも令和5年4月募集から連帯保証人なしで県営住宅、入居
することができるようになったと、条例からその文言を削除したと、そういう
事例がございます。またお隣の伊勢市でも同様に、この新しい年度から保証人
が不要になる、そういう形に制度を改めております。

三重県ではこれで三重県と10の自治体が保証人不要という形、制度的にもな
っております。このような流れの中で、明和町は国交省の通知どおり連帯保証
人をきっぱりと不要にするということができないんでしょうかということをお
伺いしたいと思います。

現代は核家族化や高齢化が進んで、無縁社会とも言われるようになり、人と
人とのつながりが希薄になっております。連帯保証人の確保も本当に難しくな
っている、そういう現実もございます。

そこで、改めてお伺いいたします。

明和町でも保証人をなくす方向で検討をしていただきたいと考えております。
答弁を願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁。

生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 議員おっしゃるように、全国的にも徐々に保証
人の確保を要件としないという自治体が増加をしてきておるということは、十
分承知をしております。明和町においてもいずれは条例の改正を検討する必要
があるものというふうには考えております。

ちなみに、本年7月の定期募集から保証人を不要としましたその三重県なん
ですけれども、新規の入居者については、緊急連絡先の登録をもって保証人は
不要だというふうにしておるわけなんですけれども、既存の入居者の方につい

ては、これまでどおり保証人を残すという形で運用をされておるといふふうに聞いております。当町においての見直しに当たっては、その他の自治体のこゝういう手法なんかも十分確認をしながら、検討を進めることといたしたいといふふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） いずれは条例改正の必要もある、このように答弁をされました。やっぱりそれならなるべく早く、近隣市町の状況もといふんですけれども、それこそ、率先をしてそういうのをやっていただくといふことを必要なんではないかと思ひます。緊急連絡先であれば、保証人を受けるよりはすく受けやすい、いろんな状況下でもあると思ひます。どうしても保証人となると、家賃の滞納であつたりとか、そういう部分の責任も負わなければならないといふと、なかなか保証人にサインをするといふことは難しいこととございませう。どうしても難しい方にはそういうことの免除といふのもあるといふんですけれども、やっぱりなくなるといふことで安心して暮らせるまちといふのが、住宅といふのができると思ひますので、しっかりと精査をしていただいて、一日も早く条例改正して、保証人をなくす、そういう形にしていきたいと、これを求めたいと思ひます。

続いて、次の質問にいきます。

居住福祉という言葉がございませう。主権者としての安全と暮らしの幸福のために、まちや村や山里や海辺に根差して生きてきた人々のなりわいを守ること、基本的人権としての居住の権利を守ることが居住福祉といひませう。高齢になつて体の機能が低下しても、安心して生活ができる環境の整備、これが求められておひませう。

そこで、安全面に配慮した福祉住宅の需要、これが今増えておひませう。福祉住宅とは、段差の解消であつたり、浴室やトイレ、玄関に手すりなどの設置、

いわゆるバリアフリーな設計がされている住宅でございます。

高齢者や障害者の方々に対応したこの福祉住宅についてお伺いします。明和町での福祉住宅の現状、また、今後予想されるニーズに合わせた福祉住宅の整備・増設について、明和町としてどのように考えていらっしゃるのか答弁を願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁。

生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 福祉住宅に関するご質問でございますけれども、民間で供給されておる福祉住宅がどれだけあるかというのは、ちょっと資料等見当たりませんので、何件かというのは分かりませんが、町営住宅では、上御糸団地がそういった意味ではバリアフリー対応となっております。また齋宮団地につきましても、過去の改修におきまして、玄関スロープとそれからトイレや浴室の手すり設置、こういった対応はしております。

明和町には、町営住宅として上御糸団地、それから齋宮団地の2団地がございますが、公共施設の個別管理計画におきまして、齋宮団地につきましては上御糸団地への集約のほうを行っていく、また上御糸団地は、今後の需要等を勘案して、規模も含めて検討していくという方向で進めることにしております。

今のところ、ちょっと公営の住宅に関しては縮小の方向で進めておりますので、今後の公設での福祉住宅の整備、ちょっと増設というところまでは考えていないのが現状でございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） ただいまの答弁で、上御糸のあの住宅はバリアフリーになっている。私もちょっと個人のお宅なんですけれどもお部屋を見させていただいて、その車椅子での移動が可能になっているような間取りだったというのは確認をさせてもらっております。ですけれども、それとかスロープがあっ

たりとかね、齋宮のほうでもちょっと見させてもらったら、スロープがついて
いると、そういう状況なんですけれども、他の市町の状況とか見ますと、今後、
整備として、やっぱりそのエレベーターが欲しいとか、介護のときに介護者も
一緒に使えるお風呂というかね、介護しながら入浴できるような浴室が欲しい
とか、そういう要望もありますので、こういう部分を今後しっかり計画の中へ
入れていただきたいと思います。

また、集約については、次の次の質問でさせていただきます。

次の質問に入りますけれども、町営住宅もどんどん集約していくという中で、
町営住宅に入居したいけれどもなかなか入居ができない、難しいんと違うんで
すかというようなご相談を受けることが多々ございます。入居を希望されるニ
ーズに対して十分な対応がされているのか、受入れができやすい状況になって
いるのか、こちらちょっと答弁を願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁。

生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 明和町では、空き住戸が発生をした場合に随時
入居募集をさせていただいております。その中で、これまで複数回にわたって
応募される方というのもございますけれども、これまでのところ、例えばキッ
チン、お風呂といった必要な設備類がないとか、倒壊のおそれがあるとか、あ
るいはもうそもそも住宅でないような建物に住んでおられるとかいったような、
とにかくいち早くその方の居住環境というものを改善しないといけないといっ
たような緊急性があるほど住宅困窮度が高いという応募者の方は、これまでち
よっと見受けられないような状況でございます。

また公営住宅としては、町営住宅としては上御糸団地、齋宮団地、募集をさ
せていただいておりますのが、上御糸団地のみという形ではございますけれども、
公営という選択肢の中では県営住宅という選択肢もございますので、こちらは
年4回定期募集というものをされております。県営住宅も含めて、明和町にお
住まいの方が応募可能な公営住宅のストックというふうに考えますと、全体で

約4,000戸の建物がございますので、一定のニーズには対応できておるといふふうには考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 県営住宅も含めて4,000戸の中で、その希望者に対応していくことは可能であるというような答弁もいただきました。

私が何かご相談を伺う方は、将来的な不安も含めて、将来的に入れたいのかなとか、そういうのを心配されている方とか、その周知がなかなかその情報を得られない方というのはたくさんいらっしゃるということもあります。ホームページ上であったり、広報等もあるんですけども、なかなか目に入らない方というのもたくさんいらっしゃるの、そういうことのその周知、広報の方法も今後とも課題として考えていっていただきたいと思います。それこそ、県営住宅もありますよというようなことなんかもしっかりと広報していただくといのかなと思っておりました。

そして、先ほどの3番目の質問のときの答弁でいただいた現在明和町が管理している公営住宅について、集約を今行っているということで、その集約に向けての調整や現入居者への建物の譲渡、こういうのが進められていると伺っておるんですけども、それを行った際に戸数が不足してしまうのは、さっきの答弁と重なることになるんですけども、こういうことも本当心配しております。やっぱり明和町で暮らしていきたいという思いの方も、たくさんいらっしゃるんです。それとか、明和町出身で今ちょっと町外へ出ているけれども、いずれは年を取ったら明和町へ戻りたいと、そういう方のご希望もございますので、そういう部分というのは心配要らないのかどうか。ちょっとこれ重なると思うんですけども、答弁を願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁。

生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆）　そうですね、先ほどのお答えをさせていただいた内容と一緒に内容にはなってしまいますけれども、町営住宅と県営住宅、合わせたストック数というのが約4,000戸あるというようなことでありますので、数的には充足をしておいて、たちまちその公営住宅の供給コストが不足するというふうには考えてはおりません。ただ、そのおっしゃられたように明和町で入りたいんだという部分には、やはりなかなか戸数にも限りがございますので、全てにはお応えすることできないかもしれませんが、トータルで考えて居住の安定を図るということを優先するという部分では、数的には足りておるといところでご理解をいただければというふうに思います。

○議長（奥山 幸洋）　答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ）　今町外に住まわれていても、明和町へ戻りたいという、そういう方のご意見というのは、やっぱりこの明和町に愛着を持っておられる方、こういう方もいらっしゃる。年を取ったらやっぱり生まれ育った故郷で暮らしていきたいと、そういう中で町営住宅を利用したいとお考えになる方も今後増えてくる可能性もありますので、そういうことも今後のその町の住宅施策の中で考慮もしていただきたいと思います。これはもう要望としておきます。

続きましての質問ですけれども、先ほどちょっと答弁にもございましたけれども、民間の賃貸住宅の借上げによる低所得者や高齢者、障害者、ひとり親世帯の方々への住宅供給についての考え方について、答弁を願います。

セーフティーネットの住宅としての登録という、そういう制度もあるようなんですけれども、そういう部分も併せて答弁を願います。

○議長（奥山 幸洋）　答弁。

生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆）　将来的には、高齢者、それから障害者、それか

ら子育て世帯、そういった住宅の確保に配慮が必要な方が増加することが見込まれますけれども、民間の空き家、空き室というものが増加をしていることから国土交通省では、それらを活用した住宅セーフティーネット制度というものを平成29年の10月からスタートしております。セーフティーネット住宅というのは、高齢者、障害者、それから子育て世帯等、住宅確保の要配慮者と言われる人たちも入居を拒まない賃貸住宅という形で、都道府県に今登録をされるものでございます。

三重県におけるセーフティーネット住宅の登録戸数は現在、1万9,879戸、うち明和町で255戸の住宅が登録をされております。こうした状況を総合的に勘案をさせていただきまして、今のところ、町営住宅の新たな整備だったりとか、借上げでの公営住宅の供給というところまでは必要ないのかなというふうを考えてございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 民間を借り上げてのそういうセーフティーネット住宅、そういう制度もあるということもしっかりと住民の皆さんにも通知をしていただいて、明和町は空き家対策ってそういう部分でもそういうことが活用できないかということも、今後の検討課題にしていただきたいと思います。

続いて、次の質問といきます。

貧困格差社会が問題となっている今に、低廉で安全な公営住宅の役割、ますます大きくなっていると考えております。公営住宅法では、国及び地方公共団体が協力して健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするとしております。

そこでお伺いします。

家賃の算定について、どのような形で算定をされているのか、答弁を願いま

す。

○議長（奥山 幸洋） 答弁。

生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 町営住宅の家賃算定方法につきましては、公営住宅法という法律の定めるところによりまして、入居者の収入及び住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数、その他の事項に応じまして、かつ、その近傍同種の住宅の家賃以下で事業主体、町が定めるということになっております。

入居者の収入の段階に応じまして、国が家賃算定の基礎となる額を定めております。収入が多くなればその額は高く、逆に収入が少なくなれば、その基礎額は低くなります。それに面積であったり経過年数に応じた係数というものをここに掛け合わせますので、収入が多くなればなるほど、部屋の面積が大きくなればなるほど、建物が新しければ新しくなるほど家賃は高くなりますし、逆に収入が少なくなるほど、それから住宅の面積が狭くなるほど、建物が古くなるほど家賃は安くなるというような仕組みでございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） ただいま答弁いただきましたように、家賃の算定は公営住宅法の中で定められております。今答弁されたとおりのことでございます。

低廉な家賃で安定した生活を送ることができる環境を確保することが求められているのでございますけれども、昨今のもう本当異常とも言えるような物価高により、生活が厳しくなったという声、今、町内でもあちこちから届いてきております。それに合わせた家賃の値上げに対する不安の声、こういうのも今届いております。企業であったり会社によりましては、物価の高騰に合わせてお給料を増やす、そういうところも確かにございますけれども、不安定な働き方をされている方々の場合ですと、この物価の高騰に対応すべく残業されたり

とか、アルバイトなどをされたりとかして変動給で収入を得ている、そういうケースが多いと考えられます。当然、その収入が増えた分は、物価高を乗り越えるための収入増でございます。暮らしが本当に大変な時期でございますので、入居者の収入が増えたからといって、安易にそれに合わせて家賃の値上げは行わないようにしていただきたいと考えております。答弁をお願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁。

生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 物価高、非常に悩ましいところではあります。

ただ、その物価高騰の影響につきましては、町営住宅に入居されておられる方に限らず、多くの方というか、皆さんに関わってくる問題でございます。そうなると、民間の賃貸住宅に今現在入居されておられる方とか、持家にお住まいの方とか、そういった方の家賃の負担であったり、固定資産税なりの税負担であったりといったような部分と見ていくと、公営だけを家賃を下げる、上げないというのはちょっと公平性にも欠けてくるのかなというふうに思われますし、何より入居者の家賃は、先ほどもご説明させていただきましたけれども、法令の定めるところによりまして算定をしておりますので、これに基づかない対応というのは、ちょっと町としては致しかねるところでございます。どうぞこのあたりはご理解をいただければというふうに思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 自治体の責任として、生活を困窮されている方、そういう方の暮らしをしっかりと支える、これも自治体の責務だと私は考えております。特に今、物価高で大変、これは本当私自身も持家でありますし、仕事も自営業ということで、大変不安定な生活を送っている、これはもう事実でございます。そういう中で、特に低所得の方なんかはもう仕事自体が不安定である、そういうこともあります。年金のほうでもいろいろ物価高を鑑みて、国のほう

もいろんな対応はしていますけれども、それでも現実としては大変厳しい、そういう状況が起きております。そういう中で、やっぱり行政としてしっかりと住民福祉を考える、そういう部分に関しまして、国の法令というものもございましてけれども、そういう部分ではある程度その減免の措置であるとか、そういう部分もしっかり考慮していただいて、対応をしていただきたいと思います。これは要望としておきます。

様々な要因ございましてけれども、格差や貧困が広がる社会において、身近な人から、先ほど述べましたけれども、日々の暮らしが本当に大変、そういう声上がっております。今現在何も困っていないけれども、将来、何かのアクシデントで暮らしが一変してしまっていて、生活困窮する、そういう可能性は誰にでも平等にございます。もしもそういう生活で困ったときに、生活の不安を感じなくて済む仕組み、これをやはり確立して行って、それが行政としてしっかりと受け止めていける、そういう明和町であってほしいと考えております。そして、その中にやはり安心して住む場所があるということ、これも大事なことでありと考えております。このことを最後に申し上げまして、本日の質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（奥山 幸洋） 以上で田邊ひとみ議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

議事整理のため暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） こちらの時計で11時25分まで、休憩いたします。

（午前 11時 13分）

（午前 11時 25分）

○議長（奥山 幸洋） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

7 番 北岡 泰 議員

○議長（奥山 幸洋） 3 番通告者は北岡泰議員であります。

質問項目は、「学びの保証に向けた不登校支援の推進」「安心・安全のまちづくり」の2点であります。

北岡泰議員、登壇願います。

（7 番 北岡 泰議員 登壇）

○7 番（北岡 泰） 議長に登壇のお許しをいただきましたので、早速、質問を開始させていただきたいと思えます。

まず1点目に、不登校対策といたしまして、COCOLOプラン、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」、これは文部科学省の資料でございますが、この支援の推進について質問させていただきます。

全国の小中学校で不登校の児童生徒が急増いたしております。約30万人となる中、文部科学省は令和5年3月31日に、「誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現」していくとのCOCOLOプランを発表いたしました。

これに先立ち、私ども公明党不登校支援プロジェクトチームは3月23日に、「子どもたちの自己肯定感をはぐくむために」との提言を行いました。今回のこのCOCOLOプラン、イメージ図を今出させていただいておりますが、公明党の提言内容が数多く盛り込まれております。

不登校の子どもを支援していく上で、その保護者を支援していくことは重要でございます。不登校の子どもの保護者の会は、非常に重要な役割を果たしています。しかし、現状では行政からの支援はなく、意欲ある保護者が自主的に設置しているため、保護者の会の設置は地域によって状況が様々でございます。

このような状況を受けまして今回のCOCOLOプランでは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関と連携して保護者を支援す

ると明記されました。不登校の児童生徒は一人一人が状況が大きく異なるため、丁寧な指導を行うための多様な学びの場の確保や指導体制を整備することが必要でございます。

そこで公明党は、教室に行きづらくなった児童生徒が学校内で落ち着いて学習できる環境、スペシャルサポートルーム等の設置を提言、さらに、不登校の児童生徒が自宅にいても学習を進めることができるよう、1人1台端末を活用し、授業を自宅等に配信してのオンライン指導の充実等を要望してまいりました。それを受けて今回のCOCOLOプランでは、校内教育支援センター等の設置促進とともに、学校での授業を1、自宅や、2、スペシャルサポートルーム、また教育支援センター、これは自治体が設置でございますが、これらに配信をし、オンライン指導やテスト等も受けられるようにすると明記されましたが、このCOCOLOプランにつきまして、教育長のお考えをまずお伺いしたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁。

教育長。

○教育長（下村 良次） 議員がおっしゃる全国の小中学校における不登校児童生徒数は、確かに9年連続で増加しております。令和3年度は過去最多となりました。学校に行けない、行きづらい子どもたちを含めた誰一人残さない学びの保障は、教育現場における喫緊の課題であります。

そこで、文部科学省は昨年、教育支援センターの設置の推進でありましたり、それから2番目としましては、以前、北岡議員さんからもご質問いただきました。不登校特例校の措置、それから、フリースクールなどの学校以外の場における不登校児童生徒の推進支援ということで、イメージとしましたら、フリースクール等へ行くときの学割とか、通勤の補助とかいうものをイメージしていただければと思います。それから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置など教育相談体制の充実、これは引き続きもう少し充実なさいという意味なのかなと思っています。5つ目としまして、指導要録上の出

席等の扱いについての措置ということで、ICT等を活用した学習活動であったり、一定要件を満たせば出席扱いとしていく等、そのあたりをしっかりとこれから努力していってもらいたいというふうなことが文部科学省から出されたところです。

その中で私としましては、明和町内に教育支援センターを設置していく必要性を強く感じておりますので、県に対しましては具体的な提案もしつつ、児童生徒が通室しやすい運営方法を提案しながら、要望し続けております。その成果は着実に出てきていると実感しておりますが、いずれにしましても、数年かかるのかなと思います。

そんな中、早期に取り組める施策としては、今掲げられたのが昨年、先ほど紹介しました支援施策をまとめたものがCOCOLOプランの中に盛り込まれていると考えております。誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策です。

このCOCOLOプランの大臣メッセージの中で、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えるとしています。そのため、まず学校、まずは学校やと思うんですが、誰もが安心して学べる場にする、これが第一です。ただし、支援が必要な子どもたちは一人一人状況によって異なりますので、学校内にスペシャルサポートルーム、先ほど議員が言っていたかもしれませんが、別教室の設置をまず考えていこうということ。

それから2つ目としては、学校への登校自体が困難なんだと。教育支援センター等でのサポートをしっかりと充実させていきたいと思います。

3つ目は、学校にも来られない、それからそういった施設にも支援センター等にも行けない自宅にいる子どもたちのことですが、家から出て学ぶのが難しい子どもたちには、オンラインを通して自宅での学びができる体制の整備や、こうして誰もが学べる環境を整えることを目標としておと思っています。

明和町では現在もそうした考え方に基づく対応を進めております。スペシャルサポートルームという名前ではございませんけれども、別教室で、校長先生

が校長室で、そしてまた養護の先生が保健室で、相談員の先生が保健室でというような形で、空き教室等々を利用してやっております。

そして、教育支援センターを明和町に設置できるよう、そのための取組も、先ほども申し上げましたが、進めておるところでございます。そして、それらの教室以外の場所、それは自宅になるのかなと思いますが、学校へも行けていない、そして支援センター等々へも通えていない自宅にいる子どもたちにとりましては、授業配信、オンライン指導についても、既に一部でも実施もしておりますが、そうしたサポート体制を今後も進めていきたいと考えています。

また、教育支援センターとは別に、明和町中学校への通級指導教室、これも議員の皆さん何度かご質問いただきました。通級指導教室の設置に向けて、現在取り組んでおります。

通級指導教室といいますのは、小中学校に通う比較的障害の程度が軽い子どもたちが一人一人の障害に合せた個別の指導を受ける教室のことで、通っている生徒は、ふだんは普通学級にいまして、週に何時間か取り出して、プログラムをつくって通級指導教室へ通います。不登校児童生徒の一部には、通級指導教室のサポートをすることで学びの確保や学校における居場所が確保できる場合もございます。

早ければ、中学校においては令和6年度から設置できないかなと考えておるところです。それから小学校においては、令和8年度に第1期編制小学校が開校時にこの通級指導教室のほうも設置していきたいと考えておるところでございます。こうした取組も併せて、C O C O L Oプランが目指す教育環境を構築してまいりたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） 教育長の思い、本当にしっかり取り組んでいただけるんだなど、また新しく任期を迎えていただきましたので、この任期期間中にしっか

りと取組を進めていただきたいというふうに思っております。

質問に入らせていただきますが、明和町におきましても、教育委員会が不登校の子どもの保護者であれば誰でも自由に参加できる保護者の会を設置し、そこにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをコーディネーター役として派遣、不登校の子どもの保護者を支援していくことが必要だと思いますが、今後の明和町の取組につきましてお伺いをいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁。

教育長。

○教育長（下村 良次） 不登校の子どもの保護者を支援する保護者の会の設置についてですが、明和町においては、町内在住の不登校対策に取り組まれております複数の方が「居場所の会」という名称で、独自に保護者の会の活動をされております。

居場所の会は、昨年の2月に立ち上げられました。4か月に1回程度の周期で開催されております。会には、社会福祉協議会、そして松阪教育支援センターの方も参加していただいております。北岡議員にも先般ご参加をいただいたこともありましたので、来ていただいたことがあるかなと思っております。来月になりますけれども、7月23日日曜日なんですけど、本年度第1回目の会を「居場所の会・居場所カフェ」として開催する予定で、先週、各学校の全児童生徒保護者に向けて、チラシによるご案内をさせていただいたところです。学校に対しましては、会の設立時に町のスクールソーシャルワーカーが各校を訪問し、学校長に会の趣旨を説明しております。

居場所の会は、不登校やひきこもり等で同じような悩みをお持ちの保護者の方が気軽に参加をし、思いを共有し、意見交換できるよう、保護者の皆さんの立場に立った考えの下に活動されております。教育委員会としては、新たに行政主体のこの保護者会をつくるという考えよりも、今あるこの活動、居場所の会のこの活動を共に不登校対策に取り組んでいくものとして考えていきたいなと思っております。後押しをしていきたいというふうに思っております。

今後は、同会へのスクールソーシャルワーカー等の派遣でありましたり、スクールカウンセラーとのつなぎ役等にも努めてまいりたい、そのように思います。また先ほども申し上げましたように、町内への教育支援センターへの設置について、検討を進めておるところですが、設置が実現したときには、この居場所の会の活動場所、そしてまたサポート体制も併せて一緒にやっていたら、いいセンターになるというかいうふうなイメージも持ちながらおるところでございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） この居場所の会のほうに私も一度参加させていただきまして、このお父さんお母さん方の切実な思い、こういうのをお話を聞かせていただきました。

私も議員にならせていただきましてもう25年たちまして、この間に不登校、様々ないじめの問題、お話を聞かせていただくことができました。その中で、やはりこれまではそういう場所がなかった、話をするところがなかった、学校でお話をちょっと先生と相談するぐらいだったというふうに思いますけれども、これからはだんだんとそういう方向性に教育委員会が主体として作り上げていっていただけるんだなというお話を聞いて、ちょっと安心をいたしました。

ただ、ここにぜひお願いしたいのは、これまでこの25年間、不登校だってそこで悩んで苦しんで、子どもさんと様々な思いで格闘してきたご家庭の親御さん、また、その中で自分自身を勇気づけて、社会に出ていこう、そして学歴を身につけよう、そうやって今働いてみえる方もたくさんお見えになります。こういう方々もここへ来ていただいて、指導するのではなくて、お互いの気持ちを共有する、そういう場所づくりにしていただけたらもっとすばらしいものができてくるし、また親御さん方の肩の荷も少しでも下りるんじゃないかなというふうに思うんですが、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁。

教育長。

○教育長（下村 良次） 全く同様に考えておりますので、今、行政のほうも1つ大きな課題だなどと思っておりますのは、不登校の子どもたち、義務教育を終わっていくと、その後、ひきこもりというふうな格好になっていく場合のそのつながりが全くないんですよ。ですのでそのあたりを考えたときに、この保護者会も含めて同じ思いを、本人もそうですし、親御さんもそうなんです、そこで共有していくような場。ですので、今回のこの居場所の会の今度の回も、できるだけ小中学校という意味ではなくて、高校生にも同じような子どもさんもありますし、青年の中にもまだそれをそのまま引き籠もっている方もおりますので、そのあたりも含めて幅広くしていくことに意味があるのかなと思っておりますので、スタートをこういう形でできて、広げていければなと思っておりますのでございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） ぜひそういう形で居場所の会の皆様方にもご理解をいただきながらしっかりと枠を広げて、大きな声をまとめていただけるような、また、お互いに共有する方々が増えていただけるような居場所づくりをつくっていただきたいと思っております。

次に、教室に行きづらくなった児童生徒が学校内で落ち着いて学習できる環境、先ほど教育長が言われましたスペシャルサポートルームを明和町内の全ての小中学校に設置する必要があると思っております。現在の設置状況と今後の取組、ちょっとお話をもう先に伺いましたけれども、再度お伺いしたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁。

教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 自分のクラスに入りづらい児童生徒が自分のペースで

学習・生活できる場所としてのスペシャルサポートルームですが、明和中学校では、このような別室登校の部屋を保健室の近くの会議室に設置しております。中学校では、この別室に生活相談員1名を配置しまして、保健室にあります養護教諭、養護助教諭、この2名のサポートも受けながら対応しております。

また、本年度からは、一部の教科を教えられる非常勤講師1名を限られた時間ではありますが、町のほうで新たに配置をして対応しております。

本年5月末現在で町内小中学校の別室登校児童生徒数は、小学校2名、中学校2名となっております。昨年度末が小学校2名、中学校9名でした。中学校は3年生が卒業したので現在2名ですが、例年の傾向を見ますと、年度後半に前年度並みに増加することが予想されます。

小学校の2名の児童につきましては、カウンセリングの必要性から保健室を利用しております。過去には、校長室登校などもございました。小学校は別室登校の対象者も少ないことから、中学校のように専用の場所は設置していませんが、必要とする児童があった場合には、その状況に合わせて自分のクラス以外で登校できる場所を確保できるように、場所の想定をしております。ただし、場所は確保できましても、そこに配置できる専属職員がなくて、養護教諭とか管理職の対応となります。ですので、学習できる環境としては、十分であるとは言えません。別室児童の対応と本来の業務を掛け持つこととなりますので、その養護教諭とか管理職、学校運営にとっても、大変負担となります。

先ほど言いました中学校におきましても、配置した職員だけの学習対応というのは難しく、やっぱり小中学校共に別室登校、いわゆるスペシャルサポートルームの設置につきましては、場所の確保以上に人員の確保が課題というふうに考えております。先ほど教育長が言われました通級指導教室、この設置も併せて、教員の配置につきまして、県教育委員会に要望を行っていきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） ぜひ前へ進めていただこうというふうには思うんですけれども、前にも質問しましたけれども、人が足りない、手当てをする指導者がいないということでしたら、学校図書館の活用が一番手っ取り早いんですね。20年前ですけれども、前の旧の中学校の図書館、ここを今の指定管理者の方が中学校の図書館に入ってくださいまして、丸1日図書の整理をしながら、お子さんの受入れをしていただきました。そのとき、保健室登校と言われたお子さん方が図書館に来て勉強するようになった、ずっと本を読んでいる、こういうことを何年間か続けていただきました。途中、教育委員会の方針が変わってストップしてしまいましたけれども、そのときにお子さん方がたくさん通っていただいたという報告を僕はいただいておりますので、その指導者を、人員の手だてをするのが大変なんでしょうけれども、中学校の図書館、図書室をどういうふうに活用するのかというのも一度考えていただいて、前へ進めていただくのが一番早いのかなというふうには思うので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

次の質問にいきます。

学校の授業を不登校の子どもの自宅や校内のスペシャルサポートルーム等、また自治体設置の教育支援センターに配信し、オンライン指導できる指導体制を確立すべきだと思いますが、その現状、また今後の取組についてお伺いしたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁。

教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 不登校の児童生徒に対するオンラインの指導体制についてでございます。

不登校の子どもたちに対する学習指導の方法として、オンライン通信は大変有効であると考えております。

まず、自宅との通信ですが、小中学校共に設備的には配信は可能であります。

小学校につきましては、保護者と相談の上、自宅へのオンライン配信をしております。ただ、これまでのオンライン通信の取組の検証から、小学校の発達段階では長時間の授業配信視聴は少ししんどい面があります。また、授業中の他の児童の発言や態度の個人情報漏えいなどの不安もありますことから、小学校では家庭訪問、それから電話、Z o o m等で対応しながら、紙やタブレットによるA Iドリルの活用、それらと併せてオンライン学習を進めているところでございます。

今後は、子どもの状況に合わせて、オンラインによる学習指導の幅を広げるよう取り組みたいと考えます。

中学校の自宅との通信ですが、やはり授業中の生徒の発信や態度の個人情報漏えいなどの不安や運用上の課題から、オンライン授業については見合わせております。希望する生徒に対して、タブレットの学習アプリを使ったオンライン学習、紙ベースの宿題などにより対応してまいりました。ですが、今後につきましては、オンライン授業配信の実施に係るルール等も整備した上で、これまでの学習方法と並行しながらオンライン配信も行って、学びの保障に取り組みたいと考えます。

それから、別室、スペシャルサポートルームですけれども、こちらの配信につきましては、小中学校とも実施できる体制を整えておりますが、小学校につきましては、先ほど申しました発達段階を考えまして、対面で指導、支援することが多いです。中学校につきましては、希望者に対して実施をしております。別室にて同じ授業を視聴してございまして、もし本人が望めば、機器を通して発信することもできます。

それから、教育支援センターにつきましては、現時点で小中学校ともすぐに通信できるという体制は整っておりませんが、ネット環境を整えれば通信は可能でございます。松阪市におきましては、中学校の利用実績があるということでございますので、今後は希望者があれば対応できるように、教育支援センターと調整して整備していきたいと考えます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） ぜひもっと前向きな形で推進していただきたいというふうに思いますし、他の自治体が先行して様々に取り組んでいただいておりますので、そういうところも成功事例として情報を取っていただきまして、前へ進めていただくようよろしくお願いいたします。

今回のCOCOLOプラン、これで示されましたように、不登校の生徒の高校進学を支援するため、自宅やスペシャルサポートルーム、教育支援センター等での学びを確実に学校での成績に反映させることが重要であると思います。また、そういった場での学びが学習成果として評価されないために、調査書、内申書の成績がつかず、不登校の生徒の高校進学の実績が制限されているという問題がございます。

そこで公明党は、不登校の生徒の高校進学を支援するために、多様な学びの場での学習成果につままして、生徒の状況を踏まえつつ、一定の条件の下で成績評価を行うことを努力義務化することを提言してまいりました。これを受けまして今回のCOCOLOプランでは、自宅やスペシャルサポートルーム等、また教育支援センターでの学びの結果が成績に反映されるようにするというふうに明記をされました。

明和町の現状と、また今後の取組、課題というのを教えていただきたいと思っています。

○議長（奥山 幸洋） 答弁。

教育長。

○教育長（下村 良次） 子どもたちの義務教育終了後のところを心配していただきまして、本当にありがとうございます。議員の皆さん、いろんな場でそういうお声をいただくので、大変うれしく思っております。

成績への反映についてなんですけれども、中学校においては、現在も基本的

に別室登校で学校へ来ておる子には評価もしますし、出席日数もきちっとそのようにできますので、卒業時に大きな問題はないのかなと思っています。

それから教育支援センターでは、これまで明和町の学校での実績はございませんけれども、松阪市においては、希望者には同センター内で学校から届いた中間テストや普通のテスト、定期テストもそうですけれども、その後の預かって試験をして、戻して、採点してもらって、それを評定に出していくというふうな形を当然できています。それから、明和町の子で通っている子どもがこれにはまだありませんので、対象が出てきたら当然のようにするつもりであります。

ただやっぱり一番心配な部分というのは、お家に、学校にも出られていない、それから支援センター等々にも出向くことができない子どもたちのことになりますけれども、自分への学びについての部分は一番難しく、オンラインではないだ上で、今の時代ですので、自宅でテストを受けることもできますと考えますが、評価するに当たってはどのように評価につなげていくのか、成績にどう反映させていくのかも考えていく必要がやっぱりあるのかなと思っています。

そんな中で、このように幾つかの整理する点や課題はあるかとは思いますが、やっぱり学校の授業以外でのオンライン指導とその学びの結果を、オンラインで授業を受けたら2限でも3限でも出席扱いにしていくとか、そのあたりの整備は今後絶対してかなあかんのかなと思っていますので、出席日数でありましたり、それを考えたら、テストもその形でできたら何らかの形で評価はできるのではないかなと思いますので、それを成績に反映させてやることは絶対できるとしています。

ただ、高校進学ということを考えたとき、明和町自治体だけでできることではありませんので、やはり出欠の基準でありましたり、それから成績への反映をやっぱり整備していけるものでは、ここだけでやってそれが通っていくものではないかなと思いますので、やっぱりこの整備を急ぐように県にはしっかりと要望してまいりたい、そのように思っています。ある意味、今回示されたCOCOL

〇プランの推進というのは国の方針でもありますし、その部分については努力義務も課せられておりますので、動きは加速されていくものと思っています。

このように、COCOLOプランに基づいて不登校児童生徒全ての学びの場を確保して、学びたいと思ったときに学べる環境を整えて、そこで学んだ結果が成績等にも反映される次の段階につなげていけるような体制を構築、整えていきたいなと思っていますし、先ほど申し上げたように、ここが一番大きな問題ですので、今自宅にいる、出にくい、出られずにおる子どもたちにやっぱり出席扱いをして、義務教育卒業後の少し安心な部分といたしますか、前を目指せるような動きは、社会が、それから教育界がつくっていったらなあかんのかなとは思っております。

〇議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

〇7番（北岡 泰） 県ともしっかり協議をしていただきまして、そのような方向性に進められるように、教育長のご努力をよろしくお願ひしたいと思います。

私ども支持団体の中でも学校の先生がたくさんお見えになりまして、こういう先生方が年に何度か教育実践記録大会というのをやって、その場でいろんな勉強をさせていただいて、お話し合いをして、その中で教えていただくこともあります。教育の目的とは人生の目的と同じだというふうにこの団体の中では考えておりまして、その目的とは幸福になることだと。幸福になるために人生は歩んでいかなくてはならないし、勉強もしていかなくてはいけない。そういう流れで今、その教育長の皆さん方は話し合いを進めております。ぜひ明和町の学校教育の一つの根幹として、子どもたちの幸福のために何ができるのかという話し合いをぜひ教育の場でも、また教育委員会の中でも話し合いをしていただければなというふうに思います。

またその中で、人間教育の実践原理というのをその先生方がよく言われるんですけれども、教師の5つの関わりとしてまとめたものが、1つは信じ抜くこ

とである、2つはありのまま受け入れることである、3は励まし続けることである、4はどこまでも支えることである、5は心をつなぐことであるというふうに、5つの指針を持ってこういう関わりをしていこうと、お子さん方の幸福のために教育者として闘い抜いていこうというお話をされているところがございました。ぜひ、先ほどありましたように、保護者の会、またそういう新しい体制ができましたら、寄り添って、しっかりと子どもたちの未来のためにどんなふうに取り組んでいけばいいのか進めていただきたい。また、教育長のその一つの手腕が前へ進んでいく、またアウトリーチをどうやってたくさん伸ばしていこうかというのが教育長の考え方の中にきっとあると思いますので、ぜひそういうものを進めていただけるようお願いをいたしまして、この項目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（奥山 幸洋） 北岡議員、すみません、昼食のために暫時休憩を取りたいと思います。

お諮りをいたします。

昼食のため暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

よって、13時、午後1時まで休憩をいたします。

（午前 11時 58分）

（午後 1時 00分）

○議長（奥山 幸洋） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

北岡議員、お願いいたします。

○7番（北岡 泰） では、午前中に引き続きまして、2点目の安心・安全のまちづくりということで、4点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目は、地球温暖化対策の地方公共団体実行計画についてお伺いをいたします。

令和3年、温対法、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正されました。2050年に温室効果ガス排出をゼロにすることが明記され、企業の排出データも手続なしで公開され、地方自治体に対しても施策目標が追加されることになりました。地球温暖化対策を進めるために国としてグリーントランスフォーメーションの推進のため、官民合わせて150兆円の投資を促しているところでございます。また、既に再生可能エネルギーの普及拡大を目指し、日本では2012年7月より再生可能エネルギーの固定価格買取制度を開始し、この買取りに要する費用負担は、電気を利用する国民全員から再生可能エネルギー発電促進賦課金という形で徴収されてきました。これからさらに賦課金は増えていくと思います。全ての国民が否応なく再エネ賦課金という形で地球温暖化対策に関わっていく中、地方公共団体として地球温暖化対策を推し進めるのは当然であります。むしろ率先して取り組むべき課題であると思いますが、世古口町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 北岡議員のほうから、地球温暖化対策についての見解ということでご質問いただきました。

まず、再生可能エネルギーの関係につきましては、再生可能エネルギーの普及拡大のために、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ること、先ほどご紹介もいただきましたけれども、FIT制度というのが広く国民に負担を求めながら、電気事業者を支える再エネ賦課金ということで、この20年間で我が国の発電量に占める再生可能エネルギーの割合は大きく伸びてきておりまして、温室効果ガスの削減は一定程度進んできているというふうに思っておるところであります。

地球温暖化対策に関する世の中の動きといたしましては、まず、国際的な取組として、気候変動枠組条約と気候変動枠組条約締約国会議COPがあります。

その第3回の締約国会議C O P 3は、平成9年1997年に日本の京都で開催され、地球温暖化を防止するための温室効果ガス排出削減を規定した国際的な枠組みである京都議定書が締結されました。

その後、平成27年、2015年には、第21回締約国会議C O P 21がフランスのパリで開催され、新たな国際的枠組みとなるパリ協定が採択されました。パリ協定では、産業革命以降の世界の平均気温上昇を2度未満に抑え、加えて、平均気温上昇1.5度未満を目指すことが定められました。そして、世界各国がC O₂等の削減目標を掲げ、その対策を推進する義務も定められました。その結果、現在、世界各国が地球温暖化対策を推進するに至っておるところです。

そして、日本国内でも、第21回締約国会議C O P 21にて採択されたパリ協定を踏まえまして、平成28年、2016年の5月には、地球温暖化対策法第8条に基づく地球温暖化対策計画、令和元年、2019年6月には、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略を政府が閣議決定しております。

三重県内の動向を見ますと、令和2年、2020年3月に、三重県環境基本計画を公表しております。その中で、令和32年、2050年を長期的な視点での目標年として設定をいたしまして、自律的かつレジリエント、強靱なより高位の持続可能な社会の実現を目標としているところであります。また、令和12年、2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で30%減を目標として掲げ、県民、事業者、行政等のあらゆる主体の参画、連携の下取り組むとしております。

このような世界、国内、県内の動向を踏まえまして、明和町では、令和3年、2021年3月に策定した第6次明和町総合計画におきまして、環境への負荷が少なく枯渇することがないエネルギー源を活用し、地域自らがエネルギーを作り出す社会、再生可能なクリーンエネルギーの活用による持続可能なまちとカーボンニュートラルの実現を目指すとしており、令和3年、2021年4月12日には、近隣6町でゼロカーボン宣言を共同表明したところであります。

町といたしましても、温室効果ガス削減に向け取り組むことは大変重要なことだと認識しております。財政が厳しい折ではありますが、国・県の補助や民

間の資金、人材を活用させていただく中で、町の財政負担を極力少なくするよう努めながら、できる限りの取組を進めてまいりたいと思っておるところです。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。再質問ございませんか。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） 地球温暖化対策の地方公共団体実行計画というのがあるんですけども、ちょっと大きくしていただけますか。

事務事業編というのと区域施策編というのがあって、これらをしっかり立てまじょうと。都道府県等は、大体もう皆さんこの計画を作り始めておりますけれども、非常に市町村、特に町村は後れているということで、国のほうがしっかり進めなさいというふうに叱咤激励をしているところだというふうに思っております。

事務事業編の中でちょっとお聞きしたいんですけども、策定状況の確認、また、できていなければ、なぜ策定できていないのかをお聞きしたいと思います。

この点の問題として、1つは、地球温暖化対策に関する施策的知識、制度的知識をどのくらい持っているのか、2点目が財源問題はどうするのか、3点目、温室効果ガス排出量の算定に必要な1次情報の電気使用量や燃料使用量の集計についてどのように進めていくのか、4点目、地球温暖化対策における最新の技術情報や知見をどのくらい持っているのかが重要だというふうに考えますが、今、明和町の現状とまた今後の取組についてお伺いをしたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 地方公共団体実行計画のうちの事務事業編についてのご質問ということでございます。

地方公共団体実行計画のうち事務事業編につきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律によりまして、策定が義務づけられております。明和町では、法律の趣旨を踏まえまして、平成14年3月に、平成14年度から平成18年度まで

を計画期間としました「明和町地球温暖化対策実行計画書 エコオフィスプランめいわ」というものを策定しております。

計画書では、町の事務事業に伴う当時の環境負荷に係る現況と温室効果ガス排出の状況、温室効果ガス削減に向けた目標と取組に関する具体的施策について記載しておりますほか、計画の推進、点検・評価の体制についても記載をしております。市内における温暖化対策の推進母体として計画の決定、点検結果を踏まえた見直し等を行うべく、副町長、当時は助役でございますが、を会長とする明和町地球温暖化対策推進会議というものを設置をしまして、その庶務を総務防災課管財係、当時は総務課財政係でございます、が行うこととしておりました。その後、計画が更新されることはなく、現在、期限切れの状態ということになってございます。

ご指摘をちょうだいしましたとおり、専門的な知識や知見、財源等の問題があったにせよ、これまでの間、適宜計画の見直しが行われてこなかったことは紛れもない事実でございます。申し開きのしようもないというようなところでございます。

この状況を改めるべくというところで、環境省が今公表しております計画策定マニュアル等がございます。それらを参考に、本年5月に採択をされました令和4年度の第2次補正予算二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、こちらを活用して実施をいたします明和町の公共施設における再生可能エネルギー導入可能性調査、この結果も踏まえまして、地域活性化企業人の協力も仰ぎながら、区域施策編と併せて、今年度中にその計画を立てるめどを立てたいというふうに考えてございます。もろもろの諸問題はございますけれども、何とか今年度中にはこの事務事業編、区域施策編と併せて策定のほうをしたいと考えておりますので、その点ご了解いただきたいと思っております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。再質問ございませんか。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） せっかく紹介していただいたので、明和町地球温暖化対策

実行計画書、エコオフィスプラスめいわという、こんなあったんやなという話をしてあって、チェックシートをしますとかいろいろ書いてあるんですけども、結局何も残っていなかったという話なんですね。ぜひこれはしっかりと根づかせていただかないと、長いこれからのスパンで進めていけないけませんので、ぜひ大切な計画案、作っていただきたいなというふうに思います。

また、この中で区域施策編というのを作りましょうということになっています。この施策状況の確認、策定に向けた検討状況について、お話しできるところまで言っていただければありがたいと思います。

この点の問題といたしまして、1つが人員不足について、2点目が環境保全に必要な情報やその他配慮すべき情報、3点目が域内の再エネのポテンシャルに関する情報の把握、4点目が地域住民の皆さん方の合意形成への取組、5点目が策定に当たり他の担当課の連携、6点目が地球温暖化対策に関する専門的知識をどのくらい有しているのか、7点目が計画に取り組む対策の予算等の確保が難しいケースがあるが、どのようにするのか、8点目が財源問題ですね。9点目が対策、施策の実行におけるノウハウの不足、10点目が地域の事業者との協力体制の構築について、それらを踏まえまして、現状と今後の課題についてお伺いをしたいと思います。

また、促進区域の検討状況といたしまして、1点目が公有地、公共施設活用型の設定の検討について、2点目が地域脱炭素化促進施設から得られた電気、熱を区域の住民事業者に供給する取組について、その課題も併せてお伺いをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 区域施策編につきましては、今年度、業務委託によりまして策定をさせていただくこととしております。一昨年令和3年度の二酸化炭素排出対策抑制事業費等補助金、こちらにより実施をしました明和町ゼロカーボン戦略の策定業務によりまして、明和町の再エネの導入のポテンシャル、こちらは太陽光のポテンシャルが非常に高いということで、一方、他の

再エネ導入の可能性は低いというようなことが明らかになってまいりました。

また、削減目標の基準年度となります平成25年度、2013年度の明和町におけるCO₂排出量が14万1,782トン、推計であります。とされておりまして、区域施策編の策定マニュアルで定められた方法によりまして、特にこのまま対策を講じないまま推移したと仮定したケース、いわゆる現状趨勢のケースでのCO₂排出量は、令和12年度、2030年度で10万5,350トンとなりまして、何もしなくても約25.7%は減少するだろうというふうに想定をされております。2030年度時点での削減目標46%、これを達成するには、現状趨勢よりもさらに2万8,370トン以上の削減が必要となってまいります。当面の目標となりますこの2013年度比の46%削減、こちらに向けて、ゼロカーボン戦略では、再生可能エネルギーの普及促進、それから事業所や家庭での省エネ活動、行動の推進、それからネットゼロエネルギービル、ネットゼロエネルギーハウス、これらの推進、それから運輸部分でのエコドライブの推進や次世代自動車の購入と、それから森林保全等による吸収源対策などに取り組むことによって約3万5,000トン、推計で約50.5%までは削減が見込めるのではないかとというふうにされております。

その中で、現在取組を進めております伊勢麻につきましては、大麻というものが1ヘクタール当りで10トン以上の二酸化炭素CO₂を吸収するということが分かっておりまして、これは、同面積の森林と比較をして、約3倍以上の吸収効果があって、今後、栽培面積を拡大することで吸収源対策としても大いに期待をしているところでございます。

削減に当たっては、町も排出事業者の1つということでございますので、率先して取組を進めていく必要があるというふうに認識をしております。特に再生可能エネルギーの普及促進に関しては、促進区域の設定も視野に入れながら、公共施設への積極的な導入を図っていくということが肝要だというふうに思います。

そこで、今年度実施をいたします「明和町公共施設における再生可能エネル

ギー導入可能性調査」によりまして、発電設備の導入による建築物への負荷や発電設備の規模、発電量、日射量、導入可能量、設置位置や設置方法、再エネを導入することによる地域の経済、社会にもたらす効果等の分析や導入手法、設置コスト、新技術の採用の可能性等について調査検討を行ってまいりたいと考えております。

また、事業の実施体制としましては、既存の明和町環境基本計画推進会議、これが推進母体となりまして、生活環境課が事務局となって推進することとし、町活性化、財政などを所管するまちづくり戦略課のほか総務防災課をはじめとする公共施設を所管する各課との連携が必須となることから、専門部会を設置をしまして、連携して取り組むことといたしたいというふうに考えております。

さらにその先には、民間施設等への導入を推進することも含めて、商工会、J A、公共施設等の指定管理者、民間企業で構成をする協議会を設立をして、再エネ導入に係る各種情報共有を行うなどして、官民での導入の促進体制、こちらを構築することも検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） これからということですので、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

私は時間があるんですけども、執行側の答弁が10分を切ったということでございますので、答弁は簡潔によろしくお願いいたしますと思います。

次に、熱中症対策の推進についてお伺いをいたします。

次の資料に行ってください。

気候変動の影響によりまして、国内の熱中症死亡者数は増加傾向が続いております。近年では、年間1,000人を超える年が頻発するなど、自然災害による死亡者数をはるかに上回っています。また、今後、地球温暖化が進行すれば、極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれ、我が国において熱中症による被害がさらに拡大するおそれがあります。こうした状況を踏まえまして、今後

起こり得る極端な高温も見据えて、熱中症の発生の予防を強化するための取組を一層強化することが必要と考えます。

そこでお伺いします。

熱中症から地域住民の生命を守るための取組の推進につきまして、熱中症は適切な予防や対策が実施されれば、死亡や重症化を防ぐことができます。ここで熱中症は人の命に関わることであるから、熱中症対策マニュアル等の作成やWBGTという暑さ指数の認知度向上や行動変容につながる情報発信も必要かと考えますが、その現状と今後の取組についてお伺いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 明和町の熱中症対策の周知方法につきましては、町ホームページでの周知や明和町LINEでの発信を行っております。また、町ホームページでは、熱中症予防のポイントが掲載されているほか、環境省の熱中症予防情報サイト、高齢者のための熱中症対策、災害時の熱中症予防などのページがリンクされており、熱中症対策の各種情報が取得できるようになっております。

しかしながら、町ホームページでの周知は、熱中症対策に関心がある方が調べてもらう場合は有効な手段と思っておりますが、関心がない方に関しては、余り有効だとは思っておりません。そこで、今後は広報や防災無線、明和町LINE、イオンモール明和に設置されております映像表示システム、デジタルサイネージなど、プッシュ型の情報発信を積極的に行っていきたいと考えております。また、WBGT暑さ指数につきましては、環境省のホームページからメールやLINEでお知らせが届くよう登録することもできるようになっておりますので、このことも併せて周知していきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） 次に、高齢者の熱中症に対する予防への意識を醸成するための取組についてお伺いしたいと思います。

熱中症を予防するために、脱水と体温の上昇を抑えることが基本であると言われていています。また、熱中症で亡くなる方の多くを占めている熱中症弱者と呼ばれる高齢者の皆様に、熱中症予防のための行動を意識していただくことも重要であると考えます。高齢者の皆様方は、暑さや喉の渇きに対して敏感ではなくなっているケースもあります。消防庁の調査によりますと、熱中症による救急搬送者の約5割が高齢者となっています。高齢者の熱中症予防をしていくためには、介護や地域保健部門の関係者が一体となって対策を的確に進める必要がございます。

そこで、高齢者の皆様への効果的な熱中症予防を進めるために、介護や地域保健部門の関係者と連携し、どのような取組を進めているのか、また、その現状と今後の取組についてお伺いをしたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 町としての取組は、先ほど申し上げましたとおり、ホームページに熱中症予防に関する情報の掲載、明和町LINEで発信することで注意喚起を行っておりますが、高齢者に特化した取組は、おっしゃるとおり行っておりませんでした。今後の取組としましては、高齢者のための熱中症対策のチラシを自治会へ回覧する予定であります。また、高齢者と接する機会が多いケアマネジャー、配食サービス事業者、民生児童委員等と連携し、熱中症予防のチラシを訪問して配布することも検討したいと考えております。

さらに、高齢者等が集まる事業、一例を挙げますと、Dreamオーシャン総合体育館で行うおとな元気教室、保健福祉センターで行う特定健診、がん検診、明和町老人会のイベントなどでも熱中症予防の啓発を行いたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） ありがとうございます。

では、ちょっと1つ飛ばして、エアコン等の利用控えについてお伺いをした

いと思います。

電気料金が高騰する中で、エアコンの利用を控えたりする方も少なくないと思います。特に熱中症弱者と呼ばれる高齢者の皆様方は、節約への意識が高い方も多いと思います。そこで、熱中症特別警戒情報が発令されたときに、躊躇なくエアコンのスイッチを活用できる環境の整備も必要かと思いますが、電気代の高騰への対応も含めまして、低所得世帯等に対して適切な支援が必要と考えますが、その現状と今後の課題についてお伺いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 電気代の高騰でエアコンの利用控えが懸念される中、特に家計に大きな影響を受けることとなります低所得世帯に対しての支援といたしまして、このたび、国より電力・ガス・食品等価格高騰重点支援地方交付金の追加交付が決定され、低所得枠としての支援分が設けられました。

当町におきましても、この交付金を活用いたしまして、物価高騰に直面する生活困窮者等の生活を支援する観点から、生活保護受給世帯を含む住民税非課税世帯や家計急変世帯に対しまして、1世帯当たり3万円を給付させていただく予算を本定例会に上程する予定であります。今後につきましても、国からこのような支援のための交付金等があった場合には、速やかに支援対策に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） 速やかによろしくお願ひしたいと思います。

では次に、子どもの熱中症防止の取組についてお伺いをします。

学校における子どもの熱中症を防ぐための取組も大変重要でございます。ここで、公立小中学校等への空調設置率はどのようになっているのか、また、空調施設を活用するための電気代の手当は十分なのかお聞かせいただきたいと思います。

また、子どもたちの通学時の熱中症予防対策も必要と思いますが、どのような取組がなされているのか、また、熱中症警戒情報が発令された場合、どのように対応していくのかお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 町内の小中学校の空調設置の状況ですが、全教室への設置を完了しております。電気代につきましては、値上がり分も想定して予算計上しておりますが、感染症対策等で一定の換気もまだ必要でありまして、使用状況等によっては、年度途中で予算が不足する場合もあるかと思っております。その際は補正予算をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

通学時の熱中症予防対策につきまして、小学校におきましては帽子の着用、ヘルメット通学のところは、この時期は帽子も可としています。それから日傘の利用推奨、こまめな水分補給、疲れたときは休息を取るなどの指導を行っております。

中学校は、こまめな水分補給や暑さに適した服装、半袖、ハーフパンツでの登校を推奨しております。これらの指導、注意喚起を徹底するとともに、マスクを外すことの指導も行う必要があると考えております。マスクにつきましては、文科省は、4月1日から、学校においても基本着用を求めないとしております。また、昨年度から熱中症対策としては、体育の授業、運動部の部活動、通学時はマスクを外すよう指導するとしております。しかしながら、現状を見ますと、マスクを着けて通学している光景もよく見ます。これから夏場を迎えるに当たって、マスクを外すことの必要性も指導していきたいというふうに考えます。

この6月9日付で、三重県教育委員会の教育長のほうから、マスクの着脱に関する三重県教育委員会教育長メッセージというものが出されまして、この中でもかなり熱中症対策として、徒歩、自転車での通学時はマスクを外しましょうという呼びかけをしておりますので、学校のほうへも通知して、指示していきたいというふうに思います。

それから、熱中症対策は十分に行っておりますが、万が一、熱中症警戒アラートが発令された場合には、運動を原則中止し、室内での活動、教室の空調の状況等の確認をいたします。児童生徒の状況確認も行いまして、熱中症が発生した場合にはマニュアルに基づいての対応をします。涼しい場所での休息、経口補水液等による水分補給、回復しない場合は救急車の要請等を行います。

近年はこれまでの常識を越えるような猛暑日が続いたりしておりますので、子どもたちの様子をしっかりと確認しながら、適正な対応が取れるように指導していきたいと思っております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁時間が2分です。その範囲内で答弁は終わります。

こども課長。

○こども課長（松本 章） 保育所、幼稚園、こども園の空調設備と電気代の設定でございます。幼稚園、保育所、こども園では全ての部屋に空調は完備されております。電気代については燃料費高騰分に想定した額を当初予算として確保させていただいております。

それから、通園時の熱中症対策でございますが、園については保護者の送りにより登園されておりますので、その中でこまめな水分補給を行うことが大切であるということで、登園した後水分補給のタイミングとして積極的に飲むようにしております。それから、保育所等での熱中症防止の取組として、こまめな水分補給を行う、冷房の適正な使用、気温や湿度が高く日差しが強い時間帯には屋外での保育を控えるなどといった対策を行っております。

熱中症警戒アラートが発表された場合は、水分補給の回数を増やすなど、日頃から実施している熱中症予防対策を普段以上に徹底しておりますが、今後も引き続き保育士と看護師が連携して予防を行っていくよう徹底してまいります。

○議長（奥山 幸洋） 北岡議員、すみません。行政側の答弁時間がなくなりました。質問時間は19分12秒ございますので、それはやっていただけますので、そういうことをご理解をお願いいたします。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） ぜひ熱中症で倒れることがないように、様々に高齢者の方、またお子さん、守っていただきたいというふうに思っております。

学校におきますと、体育館はエアコンがついておりません。防災・減災の対策として、今体育館の空調施設設置も国のほうは推進をしているところがございますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

松阪消防にお伺いしますと、去年は松阪管轄で60名の熱中症患者の皆さんが搬送されたと。そのうち6名が明和町であったというふうにお伺いしております。今年はそれがゼロになるように、しっかり取り組んでいただければというふうに思っております。

答弁のない質問は非常に苦しいのでございますが、やらせていただきます。

自治会のデジタル化についてお伺いをしたいと思います。

現在、人口減少と高齢化により、自治会等の地域住民の支え合いによる組織が弱体化し、地域コミュニティを維持することが難しくなっているように思います。核家族化が進み、家族の支え合いの中の機能が低下し、孤独や孤立の問題も深刻化、非正規雇用の増加等により職場での家族的なつながりも薄れるなど、私たちを取り巻く社会環境が急激に変化する中で、安心して暮らせる地域を守る自治会の役割は非常に大きいというふうに思っております。

そこで、今日の自治会等の地域コミュニティの弱体化についてどのような認識を持っているのか、また、地域コミュニティを維持するための支援の必要性についてどのように考えているのかをお伺いしたいと思っておりました。

また、人口が減少し高齢化が進む地域では、自治会の役員として働ける方も少なくなる中で、地域コミュニティの維持は非常に難しいように思います。今後は、このデジタル技術を活用して、地域住民同士の情報交換の場を創設したり、持ち回りの回覧板を電子回覧板に移行したり、広域的に活動している様々な事業主体の地域住民の情報交換の場を開設したりと、柔軟で多様な連携を可能にする自治会等のデジタル化を進める必要があると思います。

そこで、自治会のデジタル化とデジタル技術を活用しての地域コミュニティ

の再構築についてお伺いをしたかったなと思っておりませんが、少しちょっと大きくしてくれますか。

これ、令和5年度の実証事業として、大体1,200万円国のほうが予定をしておりました。自治会の活動のデジタル化を推進しましょうと、それで少しでも負担を減らしましょうと、また回覧板、今はペーパーで一生懸命回していますけれども、ここをデジタルを使って推進をしましょうという話になっております。ここら辺、執行部が手をお挙げになるかどうかは分かりませんが、そこら辺の考え方をお聞きしたいなというふうに思っておりました。

特に、あと3年ほどすると、小中学校に配布しているタブレット、これが更新の時期を迎えます。このタブレット、大量に出ていきますが、廃棄するのは簡単でございますけれども、これを自治会のこういう広域の様々な行政の1つの連絡アイテムとして使うことはできないのか、ぜひ検討していただけたらなというふうに思いまして、今回お話しをさせていただいております。

これが3点目の話でございます。

最後、4点目でございます。

これも1つの大きな課題ということで、次のページに行っていただけますか。もう一つ、地域公共団体、ちょっと大きくしてくれるとありがたいです。地方公共団体における災害対策本部の業務継続性確保のための非常電源対策について、お伺いをしたいと思います。

近年、気候変動による災害の激甚化や頻発化に対して、人の生命を守るための対策強化が必要である。万一災害が発生したときに、各自治体の庁舎等は災害対策本部を設置し、住民避難に係るサポートや被害状況の的確な把握などの要となり、業務継続性の確保は極めて重要となっております。

現在、政府においては、災害に対する事前の備えとして、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、人命を最大限に守り、また経済社会が致命的な被害を受けず、被害を最小化して迅速に回復する強さとしなやかさを備えた安全・安心な国土、地域、経済社会を目指し、国土強靱化のための5か年計画の取組を

今進めているところでございます。

地方公共団体におきましては、災害発生直後に各自治体に設置される災害対策本部の役割は、ますます重要になっています。政府の防災基本計画では、自治体に対して、災害発生時に災害対策本部が設置される庁舎が停電となった際に、非常電源を適切に稼働させ、業務継続性を確保することを求めています。さらに、災害発生直後の被害の第1次情報等の収集連絡として、これらの対応は、パソコンや通信機器を駆使して関係各所と連携を取りながら迅速に情報収集を行うこととなりますが、地方行政のデジタルトランスフォーメーションを推進する中で、多くの機器が電力で稼働しており、庁舎が停電してしまうと、大きな支障を来してしまいます。電源喪失はイコール機能停止を意味し、絶対回避しなければならないことで、災害対策本部における電源供給は必須条件と考えられています。

2015年より、消防庁において、地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関する調査を毎年行っておりました。令和4年度調査結果は次のとおりです。この一覧に載っておりますので、よろしくお願いたします。

その中で、次のページに行っていただけますか。

ディーゼル発電機を設置している明和町におきまして、国の防災基本計画で示されている最低3日間対応の発電機が設置されていないというふうに思っております。燃料を供給すればこれでいいんだという今までのご答弁でございました。このディーゼル発電機を設置している明和町におきましては、保守、防災用発電と保安用発電、この考え方をちょっと変えていただかなくてはならないんじゃないかなというふうに思っております。

しっかりと今までもメンテナンスをしていただいておりますが、1つの期間としてこの発電機の年数が大体20年前後で1つの発電機が壊れ始めるという、機器としては当たり前のことで、農業用の用排水のところの発電機も最近故障ばかりしていて、取替えをしているのと同じように経年劣化をしてきたということでございますので、ぜひ今回考えていただくのであれば、保安用発電も含

めたエアコンや給水ポンプ、照明また情報通信等、様々な部分も含めた能力を持った発電機に交換をしていただきたいというふうに思っております。また、これは国のほうがしっかりとお金を出しましょうということに現状なっておりますので、そこの検討もしていただければというふうに思います。

最後に、発電機の比較表というのがございます。3つありまして、都市ガスをベースにしたもの、LPガスをベースにしたもの、今、明和町に設置しているディーゼルをベースにしたものというのがあります。先ほど地球温暖化対策ということを考えますと、ディーゼルはCO₂の排出量が非常に多いんですね。また、硫黄酸化物や粒子状物質pmというもの、また黒煙を含む場合が非常に多いということになっております。明和町としてはLPガス、これをベースにした発電機に換えていただくと、CO₂排出量が非常に少ない、また、LPガス、経済産業省が様々な形で企業の後継者不足を念頭に置いて、今お金を出しておりますけれども、大きなタンク、バルクというものを設置すると、これは大変な長時間発電をできるようなガスが入っておりますので、それを充填するという、前回の質問でもさせていただきましたけれども、こういうものを設置して、明和町の保守対策また防災、災害対策本部の機器の充実というものを考えていただければなというふうに思っておりますが、最後、議長、ほんのちょっとだけ。総務防災課長にこの件を答弁、考えるか考えへんかだけいただきたいと思っております。

○議長（奥山 幸洋） 総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） すみません、簡潔に申しますと、1点目の72時間対応、おっしゃるとおりでございます。現在、災害用しかしておりませんので、この必要性は認識しております。メンテナンスにつきましては、やっておりますし、災害時のほうのディーゼルのほうの軽油ですね、それはもう多気郡農協さんと協定を結んでおりますので、現在は持ってきていただける状況でもあります。

最後の1点ですが、やはり発電機、言われたように、非常用の防災無線等は

通じるんですが、例えば極端に言えば、エアコンは通じないような状態は、それはあります。国のほうの指針も見の中で、基本的には20年も経過しておりますので、積極的にこれは交換のほうも検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） お気遣いありがとうございます。

以上をもちまして一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（奥山 幸洋） 以上で北岡泰議員の一般質問を終わります。

2番 中井 啓悟 議員

○議長（奥山 幸洋） 4番通告者は、中井啓悟議員であります。

質問項目は、「道路交通法改正（2023）への取り組みは」と「老々介護の現状問題」の2点であります。

中井啓悟議員、登壇願います。

（2番 中井 啓悟議員 登壇）

○2番（中井 啓悟） 議長より登壇の許可を得ましたので、通告に従い質問させていただきます。

初めに、本年4月に改正された道路交通法において、自動運転レベル4及び自転車のヘルメット努力義務着用に向けた町の取組について、また、7月に改正される特定小型原動機付自転車いわゆる電動キックボードについてお聞きいたします。

次に、老々介護の現状と課題における質問をさせていただきますので、よろ

しくお願いいたします。

初めに、今年度改正されました道路交通法における自動運転レベル4についてお聞きいたします。

改めて簡単に説明させていただきますと、自動運転レベルというのは1から5までがあり、これまでの自動運転レベル1では、自動車の車線変更維持と自動ブレーキを行う運転支援で、高速道路などでよく使用するオートクルーズコントロールがこれに当たるかと思えます。

レベル2では、特定条件下での自動運転機能で、車線維持走行、追越し、合流などを自動で行うもので、レベル3は、ドライバーやオペレーターの対応が必要ではありますが、公道での自動運転が可能なものとなっております。

以上のことから、レベル1から3までは自動車にドライバー、オペレーターが必要でした。しかし、本年改正された自動運転レベル4以降からは、自動車にドライバー、オペレーターを必要とせず、特定条件下での完全自動運転化が可能になり、今後改正されていくであろうレベル5では、完全な自動運転となります。

今回改正のレベル4において、自家用車への運用はまだあまり現実的ではありませんが、主にバスやタクシーでの運用が期待されており、意識の高い全国各地の自治体では、住民サービス、地域交通利便性の向上、高齢者対策などにおいて、自動運転車両を活用したテスト的な取組が進んでおります。また、先月18日には、愛知県春日井市にお邪魔をし、自動運転レベル3の試行運用の研修をさせていただいたところでございます。

現在、明和町では、町民バスをはじめデマンド交通の取組がなされておりますが、住民サービスの向上という視点から、将来を見据えた自動運転の活用は考えておられるのかお聞きいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 中井議員のほうから、自動運転車両の活用についてご質問いただきました。

現在、道路交通法に基づく特定自動車、いわゆる自動運転レベル4の許可を受けている自治体につきましては、福井県の永平寺町のみというふうに関心しております。福井県永平寺町では、令和3年3月から、鉄道の廃線跡を活用した遊歩道を永平寺参道約6キロメートルの区間で、電磁誘導式による自動運転レベル3での運行を実施してこられました。そして、レベル4への移行に向けて自動運転移行サービスの車両実装のための実証を進められ、令和5年3月に、国内で初めて遠隔監視のみのレベル4の自動運行装置を備えた車両として中部運輸局から走行環境条件の付与の許可を受け、さらに令和5年5月に、国内で初めて道路交通法に基づく特定自動運行として許可をされました。今後は全運行経路のうち、約2キロメートルの一部区間でレベル4でのサービス実証を実施した上で、本格運用が開始される予定とのことです。

なお、付与された走行環境条件につきましては、周辺の歩行者などを検知できない強い雨や降雪による悪天候、濃霧、夜間などでないこととする気象状況や緊急自動車が走路に存在しないこととする交通状況、自動運行装置による運行速度は12キロメートル以下であることとする車の速度、自車が電磁誘導線上にあり、車両が検知可能な磁気が存在すること及び路面が凍結するなど不安定な状況でないこととする走行状況などとなっております。

また、茨城県境町では、運行管理者等を民間企業に委託し、海外で実用されている外国製の自動運転車両を導入して、遠隔監視と運行をサポートしているオペレーターを車両に同乗させる方式で、定員は11人、往復約8キロメートルと約6キロメートルの経路、一般道を2路線、定時定路線で運行されています。さらに、今年度中に車両を変更して、レベル4の運行へ移行することを目指されているとのことです。

バスは、あらかじめ登録された地図情報とGPSによりルート上の位置情報を把握し、そのルートに沿って走行し、最高時速は20キロメートルということになります。運転当初は渋滞が多く発生したり、後続の自動車が無理に追い越すというケースが多かったようで、バス停の間隔を狭めて停車時に後続車がバスを追い

越す場所を増やしたり、バス停付近の停止位置を変えて追い越しやすくするなど、最高速度を変えずに渋滞を減らす工夫を重ねられ、町民の理解と協力もあり、現在では、かなり解消されているとのことでした。

年間の利用者は約5,300人で、運行に係る費用は、令和2年度から令和6年度までの5年間で約5億2,000万円、地方創生推進交付金や視察料金、寄附金などで単費での負担は軽減されているものの、それ相応の財政負担が必要であるというふうに聞いております。

このほかにも、議員が事例と挙げられておられます春日井市など、自動運転車両の実証を行う自治体がございます。

一方、明和町では、地元のタクシー事業者が運行する形で、町民バスとデマンド型交通のチョイソコを運営しているほか、民間事業者がイオンシャトルバスやm o b iのデマンドタクシーを運行されております。運行経費は、町民バスとチョイソコを合わせて約9,300万円、利用状況につきましては、町民バスが年間約2万7,000人、チョイソコが7か月で約3,400人、イオンシャトルバスが年間約5,100人、m o b iが9か月で約5,600人の方にご利用いただいております。車両に関しては、今のところ町民バス、デマンド型交通、タクシーとも自動運転車両は導入しておりません。

現時点といたしましては、自動車運転車両の導入につきましては、運行における安全面やコスト面のほか、速度や気象条件、利用状況など様々な課題や情勢を踏まえると、今のところは厳しいというふうに考えておるところです。しかしながら、今後、利用者の方から、自動運転車両の導入を望む声が多くなることや、安定的な公共サービスの提供に支障が出るほどの深刻なドライバー不足に陥ること、また、技術面の進歩により大幅なコストカットが可能になるなど、状況が変化することも考えられます。そういった中で、将来的には検討していく課題の1つであると認識しているところであります。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） いろんな事情で検討されてきた経過があるということを踏まえて、ちょっと聞かせていただきますが、政府は、2025年度までに、全国40か所以上でレベル4の自動運転サービスの導入を政府主導で進めていく旨の目標を掲げており、岸田総理におきましても、本年1月の施政方針演説で、導入地域を全国に拡大していく意向を示されております。

具体的などころで言いますと、昨年6月15日に、国土交通省は地域づくりの一環として、自動運転技術を活用した持続可能な移動サービスの構築を支援するため、バスサービスを自動運転するなどの経費に対して一部を助成する事業を実施し、地方自治体に公募をかけました。また、2020年より3D都市モデル整備・活用・オープンデータ化プロジェクト、通称プラトーという取組を新たにスタートさせ、社会に必要な都市情報を可視化し、地域の課題解決を目的としておりますが、これを自動運転の導入に応用した取組も可能だと考えます。

先日、まちづくり戦略課のほうから都市計画の案の実施のほうがあったんですけれども、それには恐らく盛り込まれていないということで、この国の取組も壮大なところがあるので、ちょっと難しいところもあったのかなと思いますけれども、このように国が前向きな動きを見せている中、明和町の現状の地域公共交通サービスという面ではまだまだ未熟で、町運営のチョイソコ、民間に委託はしていますけれども、チョイソコと民間運営のm o b iにおいて、同種類似サービスであるため、利用者が混乱しやすい、また予約方法の違いもあり、さらに現状の町民バスとチョイソコと民間m o b iの混在から、そのどれも事業費の費用対効果は著しく悪くなっているものと思います。

サービス事業の分野において、黒字化というものは望みにくいし、望むものではないとは思いますが、費用面で大きなウエートを占めているであろう人件費の課題解消につながる自動運転レベル4の活用は、前向きに検討すべき責務が町にはあると思います。

第6次総合計画の62ページ、公共交通の充実の主要事業のところでも、ICTを活用したM a a Sなど、新たな交通ネットワークの構築と利活用を図りま

すと書いてあるんですよね。しかし、先ほど言わせてもらった国の支援事業の活用やこの分野での先進的な民間企業との連携が見えてきておりません。

町の現状として、高齢化やそれに伴う免許返納者の増加などにより、交通手段に苦慮しておられる方がたくさんおられることも鑑みて、今後さらに地域交通の利便性の向上が求められますが、財政面を踏まえて、先ほど町長も言われておったんですけれども、例えば一部助成ではなく、全額補助の事業じゃないと申請しないのか、DXや観光分野での事業においては積極的に手を挙げられておりますが、交通手段に困っている方がいるという現状において、これまで自動運転サービスに向けた前向きな検討があったような答弁を先ほどいただきましたのでお聞きいたしますが、申請に至らなかった検討の経過内容、もう少し具体的に、可能な範囲でお答えいただけたらと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 申請には至っておりませんのですけれども、レベル4の検討はさせていただきました。それで、業者さんにも話を聞かせてもらいにいきました。例えば補助金があったとしても、ランニングコストも非常にかかるという話も聞かさせていただいた中で、ちょっと今は難しいかなというのがあります。それと速度が20キロメートル未満とかいう形になりますので、それですと、ちょっと非常に厳しいのじゃないかというのもありまして、今現在のところは難しいかなと思っています。

ただ、おっしゃられるように、今後の話として、技術面も向上するし、コスト面も落ちるかも分かりませんので、そういった動向は見ながら考えさせていただきます。

ですので、導入したときには全額補助があったとしても、あと、ランニングコストは多分出ないと思いますので、そこら辺のことも考えると、今すぐは難しいなというふうに思っています。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） コストの軽減とか速度の課題について聞かせていただいたんですけれども、コストなんかは、これはもう必要経費になってくると思うんですよね。この後で老々介護の質問もさせていただくんですけれども、そこから辺も含めて町を取り巻く事情を考えると、先ほどちょっと質問にはさせていただかなんだんですけれども、一体どの課がその検討に関わられたのか。自動運転レベル4の申請をするかしないかという検討の中に、例えば健康あゆみ課さんであったり、まちづくりの課長であったり、教育課とか建設課長なんかもちろん入ってすべきことやと思うんです。

これがどれぐらいやったかというのは、また聞かせていただきますけれども、多くの自治体が自動運転レベル4の試験運用や申請準備を進めている中、先ほどおっしゃられた人口規模がほぼ同じの福井県永平寺町、ここは2万1,000人程度ですかね、茨城県境町、こちらは2万4,000人、まさに明和町に近い、人口規模だけで言えば。その2町は、自動運転を積極的に地域交通に取り入れていく姿勢の先進自治体ということで、全国でも注目されております。

明和町が現段階において「チョイソコ」と「m o b i」が試験運用中ということも踏まえて、レベル3、レベル4には、これに手を出していくのはまだまだ課題もあるというのは理解するんですけれども、何回も言うように、地域交通の充実を図るために最大限の努力をしていただくことをお願いして、次の質問に移ります。

次に、自転車乗車時のヘルメット努力義務着用の対象年齢引き上げについて伺いたします。

こちらも本年4月に改正され、これまでは幼児だけの対象であったのが、全ての自転車利用者が努力義務着用の対象となりました。努力義務なので強制や罰則はありませんが、町民の皆様への注意喚起は必要であると考え、質問の通告をさせていただきましたが、通告後の5月20日に、明和町公式LINEにおいて啓発の掲載がありました。

公式LINEのほかにも、町民の皆様や生徒児童などに広域的な周知が必要だと考えますが、現在考えておられる取組はどのようなことをお考えなのかをお伺いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） 議員からありましたように、自転車に乗る際のヘルメットの着用が令和5年4月から全ての自転車利用者となりました。先ほどありましたように、努力義務ではあるものの、やはり自転車を安全に利用するためには、このヘルメットの着用のほか、自転車は車道の左側の走行とか、交差点では信号と一時停止を守り安全確認、飲酒運転禁止、夜間ライト点灯の、これは自転車安全利用5則として啓発・周知を行っているところでございます。

努力義務であるもののルールを守ることが命を守り、事故のリスクを減少させることから啓発を行うことが必要であり、2月からは町のホームページで掲載したほか、4月に自治会に向けて回覧を行いました。また、先ほどありましたLINE配信や大型商業施設でのデジタルサイネージに掲載するなど周知を行い、各地区自治会長会議の資料としても提出をしているところでございます。

今後も、広報めいわや行政チャンネル、ホームページやSNSでの周知を行うことにより、交通安全対策の一環としても啓発活動を行っていきたいと考えております。

なお、児童・生徒等への周知については、教育課長から答弁いたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 小中学校の児童生徒に対する周知等の状況について申し上げます。

教育関係につきましても、道路交通法の一部改正を受け、文科省から警察との連携強化、自転車に関する安全教育、児童生徒に対する交通安全教育の推進等についての周知がされております。

中学校におきましては、登下校時以外の私生活でのヘルメット着用につつま

して、三重県警が作成しました啓発用チラシを全校生徒に配布しまして、各担任より説明指導を行いました。

それから、小学校につきましては、これは各学校とも以前から自転車に乗るときはヘルメットをかぶることというふうに指導しておりますが、この機会を捉えてさらに指導・啓発していきたいというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 現状として、今回の法改正があまり今、浸透していないのかなと感じますので、法が改正されたという部分、利用者全員ですよという部分をより強調し、目にとどまり、意識して受け止めてもらえるような情報発信が必要であると考えます。

一例としてですが、静岡県県の交通安全対策協議会では、自転車マナー向上キャンペーンとして、改正前の本年1月20日にJR清水駅前です事前啓発活動を行ったようです。

答弁においては、町民の皆様や子どもたちへの本改正に特化した啓発・指導を現段階ではあまりしていないのではないかなというふうに理解させていただいたんですけども、着用の有無による事故発生時の死亡率は2.2倍になるとのデータもあることから、改めて町民の皆様をはじめ、児童生徒、併せて保護者にも発信していただければと思います。

また、これはちょっと矛盾した表現になるんですけども、ヘルメットをただただ着用を促すのではなく、自転車に乗る際の状況や状態、本人の体調なども含めて、ヘルメットを着用することで安全を担保できないということもあろうかと思います。最近では、ヘルメットの開発等もされておりますので、乗車する際に適宜、適切な判断ができる内容の啓発であるとか、情報発信、環境づくりにも知恵を絞っていただきたいと思います。

次に、本年7月に改正される特定小型原動機付自転車、代表的なモビリティ

一としていわゆる電動キックボードについてお聞きいたします。

今回の改正によるルールの変更点として、16歳以上で免許が不要、乗車用ヘルメットは努力義務、原則車道通行であるが、時速6キロ以下の歩道通行モードに切替え可能であれば、歩道も通行ができる。また、交通違反青切符の対象などがあります。最高速度20キロ以下で定格出力や車両サイズなどの規格がありますが、一般的には今回の法改正を緩和されたものと捉えられております。

しかし、改正前においても、電動キックボードによる交通事故など死亡事故に至ったケースがあることなどを踏まえ、町民の皆様はもちろんですが、児童生徒への安全指導など明和町としての取組はどのようにしていくつもりなのかお聞きいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） ご質問いただきました特定小型原動機付自転車につきましては、先ほどありました令和5年7月に法改正が行われることになっております。いわゆる電動機付自転車のうち電動機の定格出力が0.6キロワット以下であって、長さが1.9メートル、幅が0.6メートル以下、かつ、先ほどありました最高速度が20キロ以下のものを特定小型原動機付自転車としておりまして、それ以外の原動機付自転車は一般原動機付自転車となっております。

この電動キックボードは、バッテリーをモーターで駆動させて走るもので、片足で地面を蹴って助走をつけて、その後、ハンドルについているアクセルとブレーキで操作するもので、これから例えば観光地とか、そういったところでの活用も期待されているところでございます。

現在は免許が必要であります。改正後は16歳以上ならば免許不要になりますが、議員からもありましたように、改正前の時点でも事故などへの対応が懸念されていることから、今回の法改正を機に、交通安全対策の一つとして再度、周知を図っていきたいと考えております。

また、児童生徒への安全指導につきましては、また各担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 教育課からは、児童生徒への注意喚起、指導、啓発について申し上げます。

法改正後の新制度では、電動キックボードの区分によってルールが異なりまして、従来どおりヘルメット必須で車道のみを走る一般原付に区分されるものと、ヘルメットが努力義務で歩道も時速20キロ以下で自転車専用通行帯や路側帯も通行できる特定小型原付とに区分されます。

特定小型原付は、議員も言われましたように、時速6キロ以下ならば一部の歩道も通れるということをございまして、児童生徒が徒歩や自転車で自転車専用通行帯や歩道を通行している際に、車道を走っている電動キックボードもあれば、速度制限はあるものの同じ自転車専用通行帯や歩道を通るようなことも考えられますので、児童生徒に対しては、その電動キックボードの通行についての説明や注意喚起が必要というふうに考えます。

自転車のヘルメット着用と併せて、この電動キックボードに関する事故につきましても、交通安全指導、注意喚起に努めたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） こども課長。

○こども課長（松本 章） 園児の関係でございます。

園児を交通事故から守るために、各園が実施する交通安全教室や保育活動の中で、道路や歩道における危険、基本的な交通ルール、安全に行動できる習慣を身につけさせることなどを引き続き繰り返して教えてまいります。

また、園児にとっての身近なお手本は保護者の方々です。家庭における日常生活の中でも、交通事故から身を守る行動や交通ルールなどをお子さんと話し合い、教えていくことの大切さなどを保護者の方々に啓発をしてみたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 先ほどの一連の答弁をいただいたわけですが、自転車の先ほど質問させてもらったヘルメット着用義務化と同様に、こちらもちよっと少し後手を踏んで、これからというところなのかなという印象を受けました。

改正ポイントの一例としてですが、これまでの原動機付自転車の法律を書き換えるものではなく、道路交通法に新しく加わるものであって、16歳以上でも免許が必要な原付としての電動キックボードは残るという、先ほど課長も言われたんですけれども、という部分などが見落とされがちです。法律自体は可決されましたが、このような見落としや誤った情報での認識、それに伴う改正内容の認知にばらつきが見られるように思います。

中学生は、卒業すれば、じきに16歳になって利用できる年齢になることもあり、乗る人、それから乗っていない人の双方が安全に通行できるよう、この法改正の実施準備にはあと2年ほどかかるとも言われておりますので、その間に、行政や学校の先生などを含めた関係各所に正確な情報の周知を徹底していただいて、児童生徒また町民の皆様に分かりやすく丁寧な説明をしていただきますようお願いをいたします。

次に、2点目、老々介護の現状と課題について質問をさせていただきます。

2019年、厚生労働省の国民生活基盤調査によると、同居人が介護をしている世帯のうち、介護をする人、介護を受ける人の双方が65歳以上の老老介護世帯が約6割に上りました。さらに、その中の3割が75歳以上で過去最高となり、老老介護のみならず、要介護者と介護者がともに認知症である認認介護や精神的・身体的な負担、また介護疲れによる共倒れや虐待など、大きな事件・事故につながるケースも報道などで耳にいたします。

世帯構造の変化に伴い、この割合が今後さらに増加していくと感じられる中、全国的に各自治体や社会福祉協議会、NPOなどが介護における取組を広げておりますが、サービスを受けるまでの認定時間の短縮や申請手続の簡素化など、老老介護、認認介護に特化したさらなる施策が求められております。

明和町においては、医療の進歩とともに明和町地域包括支援センターなどによる健康寿命の向上、自立した生活環境づくりなど、高齢者介護予防への手厚い取組がされておるものと思います。

しかしその一方で、明和町高齢者福祉計画等の中には、老老介護、認認介護に特化した施策が薄いように感じます。明和町における老老介護、認認介護施策の現状と将来的な施策展開のお考えをお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 老老介護、認認介護施策についてお答えいたします。

明和町の状況につきましては、令和2年8月に行いました町独自のアンケート調査の結果によりますと、主な介護者の年齢は、60代の割合が32.5%と最も高く、次いで70代の割合が20.8%、80歳以上の割合が16.3%となっております。合計すると60代以上の割合が69.6%で、約7割の世帯が老老介護という状況でした。

老老介護、認認介護には大きく2つの問題があると考えております。1つ目は、体力面の問題で、体力が低下した高齢者による介護では、入浴介助、移動介助など身体面への負担が大きく、介護者がけがをする危険性も高まります。

2つ目は、精神面の問題で、介護に要する時間が増えると、他者との交流や外出機会が減り、介護鬱につながってしまうケースも考えられます。

これらの問題を解決するためには、まず、明和町にあります地域包括支援センターへ相談してもらうよう周知をしていくことが重要だと考えております。地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置し、町民の皆様からの各種相談を幅広く受け付けており、センターの周知については、広報の掲載や民生児童委員への周知を行っております。また、毎月、介護事業所等が参加する地域連携推進会議を開催し、研修会や情報共有を行っておるところです。

地域包括支援センターの役割として、居宅介護支援事業所の介護支援専門員

への支援がありますが、介護支援専門員が担当しているケースにおいて、ケアマネジャーのみでは支援策が見つからない、また、対応方法が分からないといった支援方法が難しい場合において、地域包括支援センターの職員が一緒に対応し、地域ケア会議を通じてケースの抱える問題の解決に向け、検討を行っております。

また、地域包括支援センターでは、認知症初期集中支援チームを設置し、医療機関や介護サービスにつながっていない認知症高齢者やその疑いにあるケースにおいて、認知症サポート医と連携し、訪問支援等の対応を行っております。

最後に、今年度、第10次明和町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定いたしますので、この計画の中には、老老介護、認認介護について、地域包括支援センターの周知の充実など具体的な対策も明記していきたいと考えておるところです。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 明和町は、地域包括支援センターや社会福祉協議会などを軸として、広域的かつ一歩進んだ介護施策の取組がされているものと感じておりますが、その中において、先ほども指摘させていただいたように、老老また認認介護分野の専門的な支援策が薄いということで、スムーズな問題解決ができないケースもこれまでであったのではと思います。

先ほど、今年度策定される2つの計画に具体的に明記していただけるとのことで、大変頼もしいお答えをいただきました。これからがスタートといったところですが、現状の課題や問題の解決、また将来に向け様々な角度から個別の対応が可能な、充実した支援策を盛り込んでいただきますよう要望させていただきます、次の質問に移ります。

町や社会福祉協議会また地域包括支援センター等、該当世帯間での情報交換や聞き取りはどの程度実施されているのか。また、寄せられた意見を基に実施

した施策実績があれば、併せてお聞きいたします。ちょっと先ほどの答弁でも課長、触れられておったんですけれども、改めてお願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） いわゆる老老介護、認認介護のご家庭の中で医療や介護のサービスにつながっている世帯につきましては、担当の介護支援専門員をはじめ、医療やサービス事業者が連携し、必要な支援がおおむね行き届いているものと思っております。

ただ、医療保険や介護保険につながっていないご家庭が、ご質問のとおり最も支援を必要とするご家庭だと思われれます。しかし、老老介護、認認介護のご家庭は、自ら支援を求めることができない場合が多く、誰かが役場に連絡をいただかないと、必要な支援につながるできません。

そのため、こうした連絡は、地域の民生児童委員さんにお世話をいただいているところになっております。社会福祉協議会が民生児童委員協議会の事務局を受託していることから、地域包括支援センターでは社会福祉協議会、民生児童委員協議会と連携をしております。具体的な連携事例として、民生児童委員協議会総会、役員会等で地域包括支援センターの事業を紹介し、ご協力をお願いしているところです。

こうした連携を続けることで、老老介護、認認介護のご家庭をはじめ、困っているご家庭の情報が地域の民生児童委員さんから地域包括支援センターへつながり、支援につながるよう対策をしております。このような連携が功を奏し、令和4年度は重大課題を抱えるケースで4ケースが連携できました。個人情報ですので詳しい内容は控えますが、一命を取り留めたケースもございました。

今後も、多職種の専門職で連携して対応し、また、この連携を強化する施策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 地域包括支援センターのほかにも、先ほど言われた社協さん、あと民生委員さんと連携を取っていただいているとのことで、一定程度の情報収集、情報共有はされて、先ほど言われた一命を取り留めたというような事例も、あるいは支援の手が一定行き届いているものと理解をさせていただきました。

しかし、各世帯での事情は異なりますし、民生委員さんや社協さんだけでは、やはりその隙間というものがあるのかなと思います。なかなか支援を求められない、声を上げられない世帯が利用しやすくするためにはどのように工夫すればいいのか、また、行政自らが支援を届ける、先ほど北岡議員の質問のときでしたか、プッシュしていくというようなことを課長言われたんですけども、そのように自らが支援を届けるにはどんな方法が効果的なのか、先進事例などを参考にした取組の推進と併せて、自治会や地域住民の方などとも介護の連携の輪を広げていただきますよう、努力していただくことをお願いいたします。

では、次の質問をさせていただきます。

現状の課題を解決しながら、一步先の将来を見据えた取組もまた重要であると考えます。明和町は、デジタル推進計画の下、DX事業の推進に前向きでございしますが、現段階では住民サービスにつながる行政事業の効率化・簡略化が主となっております。

DXの可能性から介護分野への広域的な取組が期待されている中、先進的な現場ではデジタル介護というものを導入しており、その1つとして大きく知られているのが介護ロボットというものがあり、その活用領域は厚生労働省によって6分野13項目で分類されております。

支援項目は、13項目ということでたくさんあるんですけども、その一部として屋内移動支援や排せつ・入浴支援などがあり、明和町でもDX事業を推進していく中で、介護現場での活用が可能であると考えておるんですけども、今後、デジタル施策を推進していく中で、このように介護とか老老介護、こういうところに導入していくお考えはあるのかお聞きいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 介護ロボットの導入につきましては、介護者の負担軽減に効果があり、介護現場での活用については、今後ますます重要になってくることが考えられます。介護ロボットを利用することでトイレや入浴、移動の支援などが可能になり、介護者や介護される側にもメリットがあります。また、防犯カメラやドアセンサーなどを設置することで、認知症高齢者の外出管理も行うことができます。

介護現場での介護ロボット等の導入費用につきましては、三重県が介護ロボット導入支援事業で補助を行っております。補助対象の介護ロボット機器として移動支援、排せつ支援、入浴支援などがあり、最大100万円の補助を受けることができます。地域包括支援センターが開催しております地域連携推進会議などで介護事業者のニーズなども聞き取り、三重県の補助制度の案内もしていきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 県の介護ロボットの最大100万円の補助制度を案内していただいただけという答弁をいただいたんですけども、だけではなくて併せて明和町の実情を踏まえた独自施策も必要であるのと同時に、介護ロボットのようなデジタル機器導入だけではなく、これもしてほしいんですけども、これをしっかり活用できる人材づくりやシステムも必要だと思います。

デジタル技術の進歩が目まぐるしく進んでいる現状において、特に民間事業者はその反応が早く、ある民間事業者では、デジタル技術を活用し、介護現場の生産性を上げるためにスマート介護士という民間資格を創設し、その人材の普及に努められております。この資格は、介護業界で働く際にメリットが高いこと、介護現場の効率と質を向上させること、また、デジタル技術及び機器の有効活用ができると注目されており、介護分野の課題解決に大きく寄与してい

くものと期待がされております。

町としても、各課、各団体と連携を図りながら、新鮮な情報をいち早く捉え、実施可能なデジタル介護施策の幅を広げて、取りあえず入り口は介護という全般的なところになると思うんですけれども、そこから今日、質問させていただいておる老老・認認介護というところへも、しっかりソフト・ハード両面から取組を進めていただくよう要望させていただきます。

繰り返しになるんですけれども、老老・認認介護世帯の中には、他人に家のことを知られたくない、子や孫、身内に頼みづらい状況がある、将来を不安に感じてはいるが、何とかやっていけるだろうと考えている世帯など、個別様々なケースがあります。このような世帯が明和町においても存在しているということは、今日の課長の答弁でも表れておりましたように、担当課や各種関係団体含めて行政機関誰もが認知している事実でございます。誰もが当事者になり得、一歩踏み込んだ施策が求められていると思いますが、今後策定される計画に盛り込んでいただくとのことです。効果的な支援の充実に向けた取組を進めていただくようお願いいたします。

本日、町長の行政報告で大麻取締法に先行してプロジェクトを開始し、産業大麻の試験栽培に取り組んでいるとありました。これは道交法のことなんですけれども、それに比べて、本日聞かせていただいた道交法の改正やその他の分野においては、直接的に町民の皆様に影響があることであるのに、その周知の遅れ、あまり浸透していないように感じております。

また、繰り返しになりますが、自転車の利用者全てにヘルメット着用が義務化されたこと、また、特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードが条件付ではありますが、免許の必要がなく、16歳以上であれば誰でも乗れるようになり、時速6キロ以下の歩行者通行モードでは歩道を通行できることなど、今回の改正については、何人かの課長とこれらのことで話をさせていただいたんですけれども、それぞれ違う認識であったり、誤認していたという事実もありましたので、改めて正確な情報共有、情報発信に努めていただくことをお願

いたします。

あわせて、最後になりますが、自動運転レベル4については、地域の皆様が便利で利用しやすい地域公共交通になる可能性が十分に考えられますので、ぜひ前向きな検討をしていただきますよう要望させていただき、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（奥山 幸洋） 以上で中井啓悟議員の一般質問を終わります。

5 番 新開 晶子 議員

○議長（奥山 幸洋） 5番通告者は新開晶子議員であります。

質問項目は、「明和町の歴史・伝統・文化の継承について」「町の施設管理について」の2点であります。

新開晶子議員、登壇願います。

（5 番 新開 晶子議員 登壇）

○5番（新開 晶子） 議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

第6次明和町総合計画、「豊かなこころを育む 歴史・文化のまち 明和」を念頭に置きまして、5点質問させていただきます。

まずは、明和町の歴史・伝統文化の継承について、文化財の維持管理及び保全と活用についてお聞きいたします。

町民の方からの声があり、維持管理及び保全、活用がされていないと特に感じた場所が4か所あります。有爾中の惇子内親王のお墓、明星にあるひささ池、有爾中の中村城跡、平尾周辺の航空機用の掩体壕であります。

まず初めに、保全について2か所質問いたします。

モニターをお願いいたします。

まずは1か所目、有爾中の惇子内親王のお墓について。

惇子内親王は、後白河天皇の第五皇女、堀川斎王と呼ばれていた方で、有爾中の堀川という小字が残る小高い山林の円墳が明和町指定文化財、史跡の伝承地となっています。斎宮で亡くなられた皇女は2人、初めて亡くなられた隆子女王のお墓は、馬之上にあり、宮内庁管理となっております。惇子内親王のお墓は、斎宮跡・文化観光課が発行している明和の観光ガイドブック「伊勢の入り口 斎王の都 明和町」の明和の観光スポット20ページにも紹介され、また、明和観光商社が発行している「明和の女子旅ガイド&マップ」や「惇子内親王のお墓」とインターネットで検索すると、明和観光協会のホームページにもきれいに整備された写真が掲載されています。

モニターをお願いいたします。

正面は雑草地となっており、民間の私有地です。道路側には伝承地の標柱があり、円墳の山林の前には伝承地に関する説明板が立てられています。山の円墳なのでコケが生えやすく、草木の弊害は多いと思いますが、現状、草木が茂り、説明板にはコケが生え、適切な管理がされているとは言えません。町内外からの方がこの地に来られても、道路も狭く、駐車場もなく、説明板も読みづらい。文化財指定の地がこのような状態では大変残念です。

明和町には、斎宮だけでなく、町全体に重要な史跡や無形文化財が点在しています。また、斎王は、明和町のシンボリックな存在でもありますので、定期的に見回り、適切な管理をすることが大事だと考えますが、いかがでしょうか。

モニターをお願いいたします。

2か所目は、「明和のみんな」に登場するひささ池についてお聞きいたします。

池の中にかめがあり、その中に白いウナギがすんでいたというお話があります。その水は、伊勢神宮に献上する有爾土器を作るために使う神聖な水であり、日照りになると雨乞いの行事を行った場所でもあったようです。平成9年に池を掘ってみると、土師器製の鍋が重なって出土したようで、ひささ池の伝

承は、古代から土器を作る伝統があったことを教えてくれています。

このような明和町に伝わる民話を取材し、まとめたものが明和町ホームページの「観光・文化・スポーツ」の項目の「明和のみんな」として24話にわたりユーチューブの動画にて紹介されています。23話に出てくる明星本郷のひささ池に行ってみました。そこには、明和町教育委員会、郷土文化を守る会の石碑が1つ、明星地域づくり推進委員会と明星三本榎、ひささ池保存会の2つの説明板があります。そして、その近くにある明和町の看板は、このような状態でした。

維持管理について、どの団体が代表で管理をされていますか。また、現地には分かりやすい説明板があり、ホームページでの発信などすてきな取組をされていますが、維持管理、保全について、町としてのお考え、改善策をお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 新開議員からは、惇子内親王のお墓 ― 古墳時代の古墳でございますけれども ― はじめ、町内に点在する文化財等の管理について質問いただきました。

惇子内親王のお墓につきましては、民有地内にありまして、昭和58年1月25日に町指定文化財にしており、所有者とは連絡を取り合っております。定期的な見守りも実施しております。昨年度、案内の標柱が倒れたと連絡をいただきました。標柱を町のほうで再設置したところです。

草刈り等維持管理は、所有者の方と明和町郷土文化を守る会の皆さんが活動してきれいにさせていただいております。年2回程度、除草作業を含めまして清掃作業のほうをやっていただいております。大変ありがたいことでございます。

今後、所有者、そしてまた明和町郷土文化を守る会等と連携し、貴重な文化財・文化遺産を管理してまいりたいと思っております。

次に、ひささ池の管理でございますけれども、こちらは自治会所有の土地に

あります。場所は本郷地内にございます。管理は主に自治会や、ここもひささ池保存会という団体のほうで行っていただいております。看板も地元で設置していただいております、地域の皆さんのご協力があつての文化遺産と考えております。

町内には、様々な文化財、そして文化遺産がございます。その全てを行政だけで保存、維持管理していくことは困難ですので、今後もお寺や神社、自治会や町民の皆さんが大切にされてこられたものを一緒になって守り、活用してまいりたいと思います。

そうした活動をしていただく皆さんを支援していく、支援にはいろいろな形の支援があろうかと思っておりますけれども、支援していくのが行政の大切な役割と考えております。ひいては、そのことが歴史・伝統文化の継承につながるのだと思っています。そのためには、必要な啓発、そしてまた情報発信と相談体制をつくってまいりたいと思っています。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

新開晶子議員。

○5番（新開 晶子） 地域には様々な団体や保存会があり、地元自治会の方に支えられていることがよく分かりました。

明和町のために日頃からご尽力いただいていることがよく分かりましたが、惇子内親王のお墓ですが、説明板を管理しやすいような標柱の横、道路側に変更するのはいかがでしょうか、ご検討をよろしくお願いいたします。

ひささ池の説明板には、昔、倭姫命がひささ池の辺りで休息を取られたときに、夜空に宵の明星、金星が輝き、池にきれいに映っていたことから、この地を明星と名づけたと書かれていました。倭姫命は、伝承によると、2000年前、天照大神の鎮座する地を探し求める旅をされていた方で、伊勢にある倭姫宮は、今年11月、鎮座100周年の奉祝行事も行われるようです。

私は、このような地域に点在するすてきな伝承地をしっかりと大切に守って

いきたいと思っております。明和町として地域の方々に任せっきりにせず、今後も地域の協力が得られるよう、保全には一緒に取り組み、しっかりとした支援、サポートをよろしく願いいたします。

次に、保全・活用について。

モニターをお願いいたします。

有爾中村城についてお聞きいたします。

「有爾中村城」とインターネットで検索すると、「明和町 城—近くの城址」と紹介され、写真も掲載されています。現在、縄張の領域は以前と様子が変わってしまいました。有爾中村城は、中村池近くの山林に遺構が存在し、北畠氏の当時の土塁、主郭には曲輪が残る中世の城跡です。

モニターをお願いいたします。

また、城址跡だけではなく、戦時中に北野にあった百二十八通信隊の分隊がいたところでもあり、通信機器の設置をしていたと思われる痕跡が6か所ほど残っており、また、周辺にはたこつぼと言われる人が入れる井戸のような穴が2か所、防空壕の跡も存在しています。有爾中村城に関しては、中世と近世、2つの時代が重なる史跡であり、大変珍しく貴重だと考えます。

モニターをお願いいたします。

4か所目は、平尾集落周辺の航空機用の掩体壕についてお聞きいたします。

掩体壕は、航空機を待機させる場所です。平尾集落の北西の山林、竹林、雑草地の周辺に少なくとも3基ほど掩体壕が残っています。明野の航空地へ延びる誘導路と関係しており、大変貴重な文化遺産だと考えます。そして、掩体壕は、他県では文化財指定を受けているところもあります。

有爾中村城と同様、この2点は民間の私有地ではありますが、所有者の方に歴史の背景を知っていただき、保存していただく活動、働きかけはできないでしょうか。また、この2か所について、文化財として保存・活用はできないのでしょうか。町としてのお考えをお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、斎宮跡・文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（稲浦 満） ご質問いただきました有爾中村城跡につきまして、有爾中の中村池付近、民有地の中にございまして、幅4メートルから5メートル、高さにつきまして2.5メートルほどの土の堤防のような土塁が残る室町時代の遺跡でございます。また、議員おっしゃいましたとおり、付近にはこれら戦時中の部隊が通信機器を設置していたような痕跡もございます。

平尾の掩体壕を含めまして、これら戦争の歴史を表す戦争遺跡につきましては、町でも把握はしてございまして、一定の調査を既に実施はしてございます。中でも特に重要なものとして、北野にあります陸軍第七通信連隊、百二十八部隊防空壕につきましては、半地下式防空壕でコンクリート造り、モルタル仕上げとなっております。内部天井がアーチ構造になってございまして全国的にも珍しい事例となっております。百二十八部隊の中枢部施設と考えられておりました。士官用の防空壕で保存状態も非常に良かったことから、平成28年3月23日に町指定文化財として指定させていただいております。

ただ、文化財は、文化財保護法によりまして保存がされてございますが、戦争遺跡につきましては、法律で保護が定められていないことから、国・県においても保存する対象としては意見が分かれてございまして、県内でも保存のほう、進んではございません。

町では、明和町文化財保存活用地域計画に基づきまして、日本遺産、伊勢街道、あと祭などを重点的に保存・活用を進めているところでございまして、石垣を有しない、いわゆる山城のようなもの、また、戦争遺跡などの指定につきまして、現時点では考えてはございません。将来、開発行為などによりまして現状変更するような場合において調査を行い、その際、重要なものが発見されましたら、改めて指定について検討してまいりたいと存じます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

新開晶子議員。

○5番（新開 晶子） 答弁の中に、特に重要という基準、具体的な決まりはあ

るのでしょうか。法律で保護が定められていない山城や戦争遺跡などは、現時点で文化遺産とは考えていないと言われましたが、町民の方々からの要望も酌み取っていただき、いま一度、明和町の歴史・文化・保存・活用、申請・審議の検討をお願いし、要望といたします。

変わりました、明和町の歴史、伝統文化の継承をどのように考え、取り組んでいくのかお聞かせください。

令和3年3月19日さいくうあと通信にも、明和町文化保存活用地域計画が三重県で初めて文化庁から認定を受け、文化財の保護のマスタープラン、保存・活用に関する基本的なアクションプランを定め、令和3年から令和12年度にわたり、明和町全域で行政や地元住民の方、民間等と連携し文化財の保存と活用を図っていくとありました。

現在、どのような内容で進めているのか、また、取組、状況について具体的にお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（稲浦 満） ご質問いただきました明和町文化財保存活用地域計画、こちらにつきましては、タブレットにも入っておりますけれども、町内全域のあらゆる文化財・文化遺産につきましては、総合計画のような位置づけとしております。文化財は、民有のものもかなり存在してございまして、計画では行政だけで取組を進めるのではなく、文化財の所有者、住民、地域社会総がかりとなって歴史・文化を守ったり、活用することが重要としております。

計画期間における取組について、守る、活用する、環境を整備するということとしており、その中で重点的な措置を行う関連文化財群としまして、祈る皇女齋王のみやこ齋宮、伊勢街道と街道文化、神仏を守る人々の3つを挙げてございます。将来に文化遺産を残すため、調査・研究、維持管理、啓発、環境整備、文化財の継承などの方針をまとめたものとなっております。

最近の具体的な町の取組といたしまして、代表的なものですが、守る取組と

いたしまして、新たな文化財の指定またはそれに係る調査・研究、祭り用具の修繕などございます。また、現在、作成中の史跡齋宮跡保存活用計画策定についても、このうちの取組となっております。

活用する取組としましては、昨年度に4回開催いたしました「めいわ文化遺産連続講座」などの情報発信や文化遺産の公開、各イベントの実施などがございます。

環境を整備する取組といたしましては、主に史跡齋宮跡内の看板整備や歴まち関連事業で行いました令和4年度では東加座広場の園路や排水路の整備、祓戸広場の公園整備などがございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

新開晶子議員。

○5番（新開 晶子） タブレットでのデータの書類は確認できますが、実際それがどのように進んでいくのか、今後もよろしく願いいたします。

さいくうあと通信には、法律や条例等で記載されている文化財だけでなく、未指定の文化財も対象として文化財の保存と活用を図っていくとありました。明和町に点在する幾つかの現状について先ほどお話しさせていただきましたが、ぜひとも全地域の方の声を聞き、視野を広く持っていただき、取り組んでいただきたいと思えます。要望といたします。

次に、子どもたちへの教育活動の現状と今後の考え方についてお聞きいたします。

歴史文化遺産は、明和町だけでなく、私たち日本の文化と長い歴史の中で今日まで守り伝えられてきた貴重な財産です。明和町には齋宮博物館があり、齋王、齋宮について映像や展示で学ぶ場所がありますが、明和町の地域固有の歴史・文化、地域おこし協力隊の取組でもある擬革紙、御糸織、麻の歴史など、伝統的な技術や工芸品を学習する・体験する機会、施設、場所、拠点はあるのでしょうか。お答えください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 子どもたちへの歴史や文化の学習に関するご質問をいただきました。

小林農産ふるさと会館2階にあります歴史民俗資料館では、御糸織、擬革紙についての常設展示を行っております。擬革紙は当時のたばこ入れ、それから御糸織は藍染めのジオラマ、木綿衣服などを展示しております。また、擬革紙、御糸織につきましては、三重県認定のまちかど博物館、擬革紙は新茶屋の三忠、御糸織は養川のあいぞめの館で点字を行っております。体験する施設ではありませんが、どちらも来館者の受入れを行っております、町内小学校児童も見学に行っております。

また、町内の歴史・文化の学習につきましては、斎宮跡・文化観光課が各学校に出前授業などに赴いて学習の補助を実施しております。

伊勢麻につきましては、古くから明和町と関わりがあり、中海などの地名や織殿神社など関連する神社が残っております。今後、子どもたちが学習できる機会につきましては、どんなことができるか考えていきたいと思っております。

地域の祭礼行事では、子どもたちがよく参加しております大淀の祇園まつり、宇爾櫻神社のかんこ踊り、菘村の虫送り、志貴の精霊相撲、中村の安産祈禱相撲などがありまして、自治会や地域で子どもたちが参加をしております。

また、昨年度から斎宮跡をはじめとする郷土学習のために、各学校のバス借上料を新たに予算化しまして、総合学習の時間等で町内の旧跡等を探訪する歴史・文化学習を推進しております。

令和5年4月改訂の明和町教育大綱では、重点政策の1つに郷土文化学習の充実というものを挙げておりまして、子どもたちが郷土について学び、郷土を知ることによって郷土・ふるさとを大切に思う気持ち、また郷土を誇りに思う気持ち、そういうものを育む教育を進めていきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

新開晶子議員。

○5番（新開 晶子） 先ほど展示や見学、学習に取り組まれ、地元の祭礼行事にも個々に参加されている状況があるということでしたが、ものづくり体験はどうでしょうか。あちこちに点在させるのではなく、まずは明和町の歴史や文化を知っていただく場所、そこに行けば幼児から高齢者の方が誰もがいつでも体験でき、学習できる場所、施設や場づくりに取り組んでいただきたいと思います。しております。

ものづくり体験では、子どもたちは興味を持ち、意識が生まれ、継承にもつながると思います。先ほどお話しした明和のみんななどの地を訪れたり、郷土愛を育むような取組を今後も期待いたします。よろしく願いいたします。

次の事項、町の施設管理について、4点目、ふるさと会館の施設維持管理についてお聞きいたします。

図書館とは、気軽に出入りでき、子どもからお年寄りまで幅広い世代が長年にわたり無料で利用できる、ありがたい公共の施設です。2000年代以降、公共施設の管理運営を民営化する動きが高まり、明和町も指定管理制度による図書館運営を行っているとお聞きしました。

近年、特に公共図書館の役割というのは、単に図書が読めるだけでなく、教育や文化活動、また地域交流の拠点として役割も大きく、まちづくりの中核施設としても位置づけられることから、適切な施設運営と維持管理を行っていくことが町の責務であると考えられます。

5月18日の夕刊三重に、松阪市の方からふるさと会館の施設管理について投稿がありました。また、町民の方々からも様々なご意見をお聞きすることがあります。投稿の内容は、雨漏り、空調設備の不具合なのか、蒸し暑くてゆっくり本が読めないとありました。駐車場のフェンスの破損も気になるところです。さらに、子どもたちや親御さんから、町民の方の中にはふるさと会館を使用せず、近隣市町の図書館に行っているような事実もあり、町としてふるさと会館をどのような位置づけで考えてみえるのか、図書館の現状や今後の対応につい

てお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） ふるさと会館の施設管理状況と、それから、1階の町立図書館の運営状況等について申し上げます。

ふるさと会館につきましては、令和4年1月にネーミングライツに関する契約を交わしておりまして、現在、「小林農産ふるさと会館」の名称で運営しております。小林農産ふるさと会館は、1階の図書館と2階の歴史民俗資料館から成る複合施設で、平成3年7月に開館しました。築32年というところです。

施設の管理及び運営につきましては、議員が言われますように指定管理制度によりまして、リブネット・イセット共同事業体が行っております。運営スタッフは7人おりますが、常時4人から5人が在駐しております。日常的な維持管理は指定管理者がしておりますが、施設の修繕工事等は町が行います。

空調設備につきましては、老朽化で冷房機能も下がっておりますので、平成30年度より順次、更新工事を行いました。令和3年度に完了しております。設備の能力的には十分なんですけど、環境に配慮しましてエコ仕様にしておったことから、蒸し暑く感じられた方もあったのではないかと思います。近年、季節外れの猛暑日などもありまして、従来の基準が当てはまらなくなっておりますので、エアコンの使用基準も弾力的に行うように、指定管理業者と協議したところでございます。

5月中旬の雨漏りにつきましては、2階のベランダにたまる雨水の排水管が詰まっております。夜間の大雨でベランダが池状態になったため、玄関ロビーの雨漏りになりました。来館された皆様には大変ご迷惑をおかけしましたが、修繕済みでございます。それから、フェンス破損のほうも、今、修繕を発注したところでございます。

それから、図書館の使用状況ですが、令和元年度の入館者数が約6万3,000人で、コロナ禍で令和2年度が4万2,200人、令和3年度が4万8,300人と減りました。令和4年度は5万1,200人で、この本年の4月、5月の入館者数は、

コロナ前と同程度になっております。

議員がご指摘いただきましたように、施設規模や蔵書数の多さなどから、近隣の大きな図書館に行かれる方もあるかもしれませんが、図書につきましては、利用者からのリクエストを踏まえて、毎週30冊余りの新書を購入しております。それから、他の図書館と連携して図書の取り寄せシステム、これも採用しております。

館内では、季節や時節などに合わせたお勧め図書コーナーの設置とか、毎月2回、幼児向けや乳児向けの読み聞かせを行っております。それから、昨年度、コロナとかそういう感染症流行時に安心して本を取っていただけるように、図書除菌機の設置を行いました。それから、古くなった図書や雑誌の「としょかん市」などというのも以前から行っております。

このような会館の取組は、広報めいわや小林農産ふるさ会館だよりなどでも周知しておりますが、ほかにも利用者が興味を持ったり、喜んでもらえるような企画を指定管理者や関係者の皆さんと考えていきたいと思っております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

新開晶子議員。

○5番（新開 晶子） 日頃から業務委託の事業者様には、専門的な知識を持つ方、献身的な取組をされていることがよく分かりました。

ふるさと会館の運営を支えていただいていることは、大変ありがたいことです。修繕は完了していたとお答えいただきましたが、異常気象、豪雨も多く、気温も高くなっているのです。梅雨時期、これから夏に向けて熱中症対策にもしっかりと取り組んでいただき、施設を快適に過ごせるよう臨機応変な対応をお願いいたします。

現在、日本は、核家族化や少子高齢化、人口減少によりインターネット、デジタル社会において図書館は不要ではないかと考える方は多いと思います。文部科学省では、子どもの読書活動の推進に関する法律の基本理念に、「読書活

動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」「自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」とあります。国の責務、地方公共団体の責務、事業者の努力について書かれています。

読書バリアフリー法に基づく読書環境の整備や推進も重ねてよろしくお願いたします。今後とも、町民の方々や利用者の方の多様なニーズに迅速に応えていただきますようお願いし、要望といたします。

最後に、5点目、魅力的な図書館づくりへの取組についてお聞きいたします。モニターをお願いいたします。

先ほどご説明いただいたように、1階は図書館、2階は民俗資料館として、以前から御糸織や農機具など明和町の歴史の常設展示、自主学习スペースとして椅子と机はありますが、適切な環境の提供や有効活用ができていないかが疑問があります。

リニューアルなど魅力ある図書館としての考え方や方向性をお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 1階、図書館の運営状況は先ほど申し上げましたが、2階の状況について、もう少し申し上げたいと思います。

2階フロアは、歴史民俗資料館として初めに申し上げました御糸織や擬革紙の展示のほかに、古くから伝わる農具や漁具、暮らしの道具、祭りや文化財などの常設展示、それからフロアの半分を多目的室として特別展示コーナーとあちらの写真にあります学習コーナーを設置しております。

特別展示は、趣味の作品展や絵画、書作、郷土の芸術展など、地元の方を中心に活用いただいております。

学習コーナーでは、ふだんは中高生等の学習用スペースの提供をしておりますが、毎月第4土曜日にはワークショップを行ったりしております。

施設は古くなってきましたが、明るく清潔な雰囲気を保つよう、小まめな清掃や整理整頓に努めるとともに、児童室につきましては、これは1階ですけれども、壁面の掲示も季節に合わせて工夫をしております。リニューアル工事等を望まれる声もお聞きしますが、これは現在の町の財政状況を考えますと、教育分野だけでも小学校区編制によります新小学校の建設、それから、斎宮小、明星小が築40年を経過しております、その改修など多額の予算を伴う工事を今後予定しております。そういった状況の中ですので、限られた予算の中で魅力ある図書館、文化施設として小林農産ふるさと会館を町民の皆さんに有効に活用いただけるよう、民間の事業者でありますこの指定管理者のノウハウも發揮してもらいながら、有効な運営に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

新開晶子議員。

○5番（新開 晶子） ありがとうございます。

日常から離れ、カフェや図書館で学習する子どもが増えています。カフェの増設やキッチンカーの方との連携はいかがでしょうか。リニューアルを考えるのが大変であれば、そういった面からもできれば改善をして、魅力ある図書館に取り組んでいただければと思います。幼児から高齢者、障害のある方や地域の方が、幅広く自由に訪れることができるふるさと会館は、広域かつ多目的な利用ができると思います。

2階の民俗資料館ですが、常設展示だけでなく、地域おこし協力隊の拠点とし、明和町の伝統産業の発信など御糸織の端ぎれや擬革紙を使ったものづくり体験、ワークショップ、イベントなどを開催したり、独立した部屋を造っていただき、小さなお子様が気兼ねなく過ごせる場づくり、利用者が自由に集まり学び合い、情報を共有できるコミュニティとしての活用はいかがでしょうか。

明和町の地域固有の歴史や文化の学習、祭礼行事などの紹介、自治会、在所を結ぶ複合的な地域の交流の施設として、まちづくりの拠点としてはどうでし

ようか。

他市町の図書館の改革、取組を一部紹介すると、福島県の須賀川の図書館 t e t t e は、東日本大震災によって被害を受けた新たな施設として市民交流センターとなり、図書館、チャレンジショップ、カフェ、ヒーリングスペース、防災・災害の拠点として生涯学習支援、子育て支援、人を結び、まちをつなぎ、情報を発信する場となっております。また、高知県の梶原町立図書館では、介護・福祉・地元の図書館と連携し、図書館と地域を結ぶ取組をされています。

子どもの読書啓発、居場所づくり、電子図書や生涯学習施設としての構築、また、学校図書の活用・充実なども推進いただきたいと思います。そして、今年度は、先日終わりました斎王まつり40周年、7月29日に行われる大淀の祇園まつり270周年、9月3日からスタートする明和町制65周年の区切りの年でもあります。第6次明和町総合計画事業調書にもあるように、本日、私から要望・提案させていただきました内容を重ねてお願いいたします。全ては未来を担う子どもたちのために、環境整備、前向きな取組をお願いいたします。

要望として、私の質問をこれにております。ありがとうございました。

○議長（奥山 幸洋） 以上で新開晶子議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 3時20分まで休憩いたします。

（午後 3時 10分）

（午後 3時 20分）

○議長（奥山 幸洋） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

9 番 山本 章 議員

○議長（奥山 幸洋） 6 番通告者は、山本章議員であります。

質問項目は、「明和町に対する関心度向上」の 1 点であります。

山本章議員、登壇願います。

（9 番 山本 章議員 登壇）

○9 番（山本 章） 皆さん、お疲れさまです。

議長より登壇の許可をいただきましたので、事前通告に基づき明和町の関心度向上について、そして、明和町の未来について一般質問させていただきます。

まず、明和町の財政についてお尋ねさせていただきたいと思いますが、財政の問題は、明和町を運営していく上での根幹の部分であり、町民の共通の財布であります。この財政について、町長、町職員、議会、そして町民がどのように考えているかが町の在り方に大きく影響すると私は考えております。

今年度、明和町の一般会計予算は過去最高額になったということは、私から申し上げるまでもございませんが、その理由は何なのか、なぜ最高額になったのか理由を聞かせてください。お願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 山本議員のほうから財政についてのことで、今年最高額になった理由ということでご質問いただきました。

令和 5 年度の明和町の一般会計予算は118億700万円、前年度比16億4,200万円、率にして16.2%の増となり、過去最高の予算規模となっております。最高額になった主な要因といたしましては、令和 3 年度からスタートした財政健全化プランを堅持しつつも、取り組んでいかなければならない第 1 期再編小学校建設のほか、住みやすいまちの実現、未来を見据えたデジタル化政策を重要な 3 本柱と位置づけて予算編成を行った結果であります。

その中でも、国庫補助事業等を活用した第1期再編小学校建設による投資的経費の増額が最も影響が大きく、物価高騰等による社会情勢の影響も相まって、投資的経費としては、令和4年度8億9,568万2,000円に対し令和5年度では27億8,095万8,000円と、前年度比18億8,527万6,000円、率にして210.5%の増となったことが原因という形になります。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

山本章議員。

○9番（山本 章） ありがとうございます。

主な要因としては、小学校の建設などの投資的経費が増えたということですが、これは、学校再編など大きな課題をクリアしていくためには、明和町だけでは限界があるので国庫補助事業等を活用することであり、必要なことは私も理解しています。

また、ほかの分野でも、確かに国の制度、補助金や交付税を活用すれば、自治体の予算額が膨らんでいきます。一方で、明和町独自の自主財源について、そこまで変わりはないと思います。国の制度などを活用し、予算額を増やすという行政テクニックはある程度必要だと考えますが、やはり町の自力というか、自走できる町をつくっていくためにも、自主財源をこの厳しい時代にどのように増やしていくのかということも、併せて考えていかなければならないと思います。

そこで、明和町は自主財源を増やそうとする考えはあるのか、これからの明和町としてどのような考えを持っておられるのかお聞かせください。お願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） 財源確保についての考え方でございますが、当町といたしましては、令和3年3月に策定いたしました明和町第6次総合計画で明和町が目指す10年後の姿として、将来像「住みたい 住み続けたい 豊

かなこころを育む 歴史・文化のまち 明和」を掲げており、誰もが安心していつまでも快適に暮らせる、持続可能なまちづくりの実現に向けた取組を進めているところでございます。

また、総合計画の基本計画では、健全な財政運営の目指すべき姿として、中長期的な視点に立ち、持続可能な財政運営を推進するため、財政健全化プランに基づき、歳入の確保と財源の重点的かつ効率的な配分に努め、後年に多大な財政負担が発生しないよう、健全な財政運営を行うこととしています。

その中で、町税や使用料、手数料、寄附金など町が自主的に収入する財源であります自主財源につきましては、納税環境の充実による収納率の向上やふるさと納税事業、ネーミングライツなどの有料広告などによる拡大、クラウドファンディングへの取組などを財源確保推進事業として町の主要事業と位置づけ、さらなる財源確保を推進するとともに、企業誘致を推進し、税収増化や雇用創出による地域経済の活性化を目指すこととしております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

山本章議員。

○9番（山本 章） ありがとうございます。

企業誘致とかというのが一番具体的に、企業誘致とよく言われるところの部分で、自主財源を確保していくところの部分として企業誘致はすごくビッグゲージと言われる一番大きい収益のものだとは思いますが、私の考えでは、先ほども申し上げたように、自走できる町をつくっていくというのは、明和町の魅力にもつながり、力強い町につながっていくと思うんです。

答弁にもありましたけれども、自主財源の確保をしていかなければならないと、ふるさと納税、ネーミングライツ、クラウドファンディングなど積極的に取り組んでいていただきたいのと、地域の活性化など、どのように取り組んでいくのか、その辺の具体策はすごく興味があるんです。なので、その辺のところの部分に関しては、すごく情報を共有して、その共有した中から情報を公

開しながらまちづくりというのに取り組んでいくと、自走的なところにはいけると思うので、その辺は協力をお願いしたいと思います。

日本の自治体は、国の補助金や交付税で成り立っているところがほとんどです。それでも、やはり町を自立しながら先を目指していくのが、地方自治の趣旨だと考えます。

そこで、先ほど答弁も踏まえて、明和町の財政的に基本的な考え方を改めてこの場で示してほしいです。また、明和町として明確な長期、中期、短期のビジョンをどのように示していくのかをお聞かせください。お願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） 明和町の財政運営を取り巻く状況は、年々増加しています社会保障関係経費や近年の大規模な投資的事業に伴う多額の地方債発行による公債費増額など、義務的経費は毎年増加が見込まれる中、今後の財政運営は、より一層厳しさを増すものと予想されています。

このような中、中長期的な視点に立ち、持続可能な財政運営を推進するため、令和3年度から令和7年度の5年間の中期における財政健全化プランを策定し、財政健全化に向けて集中的に取り組んでいるところでございます。

先ほどの答弁とも重複する部分もございますが、このプランの中で1つ目に歳入確保の推進、2つ目に歳出抑制の推進、3つ目に公共施設等の適正管理の推進、4つ目に民間活力などを積極的に取り入れた事業の展開、5つ目に人材育成、これら5つを基本方針と定め、長期的には、負担を将来世代へ先送りすることがないように、選択と集中による施策の重点化及び効率化を図りながら、持続可能な財政運営を目指すこととしております。

また、中期的には、健全化プラン最終年度であります令和7年度末までに、財政調整基金残高を標準財政規模の20%に当たる10億円以上の確保と、全会計の起債残高200億円以内を目標としておるところです。

短期的には、ふるさと寄附やネーミングライツをはじめとする既に取り組んでいる歳入確保策の充実を図るだけでなく、企業版ふるさと納税など、新たな

歳入確保に積極的に取り組むことといたしまして、アウトソーシングやDXの推進による業務の効率化、省力化を図ることとしております。

また、限られた職員で効率的に業務を行うためには、一人一人の力量を高め、最少の経費で最大の効果を挙げるといふ自治体運営の基本的な考え方に沿っていくことが必要であり、今後も職員の意識向上のための効果的な研修を計画的に実施していきたいと考えています。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

山本章議員。

○9番（山本 章） 網羅的に意見いただいて、ありがとうございます。

地方債、公債費、義務的経費増加、この辺すごくネガティブだとひとつ思ったのと、あとそこから先のところの部分で、歳入確保の推進、歳出抑制の推進、公共施設等への適正管理の推進、民間活力などを積極的に取り入れた事業の展開、人材育成の5つの基本方針、これすごく大事な視点だと考えます。それを一つ一つ町民に示し、町がしっかりと取り組んでいくことが必要だと考えます。透明化は、ぜひその視点で、透明化していくという視点で取り組んでほしいです。

明和町の財政は、町民の共通の財布であるし、財政難が続く中、将来にしわ寄せが行かないようにするためにも、独自の収入を確保し、何にそのお金を使うのかということをお願いしたいと思います。国の財政状況悪化を踏まえて、政府がどのような財政再建を考えているかによって大きな影響を受けるわけでありますから、日本の大きな財政状況や財政改革の流れを、議会と役場がしっかりと見通していかないといけないと考えています。今後とも情報提供や共有のほうよろしくお願ひしたいと思っています。

少し視点は変わりますが、大きくすごいスピードで世の中が変わる中、ましてや多様化、細分化が進む中で、行政ニーズの対応というのは大変になります。明和町がアップデートし、町民に今の時代に合った行政サービスを提供しなけ

ればなりませんし、職員の役割もますます大きくなっていくはずですが、しかし、今の役場職員の離脱が目立つように思います。

町長、明和町の職員が離職していく理由、把握されていますか。もし把握されているならば、その理由に対してしっかりと向き合い、改善を行い、新しい職員への共有はされているでしょうか。お聞かせください。お願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） 職員の離職につきましては、近年、働き方の変化や仕事に対する価値観の変化、あるいは社会情勢の影響もあり、当町に限らず多くの自治体で課題となっております。当町においても昨年度末で多くの退職者があり、これまで多くの方が定年頃まで在職する時代とは大きく異なっております。

定年前に辞められた方の個別の離職理由は、家庭や個人の都合などが大半であります。勧奨退職については、現在、45歳から59歳まで、かつ勤続20年以上の方々を対象としております。しかし、さらに若い世代の退職も多くあることから、職場全体のさらなる検証も必要だというふうに考えております。

魅力ある職場づくりには、例えば勤務時間や休暇などの労働条件の整備、給与や手当などの魅力ある制度設計のほか、やりがいのある職場環境整備が必要であります。

また、先ほど議員からもありましたように、自治体に求められている業務は多様化かつ重厚化しており、特に当町の規模であればあらゆる分野の部署に配置になる可能性があることから、各課業務において習得する知識等も異動ごとに大きく変わります。こういったことに対応することが大変であるといった職員の声も聞いております。またさらには、昇進・昇格により、より業務の負担が増えることに対する不安を抱いている職員もいるということでございます。

こういった声に少しでも対応できるよう、専門研修のほか、新規採用時の採用研修、2年目以降のステップ研修、あるいは係長昇格時、課長昇格時など、それぞれのタイミングに合わせて何をすべきか、課題解決で悩まないよう

様々な研修を行っているほか、職員が悩みの共有ができるような環境づくりを進め、職員同士で支え合えるような職場環境をつくることにより、少しでも離職者減少につなげていきたいというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

山本章議員。

○9番（山本 章） ありがとうございます。町長かと思ったら違いましたね。

採用から2年、2年から6年目の2ステップ研修とか、以降の3ステップであったりとか、こういうところの部分の目標設定というのは、必ず出していくほうが、何か目的があるほうが仕事のやりがいはずとと思います。そういうところの部分は何か意識しながら動いていってもらえればと考えます。答弁いただいた中に、若い世代の退職も多くあるということで、一度このあたりしっかり検証していく必要があるのではないかと思います。

世の中の変化の中で多様化と細分化が求められますが、重複する部分もあるかもですが、明和町のために自分たちが何をやらないといけないのか、何を求められているのか、どのような成果を求められているのか、職員は気づいているのでしょうか。職員それぞれの思いはあるとは思いますが、時代の変化に対応した中で、役場や職員のあるべき姿も変化してきているのではないのでしょうか。

今、明和町が置かれている状況の中で、今日的な町としての役割、町民のニーズ、職員の役割などについてどのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） 町職員に求められている最も基本的なことは、町民に奉仕するという姿勢でありまして、町民の生活をよりよくするためにはどうすればよいかを常に考え、行動していかなければなりません。特に現在は、国から各自治体に多くの権限が移譲されまして、地方自治体主導の地方行政の時代でもあります。その中で、町職員は、地方行政の最前線にいる存在であり、

町民の悩みや希望を正確に把握し、それに応じた住民サービスを拡充していくことが、これまで以上に求められている状況でございます。

一方で、住民ニーズの多様化と、例えばDX推進など業務環境の変化、生活バランスなどの意識の変化もあり、財政面も含めて全ての要望、ニーズや課題を解決することは困難であります。

こういったことから、今、何を優先すべきか、何を保留すべきか、何をやるか、そのような中であえて何にチャレンジするかなどを見極め、取捨選択して、その提案できる職員の育成も必要だと考えております。

先ほどあったステップ別研修のほか、法務などの能力向上や話し方などの実務研修などの機会もつくることによりスキルアップを目指すほか、各課においても年4回の課研修を行っております。こういった機会を通じて、職場内のコミュニケーションも図れることを期待しております。

また、町では、年間の目標を定めて業務を執行する目標管理を行っております。町全体の目標、各課の目標、個人の目標を設定いたしまして、今年はいつまでにどのような何をすべきかを明確化しております。また、中間、期末にも面談等を実施することにより、その進捗管理を行っております。

そういった取組を行っているほか、例えば業務を通じて期待される効果としてデジタル化政策を例に挙げますと、例えばデジタル政策の技術の導入当初は職員の負担も増えることもありますが、それらの方策を職員自らが考え、また必要性を見極め、業務も含めたデジタルを活用した変革を行う。いわゆるデジタルトランスフォーメーションですが、これを推進することにより、デジタルのほか、新しい情報や技術を積極的に入手する能力をつけ、必要なものを効果的に活用する。そういった職員が増えれば増えるほど、職員自身の負担減と住民サービスの向上につながり、そして住民ニーズに対応にもつながるのではないかとこのように考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

山本章議員。

○9番（山本 章） ありがとうございます。

目標の明確化ですよね。何かそのところの部分というのは、しっかり耳を傾けると職員の中から新しい提案があるという、何かそれが今分かってくるので、何か新しく未来がそこにはあるのかなと今思いました。

そして、その中に、町自体に、今答弁いただいていることを明確にすることでやりがい生まれ、責任、使命感というか、情熱、アイデアに反映していくと思いますが、本当、今の形なんですけれども、提案とかというところの部分ですけれども、その辺についてどのようにお考えがあるのか。どのような、何か今、先を見据えたところの部分として、アイデアを吸い上げるような案などがあるのかお聞かせください。お願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） 職員には、全ての職員に与えられた責務と、あるいは役職によって与えられた責務があります。

段階的にちょっと説明させていただきますと、例えば採用直後の職員であれば、まず職場や同僚などになじみ、そして職員の不安を取り除くことにより、様々な行政事務を覚えていくことがまず重要であります。そのためには上司のほか、周りの支援が不可欠であり、一定の責任はあるものの重い責任を負わずことは好ましくないというふうに考えております。

また、若手職員であれば、行動力や情報収集能力も高いことから、これまでの経験を生かし、一定の責任を負う中で、斬新な発想で多くの提案や企画ができる環境が必要であり、そのためには上司の一定の理解が必要であるというふうに考えます。

係長級であれば、職員から上がってきた提案をいかに具現化するか、例えば予算はどう確保するのか、ランニングコストの見通しはどうか、町民サービスへの貢献度はどうかなど、多角的に分析し、実現可能かどうかも含めて総合的に検討できることが必要であります。その上で必要であれば、効果的な提案が

できるよう十分な事前調整などの段取りが必要であり、それらの能力が求められています。また一方で、指示があった業務を確実に期限までにこなす能力も求められています。

課長級以上の管理職にあっては、所管する全ての業務管理のほか、職員の出退勤管理なども必要であります。心身の健康管理なども必要であり、新規事業などについての事業の必要性、優先度の検討のほか、対外的な情報収集や補助金確保に向けた取組も求められております。部下などのアイデアをいかに生かせるか、また、活用しない場合でもフォローするなど、全ての分野において部下が職務に対する情熱が冷めないよう配慮が必要です。当然、管理職にも情熱と使命感は必要であります。

こういった様々な条件を、職員として、あるいは組織としてクリアしたとき、その達成感はとても大きいものであり、新しいアイデアへの反映や次の取組への情熱につながるものと考えております。こういったことをあらゆる職場で実践することにより、やりがいのある職場、夢のある職場につながるのではないかとこのように考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

山本章議員。

○9番（山本 章） ありがとうございます。

管理職に使命と情熱という言葉がありましたが、まさにそこがポイントだと思います。非常に前向きな答弁いただき、ありがとうございます。やっぱり仕事は楽しくやるのが大事だと思いますので、そのような情熱という言葉は、使命感の中から生まれてくるものだと思いますので、そこを背中を見せていってあげてください。よろしくお願いします。

やはり組織の中ではリーダーの存在が不可欠ですし、上司の姿勢は部下につながります。役場の仕事は総合的に物事を進めていかなければならないし、ならない業務が多いだけに、管理職の使命と情熱を持ってそれぞれの施策に取り

組み、将来の役場を担う人たち、若い人たちを導いていただきたいと期待します。

それと、よくK P Iという一つの目標設定として、重要業績評価指標ですよ。キー・パフォーマンス・インジケーター。よくいろいろ町の施策としても、そのK P Iという言葉を使って目標設定を立てると思うんですけども、目標設定を立てて、その目標設定に、これがクリアしたか、していないのか。していないときにも、なぜしなかったのか。新しくこのもの自体がゴールでないならば、常にこのK P Iは繰り返し使うことやと思うんです。なので、K P Iというものの一つの目標設定にK P Iを立てるとというのが、一つの決まり事になっていると思うんですけども、常にこれを繰り返すという新しい決まり事をつくって、そういうようなフォーマットを町としても作成してもらえると、何か次に進んでいくのではないかと思います。これ、要望として入れさせていただきます。

そして、戻ります。

明和町をよりよい町にしていくためには、明確な方向性を町が示して、それを町民に理解していただき、生活の中で体感、実感してしまう。そして、それが職員にも実感させてあげることが必要だと思えます。住民満足度、職員満足度、そこにK P Iを立てるのもありかなとも考えます。対局ではありますが、私も議員の1人として、明るい未来のためならしっかり協力しますので、よろしくをお願いします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

明確な方向性を明和町が示していくことで、住みよいまちづくりのスタートとなり、そして特色を出して、時代のニーズを踏まえたものにしていく必要があると思えます。それは、私は教育と健康推進だと考えます。この教育、健康推進は、人口減少社会、あるいは少子高齢化社会に歯止めをかけていく上でも、重点的に取り組む分野ではないかと考えておりますので、次に、教育と健康推進について質問させていただきます。

まず、教育に関連してでございますが、前回の質問から早急に指導主事補佐1名の追加配置、ありがとうございました。この指導主事補佐1名が補充されたことで明和町の現状の課題がどれくらい改善されたか、具体的にお聞かせください。お願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 指導主事の配置につきまして3月の定例会でご質問いただきまして、指導主事の内容や現状について答弁をさせていただきました。指導主事の複数配置の必要性、これも触れていただき、本当にありがとうございました。町の教育環境の充実、町におきましても、予算も含めて県教育委員会へ指導主事の複数配置の要望を検討しているところでございます。

本年度、指導主事の補助員の配置をしたんですけれども、本年度は不登校対策やいじめ防止など、生徒指導関係の業務の強化、それから4年に1回の小学校教科書改訂を行う年でありまして、指導主事の業務がさらに増えるということでそういう配置をさせていただきました。

現在、その指導主事が行っている業務は、学力向上対策、特別支援教育、人権教育、生徒指導、外国語教育、ICT教育などたくさんありまして、その補助という形で関わってもらっています。当町におきましては、令和8年度に向けた小中一貫教育体制の整備、それからコミュニティ・スクールの導入、そういった当町固有の業務もありまして、それらの補助も行ってもらっております。元教員の会計年度任用職員ということで学校の事情にも精通しておりまして、生徒指導関係や教職員研修、人権教育などの確かなサポートをしてもらっております。

ただ、正職員ではありませんので、時間的な制約等もありまして業務が限定的になってしまう場合もあります。4月からの配置ですのでまだ2か月でございまして、業務の内容や進め方等、習得してもらいながら、業務範囲を徐々に増やしておるところでございます。

今後も業務内容を選定しまして、特定の業務については主担当してもらいな

ど、指導主事補助員を最大限に活用しまして、指導主事業務の充実を図っていききたいというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

山本章議員。

○9番（山本 章） ありがとうございます。

不登校対策やいじめ防止など、生徒指導関係の業務の強化とか、4年に1回の教科書の改訂を行う年とかという、指導主事の業務ってやっぱり多いですね。何かその中にさらに充実していくためには、明和町の義務教育対象人数に対して指導主事の数は、やっぱり最低2人から3人要ると思うんですが、今後、具体的な計画について何かあればお聞かせください。お願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 前回の答弁のときも報告しましたが、県内で20の市町が複数の指導主事を配置しております。この中には明和町より人口が少ない市町もございます。その人口比率的、または児童生徒比率的にいきますと、明和町は2名以上が必要というふうに考えております。

指導主事は県職員でございまして、三重県教育委員会が配置をしますが、人件費につきましては市町の負担ということで財政的な問題があります。県教育委員会には、この予算面も含めて指導主事の複数配置を要望していきたくと考えております。

先ほども申し上げましたが、令和8年度に町内の全校で小中一貫教育を開始するために、この指導主事に担ってもらう課題というのがたくさんございまして、県教育委員会には、財政面を含めて指導主事の複数配置、これを要望していきませんが、その複数配置がされるまでの間につきましては、本年度より配置した指導主事補助員、これを次年度以降も継続配置をして、同補助員を最大限に活用する中で指導主事業務の充実を図っていくということで考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

山本章議員。

○9番（山本 章） ありがとうございます。

実は、先日、愛知県の豊山町というところに議会の委員会として視察に行かせていただいたんですけども、そのときそこの町の教育長と話しさせてもらう機会がありまして、豊山町という町は、300人の小学校が3つ、中学校が1校です。なので、義務教育を受けている生徒数が900人のところなんですけれども、指導主事が2名おるということでした。

今の明和町の現状として義務教育を受けている生徒数が、明和町ですと1,890人ぐらいですよ、今たしか。1,890人の小学校5校、中学校が1校ということをお話しさせてもらったところ、やはり少な過ぎるでしょうという、やっぱり負担が一つのところにでかくなりますよというのと、やっぱり教育レベルの向上としては、指導主事を増やしながら、そここのところの部分からの教育者に対しての指示を出していくほうが、負担は軽減されて教育レベルは上がるということをお話していました。

その中で、財政の問題が大きいということですが、子どもたちにとって大切な教育が財政や制度で制約されてしまうということでは、なかなか独自の教育行政を推進していけないと思います。

私は、住みよいまちづくり、明和町づくりは教育からという視点を持っていますが、指導主事の配置数が町の財政力で厳しいという認識ということですが、そうであるならば様々なところにこの現状を訴え、指導主事の増員やそれに関連する教育環境の整備を実現するために県への要望を行う考えはありますでしょうか。また、明和町として独自の予算組みをする気はあるのか、お聞かせください。お願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 山本議員から毎回、毎回そうなんですけれども、今回も町の教育環境充実のための熱いメッセージだと思っていつも受け止めさせて

もらっております。今回の指導主事のほうも、今は本当にもういろいろ勉強していただいて、これだけ膨大な業務をこなしておるのは、指導的立場にある指導教諭、指導主事ということになっております。

そんな中で、もうそれから考えますと、自治体の規模、うちは2万3,000人おります。それから児童生徒数も1,800人を超えます。それから学校のほうは、今年統合になりまして中学校1校、中規模、大規模に近いちょうど中間ぐらいかなと思います。1校で。それから、斎宮小学校、上御糸小学校、明星小学校は中規模校です。あと大淀小学校と下御糸小学校は小規模になりますけれども、この規模で1名というのは考えられません。それはもうずっと思っておりますので、今年、町のほうの町職という形ではありますが、指導主事の補填をできたことは大変うれしいことだと思っております。

それから、先ほど申し上げましたように、指導主事、本気があるならしっかり要望しとけというふうなメッセージやと私は受け止めておりますし、そのつもりでずっとやってきております。

一番の問題は、指導主事の人件費が市町村の負担だということなんです。でするので、基本的には、先ほど課長のほうも申し上げましたように、物すごくたくさん財政の豊かなところはたくさんの指導主事が置ける。そうじゃない自治体は置けないのかというのは、これは公教育の公平性から考えたら全くおかしいことだと思っておりますし、教育の機会均等の面からも考えても公平ではありません。財政豊かなところはいいんだけど、ほかはこれで我慢しなさいというふうなことで、それではやっぱりあかんのかなと思っておりますので、私自身、やはり絶対必要だと思っておりますし、これから新しい学校に向けてのいろんなプログラムをしていくのも指導主事が中心になってやっていきますので、そのあたりを考えたときに、やっぱり複数配置はもう必須だと思っております。

それですので、県負担での、ここは非常に厳しいところなんですけど、実現は難しい場合があるんですけども、配置の必要性を強く感じてはおりますので、町負担での配置も検討する必要があると思っております。ですので、またそのあ

たりで皆さんのまたご支援もいただきながら、そういった配置にできればなど思っています。

まずは、県です。これは県がやるべきことだと思っていますので、県がしっかりとそれぐらいのお金はつけてくださいよというふうなことはやっていかなあかんのかなと思っていますし、でもやっぱり欲しいのには変わりありませんので、その制度がすぐ変わるともまだまだ思えませんので、しっかり要望はしていきますけれども、できない際は町のほうで何とかできないかなというのもしっかり考えていかないかなと、その時点に来ておると思っていますので、またいろんな面でのご支援をいただければ大変うれしく思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

山本章議員。

○9番（山本 章） 教育長、ありがとうございます。ぜひ、県の教育委員会に行きましょう。要望しに行きましょう。これは私たちも、この社会にこの問題として喚起できるよう、様々なところに働きかけていくことだと思っています。

また、自主財源について、これは何も指導主事の複数配置が問題だけでなく、明和町独自の充実した教育行政を推進していくためには、これから明和町が問われる課題として考えるべきだと思います。国や県の財政と連動していかなければ、事業が明和町単独では財政的に厳しいという現状は理解しますが、それでもなお横並びで全国均一的な教育を目指すのではなく、明和町の未来をつかっていく子どもたちの学力を定着させる、成長を育んでいくためには何が必要かという視点で議論して、自主財源の在り方についても今後検討していただきたいと思います。

今回、指導主事に関連して質問させていただきましたが、質問させていただいたこと以外に関しても教育は様々な課題が山積みしておりますが、それを一つ一つクリアしていくことで明和町の教育に厚みが生まれるものだと思いますし、子どもたちの学びを促進し、健全な心と体の成長を育み、そして自らの意

思、それぞれの個性で表現できる人材の育成につなげられると考えております。そういう意味でも町にはぜひ力を入れていただきたいし、私も今後とも真剣に議論していきたいと考えております。

次に、健康増進についてお伺いします。

どの市や町でも、市民、町民の健康を守っていくというのは重要な課題だと考えますが、今の明和町の健康増進の取組、その成果、そしてほかの市町と比べた場合の強みと弱みをお伺いします。よろしく申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） それでは、明和町の健康推進の強みと弱みについてお答えいたします。

まず、強みにつきましては、平均寿命と健康寿命が長いということです。令和3年の調査におきまして、女性の平均寿命が県内1位の93.1歳、健康寿命が県内2位の84.8歳となっております。

明和町では、健康増進事業としまして、おとな元気教室を運動指導士に託し、実施しております。また、健康ひろばや健康出前講座として、町民の皆さんが興味のあるような内容をメニューとして講座を行っています。これらの健康増進事業を継続してきたことが平均寿命や健康寿命の延伸につながった一因と考えております。

次に、弱みにつきましては、先ほど申し上げました平均寿命が伸びたことにより、平均寿命と健康寿命の差、いわゆる介護等が必要な障害期間も伸びているというところです。この障害期間を短くすることが明和町の喫緊の課題と言えますが、一般介護予防事業として、運動と脳トレを行う筋力能力アップ教室、各地区コミュニティセンターで身体機能維持向上を行うえんがわ教室などを行い、介護予防にも力を入れているところです。

以上、明和町の健康推進における強みと弱みを申し上げましたが、今後も町民の皆様が健康で活力ある生活を送るために、健康増進事業につきましては現状に満足することなく、年々改善しながら最善の取組を行っていききたいと考え

ております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

山本章議員。

○9番（山本 章） ありがとうございます。

女性の平均寿命が県内1位、そして健康寿命が県内2位ということで、これまでの地道な健康増進事業の効果が出ているんだなど、素晴らしいことと思います。そして、これからもお年寄りが元気で暮らし続けていけるためには、今後も介護予防という視点で充実させていただきたいと思います。

また、健康寿命を考えた場合、イベントや公共交通なども積極的に活用し、お年寄りが外に出て人と交流したり、買物などをすることはフレイル予防にもなり、良い効果をもたらすのではないかと考えます。健康推進イベントをつくり、お年寄りも出てきていただき、刺激を受けてもらえるような取組を増やしていくことや、公共交通を活用して交通弱者のお年寄りが外に出て、移動がしやすくなるような支援も要望させていただきたいと思います。

いずれにしても、健康づくりには、医療、介護、行政それぞれが連携して総合的に進めていくことで、さらなる推進につながると考えることができると思います。

私は、健康推進を考える中で、先日、PHRサービスについて勉強させていただく機会をいただきました。PHRとは、個人ごとの健康や医療、介護に関する情報をデジタルで統合する仕組みのことをいいます。

統合される情報には、健診・検診結果、薬剤情報、手術情報、予防接種歴ほか、健康に関わる生活習慣の記録、ライフログ、脈拍、血圧、体温といったバイタルデータなどのPHRにより、従来市町村や医療機関、保険者、学校などがばらばらに保有し発行していた健康医療情報を、個人がPCやスマートフォンを通じてまとめて観覧できるようになります。その結果、個人がより質の高い医療を受けられることに向けられるようになると期待されていると聞きます。

こういったデジタル分野での、しかも健康推進という極めて住民の関心のあ
る分野で新たな取組が検討されていたり、実践されたりしてきている中で、明
和町はしっかりとそれに対応し、取り組んでいくべきだと考えますが、これか
ら明和町はP H Rサービスを取り入れる予定はありますか。もし取り入れると
したら、どのように取り組んでいこうと考えられているかお聞かせください。
お願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） それでは、P H Rサービスへの取組について
お答えいたします。

まず、現在の取組として、町で行っている健康診断の結果を、マイナンバー
カードを使ったマイナポータルで本人確認できるようにするために、町の健康
管理システムの改修を行っております。このことにより、マイナンバーカード
を使ってスマートフォンやパソコンで健診結果の確認ができるようになりました。

P H Rサービスにつきましては、国において健康寿命のさらなる延伸、効果
的、効率的な医療、介護サービスの提供を目的としたデータヘルス改革の取組
の一つに位置づけられています。マイナポータル等を通じて自身の保健医療情
報を閲覧できる仕組みの整理や、医療情報を介護分野での利活用推進などに取
り組んでいるところであります。

明和町では、国において整備された情報を町民の健康推進に活用できるよう、
デジタル田園都市国家構想交付金事業の中のヘルスケア分科会でヘルスケアア
プリの開発を行っております。このアプリでは、自らの健康、医療に関するデ
ータを記録し、マイナポータル等により特定健診、事業所健診、乳幼児健診な
どの検針情報を取得することで、一元的に管理できるようになることを目指し
ております。また、生活関連データとヘルスケアデータの分析で個別の健康ア
ドバイスを提供し、体調管理に活用してもらうことも検討しており、今年度中
にはこのアプリを完成できるよう取組を進めているところです。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

山本章議員。

○9番（山本 章） ありがとうございます。

今年度中にアプリが完成するように取り組んでいるということなので、期待しています。その結果や内容もできる限り町議会や町民の方にも伝えて、今の段階から情報共有ができ、プロモーションしていくことを願います。

そして、アプリをつくることが目的ではなく、この取組の先には明確なゴールがなければならないと思います。明和町はこの取組の先にどのようなゴールを、この先にゴールはどのような形で考えられているのかお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 取組のゴールとしましては、明和町健康づくり計画の基本理念である、住民一人一人が健康で自分らしく暮らしていけるよう健康意識を高め、保健、医療、福祉の関係機関などと連携し、住民の心身の健康づくりを支援し、病気や障害の有無にかかわらず、生涯を通じて生き生きと活動的に生活できることが実感できるまちづくりを目指しております。このことが課題である健康寿命の延伸にもつながるものと考えております。

P H R 情報の活用によって、生涯にわたり自身の保健医療情報を把握できるようになることで、生活習慣の改善等の行動変容や健康増進につながることで、医療機関や介護事業所においても、患者、利用者ニーズを踏まえたより最適な医療介護サービスの提供が可能になるものと考えております。

当町としましては、町民の皆様が自身の保健医療情報を基に健康増進や生活改善に役立てられるよう、周知啓発をしていきます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

山本章議員。

○9番（山本 章） ありがとうございます。

PHRが活用できるのには何が必要か、どんな環境なのか、具体的に訴えかけてもらえると有り難いですよね。後からそのインフラを整えていくとなると多分遅くなるので、先にそのインフラを整えて一気にもう仕掛けたほうが何かいいと思いました。

もう1点だけ質問させてください。

健康について関心は、特に高齢者が高いなというふうに感じられますが、若いときは健康についてあんまり関心がなく、年を重ねるごとに健康に対する不安が生まれ、そのとき初めて健康に関心を持つといった方もいると思います。

しかし、本当の意味での健康の増進を考えていくなれば、若いうちから健康に対する意識を持ってもらい、健康づくりや予防などの取組をしてもらうような行政のサポートが必要なのではないのでしょうか。まさに若者や現役世代、さらには子どもたちの健康増進していくという視点から、これから大切になってくると思います。特に、若者含む無関心層にどのようにアプローチしていくか、町としての取組のポイントになるのではと考えます。

もちろん無関心といってもその理由は様々で、関心がない人と改善するつもりがない人だけでなく、例えば若者や現役世代の中には、日々仕事に追われ、自分の健康に対する取組など後回しにし、改善する余裕がないといった人たちもいるのではないのでしょうか。いずれにしても、こういった人たちに行政がサポートや情報を提供することで、若者の健康無関心層の意識や生活に変化が生まれるのではないかと考えます。

そこで、若者を含む健康無関心層に対する具体的な取組を、明和町はどのように考えてられているのかお聞かせください。お願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） まず、健康無関心層とは、食生活や運動習慣の改善に関心がない、または、関心はあるが改善するつもりはない層のことです。厚生労働省が令和元年に実施した国民健康栄養調査の結果では、20歳以上

の無関心層は男性が約24%、女性が約26%で、明和町の人口に当てはめると男性約2,100人、女性が2,600人と試算できます。合計4,700人が明和町の健康無関心層の人数で、この方たちへの対策は重要だと感じているところです。

具体的な取組としましては、明和町では、近隣市町の中ではいち早く、二十歳から39歳までを対象にした若人健診を導入し、特定健診の対象となる40歳までの若年層にも健診を受ける機会を確保しております。

国民健康保険特定健診の未受診者に対しましては、ナッジ理論を応用した受診勧奨通知を送付しております。ナッジ理論とは自発的に望ましい行動に促すことですが、特定健診の未受診者にも種類があり、今年だけ忘れている人、二、三年ごとに受診している人、受診したことがない人などがあり、その人に応じた文面で通知を送付して受診率アップを図っております。

また、昨年度、保健福祉センターで行う集団検診の空き状況を明和町LINEで周知したところ、反応が大きく、申込者が増えたことがありました。さらに、今年度はスマートフォンや専用はがきでの申込みもできるようにし、より申し込みやすくなるよう工夫しております。

今後もこれらの取組を継続して実施し、健康無関心層にも健康に関心を持ってもらい、健康的な生活を送ることができるよう取り組んでいきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

山本章議員。

○9番（山本 章） ありがとうございます。

この健康無関心層というところの部分に関しては、ターゲットが明確なので、4,600人という若い層なので、ここはいつものデータのところの部分の話ししますけれども、SNSがすごく強くはまるはずです。なので、こういうところに関してのところの部分に関しては、明和町の公式LINEであったりとかをカスタムしていくことがすごく大事だと考えます。

今、よく言われるC h a t G P Tと言われるものが、あのものがL I N E上のところではA I チャットくんというのが入っています。チャットボットというものなんですけれども、こういうものをL I N E上の明和町の中にカスタム化させて入れていくことで、こちら側から発信していくというよりも、向こうから質問しかけてくるというような、その誘い込みを設けていけば、その辺の無関心層のところに関心を持ってもらえるのではないかと考えます。

どういうふうにそれをとというと、明和町の中にユーチューバーであったりとか、T i k T o kであったり、動画配信やっている若い子たちがいます。この子たちを活用して、活用してという言い方は悪いかな、その子たちに明和町のそういう健康推進のところの部分の動画であったり、明和町のプロモーションをかけていってもらうことで、若い層のところに向けてのそのターゲットに仕掛けていくことができると思います。その子たちがL I N E上から入ってきて、L I N Eのところの部分をちょっと触るようになれば、その健康推進のところの部分、まとめたのところなんですけれども、町への関心というところから健康推進というところにつながっていくのではないかと思いますので、そのようなくま活用していくというところの部分は、町のプロモーションにもなり、コマーシャルになるとありますので、その辺も要望としてお願いします。

次に、公共交通について質問させていただきます。

先月、愛知県の春日井市にデマンド交通の視察をさせていただきました。規模がめちゃめちゃでかかったまちなので、ちょっと少しでか過ぎて、その中で入っている大学であったりとかなので、無人運転とかなんていうところまで入っていましたので、ちょっと規模感が違い過ぎてすごいなという感覚で見させてもらったんですけれども、先日、鈴鹿の議会が視察に来られまして、その中でいろいろと意見交換させていただいたときに、公共交通は常に柔軟性を持って、常にカスタマイズしていくというのが、明和町の未来には必須やなというふうに感じました。

そこで、明和町でデマンド交通が始まりましたが、利用者数、利用状況、年

代などのデータに基づいて気づいたこと、気づかされたことはありますか。よろしくをお願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） データに基づいて気づいたこと等ということでございますけれども、まず、チョイソコにつきましては、対象者を65歳以上の高齢者の方、それから障害者手帳をお持ちの方、それと運転免許経歴書をお持ちの方、免許返納された方ということです、に限定をさせていただいております。

現在は、平日の午前9時から午後4時までが運行の時間帯、日と時間帯ということでございます。本年4月までの7か月間でありますけれども、会員登録数は現在611人となっております。予約件数といいますか、乗車回数は3,384件ということでございまして、徐々に利用が進んでは来ておる、そういうような状況です。

皆さんが乗られる、あるいは降りられる乗降場所については、商業施設と病院、それから駅、この3つが上位を占めております。買物、通院、それから駅への移動のために利用されておるということが分かってまいります。

また、利用者は女性の方が8割ということで、非常に女性の利用が多いということも分かっておりますし、また予約方法に関しても、電話とインターネットどちらも使えるんですけれども、9割超の方がもう電話での予約をされておるということで、やはり利用者が高齢層ということもあって、スマホの予約とか操作といったものが苦手か、あるいはおっくうかということで電話のほうに流れておるのかなというふうには感じております。

一方、民間のm o b i のほうですけれども、こちらは対象者には限定はございません。こちらは令和4年8月から実証運行のほうを開始されております。

運行は、平日の午前8時から午後7時までということになっております。本年4月までの9か月間で登録者数、アプリの登録者数はもっと多いかと思うんですが、その登録者数のうちで実際にm o b i をお使いの方が180人、その

方々の乗降回数は5,624ということになっておりまして、こちらも徐々にではあります、利用が進んでおります。

m o b i の利用者の年齢層なんですけれども、50代以下のニューファミリー層と言われるところが全体の85%を占めておりまして、利用目的については、買物、それから駅への移動、こちらは通勤、通学が主というところ。あとは飲食であったりとか、子どもの送迎、こういった用途で使われる方というのが多くなっておるといことが分かっています。

予約方法は、8割がアプリからの予約ということでございまして、利用者層の違いもあって非常にチョイソコと対象的な状態です。

以上のことから、チョイソコとm o b i、2つのデマンド型交通は、サービス提供の面において、今のところうまくすみ分けができておるのではないかなというふうに感じております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

山本章議員。

○9番（山本 章） ありがとうございます。

チョイソコのところの部分は、電話から予約が多いところを聞いたんですけれども、これのところで、菰野町のデマンド交通でおでかけのものというのがあるんです。それはネット予約が、この前、鈴鹿の議会が来てもらったときに教えてもらったんですけれども、ネット予約を多くするために100円引くんです。ネット予約してもらえると。その企画がうまくはまって、今、ネット予約が70%になったということです。

それは何かというと、ネット予約になることで手間を省けるというのが一つなんですけれども、年配者の方に対してのスマートフォンの活用、ネット状況、ネットからものを頼んだりだとか、ネットから情報を抜くという作業をしてもらえることになります。それって町の関心度が上がることなんです。今まで紙媒体で物事をつくっていたところが、ネットで一括配信で全部ができるという

のは、そういうところの部分としては全てのところにつながるので、関心度上げていくところの部分として、ここを100円というところの部分を目先の損と考えるのか、情報ツールの作成というふうに考えればすごく安い投資かなと思いますので、これも1つの案として提案させていただきます。

そこで、デマンド交通はそれなりにデータが取れると思いますが、町民バスなどはどのようなデータの取り方しているのか。また、これからどのようなデータが必要と考えているかお聞かせください。お願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） デマンド型交通と、それから町民バス、それぞれのデータの取り方につきましてですけれども、デマンド型交通においては、チョイソコ、m o b i とも、ご利用に当たっては会員登録をお願いしておりますので、電話やアプリで予約をいただくという方式ということもありまして、どのような属性の方が、いつ、どこから、どこまで乗られたよという情報を把握することが可能であります。

町民バスにおきましては、運転手の方が停留所ごとの乗降人数のほうを確認する方式でありますので、各便、どこの停留所で何人乗降しているかというところは把握をできておるんですけれども、それ以上の情報収集に関してはちょっと運転手の方の業務のほうに差し障るというようなことで、今のところそれ以上の情報は把握することができておりません。

現在、明和町では、町民バス、デマンド交通、それから民間タクシーがそれぞれ町内全域をカバーする形で走っております。町内での公共交通による移動手段としてサービスを提供しておるわけですが、その中で無駄が少なく、利用者が使いやすい公共サービスを効果的に提供するには、人の流れをつかむこと、繰り返しとなりますけれども、どのような属性の方が、いつ、どこからどこまで乗車されたのかというのを把握することが必要だというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

山本章議員。

○9番（山本 章） ありがとうございます。

やっぱりキーは、町民バスの乗降者ですよね。乗降者であったりとか、乗降率のデータですよね。あれ違いますか。防犯カメラの使用されていないときにバスに使用するという、そういうのが一つの案としてあればいいのかなと思います。

町民バスのこれからは、町民バスとデマンド交通とのバランスをどのように考えるか。明和町として公共交通のこれからのビジョンはどのように見ているのか。そのための準備などはしているのかお聞かせください。お願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 昨年から、町と民間のデマンド型交通が実証実験を行っておりまして、現在、バスとデマンド型交通が全て町内全域を走行しているような状態であります。住民の方にとって多くの選択肢があることは、とてもよいことだろうというふうには考えておるんですけども、運行エリアであったり、路線が重複すれば運行効率は当然下がりますし、費用もかさむことになります。

町民バスもデマンド型の交通も、このままの状態に継続していくというのではなくて、それぞれの強みを生かして、より効果的な公共交通網を形成できるように見直しをする必要があるというふうには考えております。

バスの強みというとは何かというと、定時定路線で大量輸送が可能という点です。同じ目的地を目指す利用者を太く束ねる線的な輸送が得意というふうに見えると思います。

一方のデマンド型交通は、個々が思い思いの場所に、思い思いの時間帯に自由に行けるという部分で強みを発揮するのではないかと思います。こちらは非常に機動的で、広い面的な輸送が得意というふうに思います。

実際、町民バスの利用状況を見てみますと、始発便では、各バス停から乗車

して、明星駅、斎宮駅、それからいつき茶屋で降りる方が多いです。駅から町外へと向かう、通勤、通学に利用されているというように見えてとれますし、それ以降の便では、主に駅と商業施設、あるいは病院の間を移動したりとか、あとは一部の小学校、小学生の下校に利用されているということがよく分かってまいります。

見直しに当たっては、より丁寧な検討を行う必要があるというふうには考えておりますけれども、大筋としては、町民バスはその主要な施設を結ぶ幹線的な路線へと変更していく中で、台数等を削減することでいくほうがいいのか。そして、それと併せてデマンド型交通は、町民バスではカバーできない側面的な移動を支える形で、今後、運行日や運行の時間帯の拡大を図っていくのがよいのではないかというふうに考えております。

そして、今後、得られたデータや、利用者の声を基に運行事業者と協議、調整を重ねて見直しを図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

山本章議員。

○9番（山本 章） ありがとうございます。

どのようなデータを取るか、そして活用、そこがもうキーですよ。やっぱり一番大切なんやなというのは、これから思います。

出てきたデータの中から町民のニーズも把握できると思いますし、また、町民バスとデマンド交通、その機能に違いもあるということから、このバランスを日頃から考えながら、1回では必ずうまくいくはずがないと思います。なので、常に改善しながらよりよい公共交通をつくり上げていければと、その中に協力できればと思いますので、よろしくお願いします。

人が移動を自由にできることを最適に確保していくというのは、まちづくりで最も大切な視点の一つです。これから統合する小学校の子どもたちの登下校、高校生は町外の高校に進学することになるので、高校生の登下校もしっかり町

としてサポートしなければいけませんし、お年寄りの医療機関への移動や買物、さらには人と人、地域と地域の交流を守っていかなければなりません。そういう意味では、今回質問させていただきました教育や健康といった視点ともつながると私は考えております。

今回、財政から始まり、まちづくり、教育、健康、公共交通と、いろいろな角度で質問させていただきましたが、それぞれ前向きな答弁いただきましてありがとうございます。ぜひ、行政にも民間の感覚を入れて取り組んでいただきたい。今日の答弁からそういう姿勢も感じられましたし、ぜひ形にし、町民にそれを体感してもらえそうな取組をしていただきたいと思います。

民間企業なら、福利厚生、商品開発、働き方改革など、いかに先行投資で継続的な収益を目指していくかという視点を大事にします。国や地方の財政難、少子高齢化、住民のニーズの変化、多様化の中で、自走的に持続的なまちづくりは、町を経営していくとか、地域を経営していくという視点で捉えるべきと私は考えます。細かくやるだけが全てではなく、もっと先を見据えた、目先の損得を考えず、住民の笑顔、町職員の笑顔を想像した町運営にしてほしいと私は心から願っております。

今回の一般質問、これにて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（奥山 幸洋） 以上で山本章議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（奥山 幸洋） これをもちまして、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

(午後 4時 27分)
